

令和4年度

包括外部監査結果報告書

令和5年3月

呉市包括外部監査人

弁護士 原 晃 志

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4 監査対象期間	1
第5 監査の方法	1
1 監査の視点	1
2 主な監査手続	2
3 監査の対象	2
第6 監査の実施時期	2
第7 包括外部監査人および補助者	2
第8 利害関係	2
第9 その他	2
1 指摘・意見について	3
2 略称等について	3
(1) 法令等の略称	3
(2) 略符号	3
(3) 判例の略称	3
(4) その他の表記	4
第2章 監査対象の概要	5
第1 自治体における債権管理	5
1 自治体における債権の定義および分類	5
(1) 債権の定義	5
ア 債権	5
イ 債権管理	5
(2) 債権の法的性質に関する分類	5
ア 公債権と私債権	6
(ア) 公債権	6
(イ) 私債権	6
イ 強制徴収公債権と非強制徴収公債権	6
(ア) 強制徴収公債権	7
(イ) 非強制徴収公債権	7
(ウ) 区別の方法	7
ウ 各債権の特性	9

(ア) 自力執行力の有無	9
(イ) 質問検査権等の有無	9
(ウ) 時効援用の要否	9
2 自治体における債権管理の概要	13
(1) 債権管理の基本的な流れ	13
ア 強制徴収公債権の管理の基本的な流れ	13
イ 非強制徴収公債権および私債権の管理の基本的な流れ	14
(2) 用語・手続の説明	17
ア 調定、納入および収納管理	17
(ア) 調定	17
(イ) 納入の通知	17
(ウ) 収納管理	17
イ 督促および催告	18
(ア) 督促	18
① 督促状の発送	18
② 支払期限	18
③ 督促手数料	18
④ 督促の効果	18
(イ) 催告	19
ウ 延滞金、遅延損害金	19
(ア) 公債権の場合	19
(イ) 私債権の場合	19
エ 分割納付誓約書（法律に定めのない分割納付の方法）	19
(ア) 分割納付誓約書について	20
① 一般的な分割納付誓約書	20
② 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書	20
(イ) 期限の利益	20
オ 債権の保全	21
(ア) 履行期限の繰上げ	21
(イ) 債権の申出	21
(ウ) 担保提供の請求、仮差押え	21
カ 財産調査	21
(ア) 強制徴収公債権の場合	21
(イ) 非強制徴収公債権および私債権の場合	22
キ 滞納処分、法的手続・民事執行	22
(ア) 滞納処分（強制徴収公債権の場合）	22
(イ) 法的手続・民事執行等（非強制徴収公債権および私債権の場合）	22
① 法的手続	22
i 債務名義	23

ii	債務名義の例	23
②	民事執行等	23
i	担保権の実行または保証人に対する請求	23
ii	強制執行	23
ク	徴収緩和制度	24
(ア)	停止措置	24
①	滞納処分の執行停止（強制徴収公債権の場合）	24
②	徴収停止（非強制徴収公債権および私債権の場合）	24
(イ)	履行期限の延長	25
①	徴収猶予・換価の猶予（強制徴収公債権の場合）	25
i	徴収猶予	25
ii	換価の猶予	25
②	履行延期の特約または処分（非強制徴収公債権および私債権の場合）	25
(ウ)	免除および権利の放棄等による債権の消滅	26
①	滞納処分の執行停止後の期間経過による債権消滅（強制徴収公債権の場合）	26
②	免除・放棄（非強制徴収公債権および私債権の場合）	26
i	免除	26
ii	放棄	26
ケ	消滅時効	27
(ア)	消滅時効について	27
①	公債権の場合	27
②	私債権の場合	27
(イ)	時効の完成猶予・更新	27
①	時効の完成猶予	27
②	時効の更新	28
(ウ)	消滅時効の援用	28
①	公債権の場合	28
②	私債権の場合	28
(エ)	時効利益の放棄	28
①	公債権の場合	28
②	私債権の場合	28
コ	不納欠損	29

第2 呉市の債権管理の状況

1	呉市の一般会計および特別会計の歳入決算状況	30
(1)	調定額の推移	30
(2)	収納率の推移	30
2	呉市における滞納整理に関する取組等	31

(1) 市長の専決処分事項の指定	31
(2) 呉市私債権の管理に関する条例（平成 25 年呉市条例第 11 号）	31
(3) マニュアル等	32
ア 債権管理マニュアル《呉市》および債権管理マニュアル別冊《様式集》	32
イ 個別の担当課のマニュアル・要綱	33
(4) 収納率向上対策委員会	33
(5) 債権回収対策室	33
(6) 基礎研修	33
(7) 債権回収対策室に対する定期的な相談	33
(8) 滞納債権の回収を目的とした歳入の徴収または収納の委託	34
(9) I P K N O W L E D G E（通称：I P K）	34

第 3 章 包括外部監査の結果 35

第 1 監査の対象とした債権一覧表	35
第 2 複数の債権に共通する監査結果	38
1 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書について	38
(1) 記載内容および様式	38
(2) 評価	38
2 私債権に関する遅延損害金について	39
(1) 請求の状況	39
(2) 評価	39
3 呉市債権管理マニュアル等の運用について	42
(1) 運用の状況	42
(2) 評価	44
4 非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備について	47
(1) 管理体制の状況	47
(2) 評価	47
5 情報共有体制の整備について	48
(1) 情報共有体制の状況	48
(2) 評価	48
6 民間の債権回収業者への委託について	49
(1) 委託の状況	49
(2) 評価	49
第 3 個別の債権の監査結果	51
〈担当課〉	
総務課（通し番号 1）	53

人事課	(通し番号 2～3)	55
情報統計課	(通し番号 4～5)	61
管財課	(通し番号 6～13)	65
収納課	(通し番号 14～17)	81
市民窓口課	(通し番号 18～24)	93
人権・男女共同参画課	(通し番号 25)	107
文化振興課	(通し番号 26～42)	109
スポーツ振興課	(通し番号 43～54)	143
福祉保健課	(通し番号 55～62)	167
保険年金課	(通し番号 63～67)	187
介護保険課	(通し番号 68～69)	207
高齢者支援課	(通し番号 70～71)	215
病院事業課	(通し番号 72)	219
生活支援課	(通し番号 73～76)	223
子育て支援課	(通し番号 77～81)	231
子育て施設課	(通し番号 82～83)	241
環境政策課	(通し番号 84～98)	245
環境施設課	(通し番号 99～110)	275
環境政策課環境試験センター	(通し番号 111～117)	299
観光振興課	(通し番号 118～119)	313
港湾漁港課	(通し番号 120～125)	317
農林土木課	(通し番号 126～127)	329
交通政策課	(通し番号 128)	333
建築指導課	(通し番号 129)	335
住宅政策課	(通し番号 130～134)	337
土木総務課	(通し番号 135～137)	351
上下水道局営業課	(通し番号 138～140)	357
学校施設課	(通し番号 141)	363
学校教育課	(通し番号 142～143)	365
学校安全課	(通し番号 144)	369
呉高等学校	(通し番号 145～146)	371
農業委員会	(通し番号 147～155)	375

第4章 監査結果および意見一覧 393

第5章 まとめ 414

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

債権管理に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

公共サービスの提供を行うためには、その財源を確保することが重要である。

財源となる市税等については、法令等に基づいて市民が負担し、地方公共団体は市民に対する債権を有することになる。

この債権の回収が滞る場合、財源の確保に支障をきたし、市民に対して十分な公共サービスを提供できなくなる。また、適切に納付している市民とそうでない市民との間の公平性という点においても問題を生じる。

このように、債権の管理に関する事務を適正・公平に執行することは、全ての自治体における重要な事項であり、また、市民にとっても重要な関心事であるといえる。

この点、呉市の過去の包括外部監査において債権管理を直接のテーマとしたものではなく、公共サービス提供の財源確保の観点からこれをテーマとすることは有意義であると考えられる。

加えて、本外部監査は、弁護士が初めて呉市の包括外部監査に携わるものであるところ、債権管理、債権回収等を専門分野の一つとする弁護士の視点から上記事務の執行を検証することの意義は大きいと考えられる。

以上に鑑み、債権管理に関する事務の執行について監査を実施し、指摘や意見を表明することが、呉市の公共サービス提供の財源確保にとって有用と判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

第4 監査対象期間

令和3年度。ただし、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

1 監査の視点

監査に当たっては、監査対象となる地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について、次の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない（自治法252条の37第2項）。

自治法2条14号：住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同条 15 号：常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

これを踏まえ、監査の視点として次の 3 つを設定した。

① 合規性

事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に従って行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務の執行が、経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているか。

③ 公平性

事務の執行が、公平に行われているか。

2 主な監査手続

各債権を所管する課等に対して文書による照会および口頭によるヒアリングを行い、関連する資料およびデータの提供並びに説明を受けた。

3 監査の対象

呉市の有する全ての債権（金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利）として呉市から回答のあった 155 種類の債権を対象とした。

35 ページ（第 3 章 包括外部監査の結果 第 1 監査の対象とした債権一覧）以下において、一覧表の形で列挙している。

なお、預貯金も金融機関に対する債権であるところ、金融機関が不履行をすることは通常想定し難いことから監査の対象には含まない。

第 6 監査の実施時期

令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日

第 7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	弁護士	原	晃志
監査補助者	公認会計士	山田	紳太郎
監査補助者	弁護士	山岡	嗣也
監査補助者	弁護士	加藤	之拓

第 8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第 9 その他

1 指摘・意見について

【指摘】として記載した事項は、「監査の結果として報告」（自治法 252 条の 37 第 5 項）するもの、すなわち、適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要と思料するものである。

【意見】として記載した事項は、「監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出」（同法 252 条の 38 第 2 項）するもの、すなわち、直ちに適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要とまでは考えないが、是正を検討することが「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」と思料するものである。

2 略称等について

原則的に以下の略称等を用いている。ただし、引用等、必要に応じて以下の略称等を用いずに表記する場合がある。

(1) 法令等の略称

- ・地方自治法 ⇒ 自治法
- ・地方自治法施行令 ⇒ 自治令
- ・国税徴収法 ⇒ 国徴法
- ・地方税法 ⇒ 地税法
- ・民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正前の民法 ⇒ 旧民法
- ・民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正後の民法 ⇒ 新民法 または 民法
- ・民事訴訟法 ⇒ 民訴法
- ・民事執行法 ⇒ 民執法
- ・民事調停法 ⇒ 民調法
- ・呉市私債権の管理に関する条例 ⇒ 呉市私債権管理条例

(2) 略符号

- ・条番号 第 1 条、第 2 条、… ⇒ 1 条、2 条、…
- ・項番号 第 1 項、第 2 項、… ⇒ 1 項、2 項、…
ただし、条文数に枝番がある場合には、「第」を挿入する。
- ・号番号 第 1 号、第 2 号、… ⇒ 1 号、2 号、…
(例) 国税徴収法第 79 条第 2 項第 1 号 ⇒ 国徴法 79 条 2 項 1 号
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 ⇒ 自治法 231 条の 3 第 3 項

(3) 判例の略称

- ・最高裁昭和 39 年 10 月 29 日判決 ⇒ 最判昭和 39 年 10 月 29 日

(4) その他の表記

- ・債権管理マニュアル《呉市》 ⇒ 呉市債権管理マニュアル
- ・債権を所管する課・所管課 ⇒ 担当課
- ・その他、読みやすさを考慮し、公用文の用字用語例や「呉市公用文に関する規程」に準拠していない箇所がある（「及び」、「又は」等を平仮名表記するなど）。

第2章 監査対象の概要

第1 自治体における債権管理

1 自治体における債権の定義および分類

(1) 債権の定義

ア 債権

債権とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」をいう（自治法 240 条 1 項）。

なお、一般的な定義においては、債権とは、債権者が債務者に対して一定の給付を請求することができる権利であるとされ、金銭以外の給付を目的とするものも含まれる。例えば、売買契約における物の引渡しや雇用契約における役務提供といった給付である。

これに対し、地方公共団体が管理する財産（自治法 237 条 1 項）としての債権は、金銭債権に限定されている（自治法 240 条 1 項）。監査対象となる債権についても自治法上の債権とし、上記のとおり定義する。

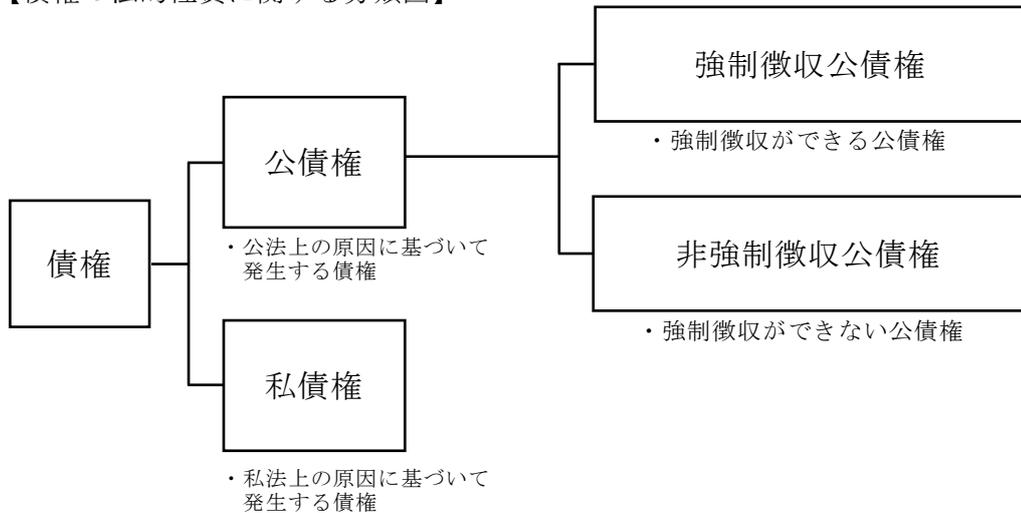
イ 債権管理

債権の管理に関する事務とは、債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更および消滅に関する事務をいう（国の債権の管理等に関する法律 2 条 2 項と同様）。

(2) 債権の法的性質に関する分類

次に述べる債権の分類により、債権管理の方法が異なってくる。
債権は、図にすると、次のとおり分類される。

【債権の法的性質に関する分類図】



ア 公債権と私債権

自治法上の債権は、一般的に、その法的性質により、公債権と私債権に分類される。

(ア) 公債権

公債権とは、一般的に、公法上の原因に基づいて発生する債権と定義される。

相手方の同意を要件とせず、行政処分によって発生する。

後述のとおり、さらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分かれる。

(イ) 私債権

私債権とは、一般的に、私法上の原因に基づいて発生する債権と定義される。

当事者間の契約に基づいて発生する債権が典型として挙げられる。

民法では、次の4つの類型を設けている。

- ・契約（民法 521 条～696 条）
- ・事務管理（同 697 条～702 条）
- ・不当利得（同 703 条～708 条）
- ・不法行為（同 709 条～724 条の 2）

私債権に関し、権利を強制的に実現するためには、訴えの提起等の手続をとり、民執行による強制執行等、裁判所の手続を経る必要がある。

イ 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、一般的に、その徴収方法の違いにより、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。

(ア) **強制徴収公債権**

強制徴収公債権とは、行政庁が自力執行力を有する公債権、すなわち、地方税の滞納処分の例もしくは国税滞納処分の例により徴収することができる債権をいう。

自力執行力は、行政庁が自ら差押え等を行い、権利を強制的に実現させることのできる効力である。

権利実現のために裁判所の手続を経る必要がない。

(イ) **非強制徴収公債権**

非強制徴収公債権とは、行政庁が自力執行力を有しない公債権、すなわち、地方税の滞納処分の例もしくは国税滞納処分の例により徴収することができない債権をいう。

行政庁が自ら差押え等を行うことはできない。

私債権と同様に、権利を強制的に実現させるためには、訴えの提起等の手続をとり、民執行による強制執行を行うなど、裁判所の手続を経る必要がある。

(ウ) **区別の方法**

強制徴収公債権と非強制徴収公債権のいずれの公債権に該当するかは、強制徴収の根拠が「法律」に明記されているか否かによる。

例えば、市民税については、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」（地税法 331 条 6 項）と規定されていたり、下水道使用料については「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」（自治法 231 条の 3 第 3 項・同法附則 6 条 3 号）と規定されていたりする。

なお、条例で強制徴収の根拠規定を新たに創設することはできない。

強制徴収公債権の例を列挙すると、次のとおりである。

(出典：「改正民法対応版Q & A自治体の私債権管理・回収マニュアル」(編集：大阪弁護士会・自治体債権管理研究会))

強制徴収 公債権	1	地方税 (自治法 223 条)	
	2	分担金 (自治法 224 条)	
	3	加入金 (自治法 226 条)	
	4	過料 (自治法 228 条Ⅱ、Ⅲ等)	
	5	法律で定める 使用料その他 の普通地方公 共団体の歳入	<p>①他の法律で定めるもの(国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道事業受益者負担金等)</p> <p>②港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭</p> <p>③土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭</p> <p>④下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)18 条から 20 条まで(25 条の 10 において 18 条及び 18 条の 2 を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</p> <p>⑤漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)35 条、39 条の 2 第 10 項又は 39 条の 5 の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金</p>
	6	当該歳入に係る手数料及び延滞金	

ウ 各債権の特性

各債権の特性の比較は、後掲（11 ページ～12 ページ）【強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権 比較表】のとおりである。

特に重要な差異は、自力執行力の有無、質問検査権等の有無、時効援用の要否である。

【特に重要な差異】

分類	自力執行力の有無	質問検査権等の有無	時効援用の要否
強制徴収公債権	○（あり）	○（あり）	×（不要）
非強制徴収公債権	×（なし）	×（なし）	×（不要）
私債権	×（なし）	×（なし）	○（必要）

(ア) 自力執行力の有無

非強制徴収公債権および私債権の場合、自力執行力がなく、権利を強制的に実現するために訴えの提起等の法的手続をとり、民執行による強制執行等、裁判所の手続を経る必要がある。訴えの提起をしようとするときは、議会の議決が必要となる（自治法 96 条 1 項 12 号）。

※なお、専決処分事項の指定（自治法 180 条 1 項）があるときは事前に議会の議決を要せず、事後の報告を要する（同条 2 項）。

他方、強制徴収公債権の場合、自力執行力があり、上記のような手続的負担がない。

自力執行力を有するか否かにより、手続的負担が大きく異なる。

(イ) 質問検査権等の有無

強制徴収公債権の場合、質問検査権があり（地税法 298 条、331 条 6 項、20 条の 11、国徴法 141 条等）、検査拒否等に対しては罰則が設けられている（地税法 299 条、333 条、国徴法 188 条等）。また、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見するため捜索を行うこともできる（地税法 331 条 6 項、国徴法 142 条）。

非強制徴収公債権および私債権の場合、債務者の同意を必要とする任意の調査をして実施することとなる。なお、強制執行において完全な弁済を得ることができなかつたなどの要件のもとに財産開示手続（民執行法 196 条以下）をとることも可能であるが、簡易迅速な手続とは言い難い。

(ウ) 時効援用の要否

公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）は、消滅時効期間が経過すると、直ちに債権消滅という消滅時効の効果が発生する。そのため、

債権の消滅以後に受領した金員は不当利得となってしまう。また、会計処理上も債権消滅として不納欠損処理が可能となる。

他方、私債権は、消滅時効期間が経過しても、直ちに債権消滅という効果は発生しない。債権消滅の効果を生じるためには、債務者による時効の援用（時効を主張するという意思表示）を必要とする。時効の援用がない場合、原則として会計処理上も不納欠損処理を行えない。場合によっては数十年にわたり弁済見込みのほとんどない債権が帳簿上残存する事態も生じかねない。そこで、そのような時効の援用のない債権を消滅させるためには、自治法上の放棄（議会の議決必要。自治法 96 条 1 項 10 号）か呉市私債権管理条例による放棄（同条例 8 条 2 号。事後に議会へ報告（同条例 9 条）。）を要することとなる。

【強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権 比較表】

(出典：「改正民法対応版Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」(編集：大阪弁護士会・自治体債権管理研究会))

項目	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	
発生段階	発生原因	公法上の原因又は公法関係から発生した債権		
	納入通知	自治法 231 条、地税法 13 条・納付又は納入の告知	自治法 231 条	
	不服申立て	行政上の不服申立て手続（審査請求）があり、公債権（分担金、使用料、加入金及び手数料）については、不服申立前置主義が採られている（自治法 229 条 5 項）。まず審査請求に対する裁決を受け、これに不服があれば行政事件訴訟による。	行政上の不服申立て手続の適用はなく、もっぱら民事訴訟による。	
督促	根拠条文	①自治法 231 条の 3 第 1 項 ②地方税の場合 地税法 329 条 1 項、371 条 1 項等 ③その他の個別法 都市計画法 75 条 3 項、河川法 74 条 1 項、道路法 73 条 1 項その他	自治法 231 条の 3 第 1 項	自治令 171 条
	時効更新効	1 回目の督促に時効更新効（自治法 236 条 4 項）		
	滞納処分との関係	滞納処分を行う前提要件となる。督促を行った後、裁判手続等を行わずに滞納処分可能。	督促を行った後、裁判手続等を別途行って債務名義を取得しなければ、強制執行に着手できない。	
滞納が発生して督促を行う段階	督促手数料 延滞金 遅延損害金	①自治法 231 条の 3 第 1 項の「普通地方公共団体の歳入」について 督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（同条 2 項及び条例による） ②地方税について 督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（地税法 330 条及び条例、326 条 1 項、369 条 1 項等による） ③その他の個別法 下水道事業受益者負担金については、都市計画法 75 条 2 項及び条例により督促手数料、都市計画法 75 条 4 項により年 14.5%の延滞金の徴収可能等	督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（自治法 231 条の 3 第 2 項、督促手数料及び延滞金に関する条例による）	民法上の法定利率年 3% の割合（ただし、変動制）による遅延損害金の請求を行うことは、条例及び契約書に定めがない場合でも可能 条例及び契約書に明記し合意すれば、督促状発送に係る実費相当額も、法定利率を上回る利率による遅延損害金も、徴収可能と解される。
	書類の送達方法・行方不明者への送達	自治法 231 条の 3 第 4 項で地方税の例による（地税法 20 条、20 条の 2）。到達主義		民法 97 条の到達主義。同法 98 条の公示による意思表示。訴訟を提起している場合には民訴法 113 条の公示送達による意思表示の到達

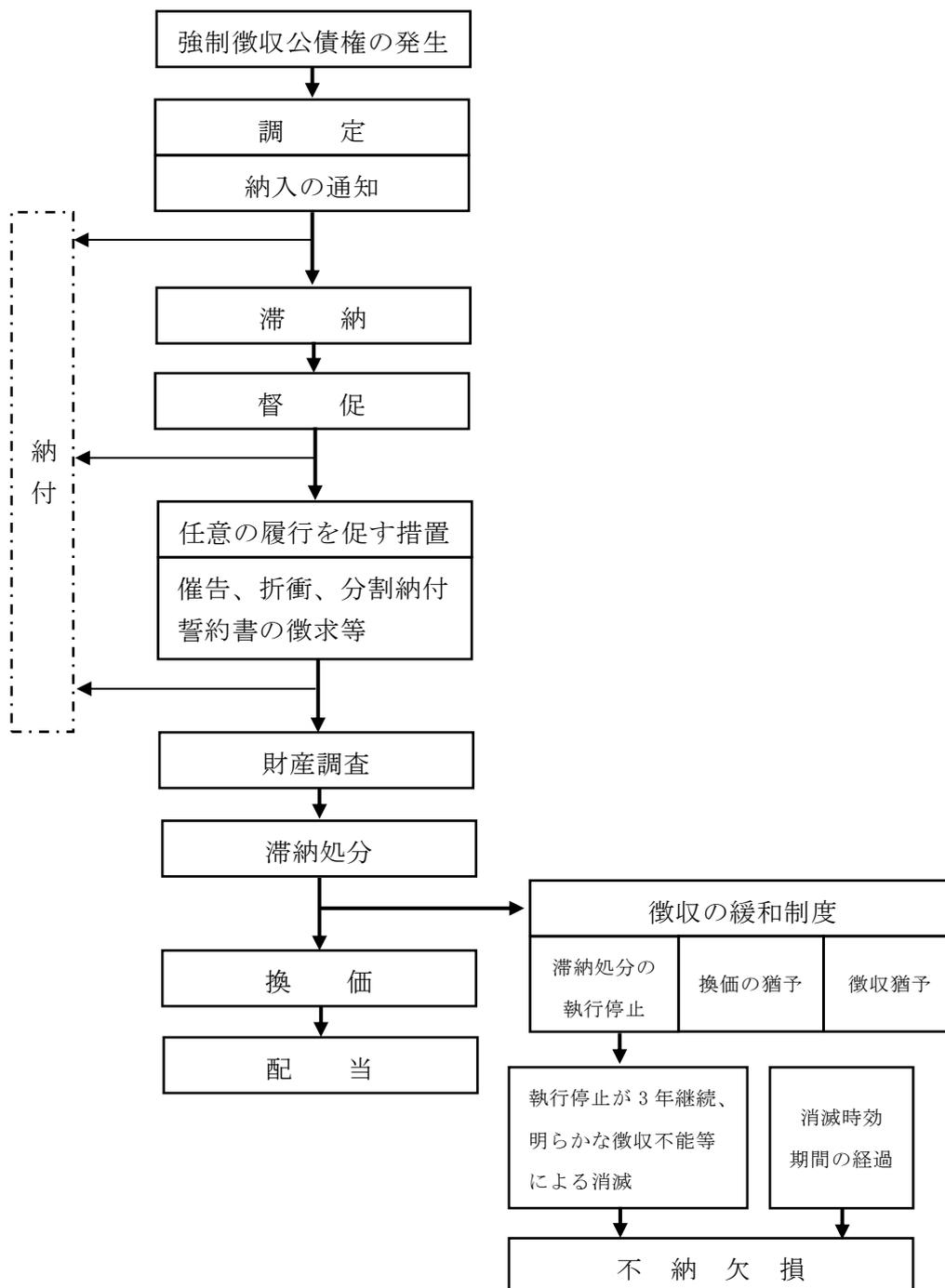
項目		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
滞納処分、強制執行	裁判手続の要否	裁判手続不要	裁判手続等を取り債務名義（民執法 22 条）を取得することが必要	
	滞納処分及び強制執行の具体的手続	滞納→督促（自治法 231 条の 3 第 1 項等）→滞納処分（自治法 231 条の 3 第 3 項等）→換価→配当	滞納→督促（私債権は自治令 171 条、非強制は自治法 231 条の 3 第 1 項）→裁判所での権利確定手続（訴えの提起、支払督促等）→債務名義（民執法 22 条）→裁判所へ強制執行の申立て（不動産、債権、動産）→換価→配当	
滞納処分等	財産調査	国徴法 141 条質問・検査、142 条搜索	任意調査。 ただし、判決等の執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者であれば、一定の要件のもとで財産開示手続（民執法 196 条以下）	
徴収緩和措置	停止措置	自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 による滞納処分の執行停止	自治令 171 条の 5 による徴収停止	
	履行期限の延長	自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条による徴収猶予、地税法 15 条の 5 による換価の猶予。ただし、地税法 16 条の担保の徴収が原則として必要	自治令 171 条の 6 による履行延期の特約等	
	免除権利の放棄	執行停止後の期間経過の効果としての債権消滅につき自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 第 4 項、5 項	免除につき自治令 171 条の 7 権利の放棄につき自治法 96 条 1 項 10 号	
消滅時効	時効期間	自治法 236 条 1 項、地税法 18 条 1 項で 5 年 ただし、国民健康保険料や介護保険料のように個別法で 2 年と短く定められている場合がある。	自治法 236 条 1 項で 5 年	新民法では、主観的起算点から 5 年か、客観的起算点から 10 年のいずれか早い方の経過による（新民法 166 条 1 項） 旧民法では、民事上の債権は 10 年（旧民法 167 条 1 項）、商事債権については 5 年（旧商法 522 条）が原則であるが、旧民法で様々な特則あり。
	時効の援用 時効利益の放棄 時効援用権喪失	時効援用不要 時効利益の放棄不可 （自治法 236 条 2 項、地税法 18 条 2 項）	時効援用必要（民法 145 条）、時効利益の放棄可能（民法 146 条参照）。判例上、時効援用権を喪失する場合がある。	
	時効の完成 猶予・更新	1 回目の督促には時効更新効（自治法 236 条 4 項、地税法 18 条の 2 第 1 項 2 号）、時効の完成猶予・更新の事由（民法 147 条等）		
破産	破産法上の債権の種類	国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる「租税等の請求権」（破産法 97 条 4 号）に該当 ①破産原因が生じた時期が破産手続開始決定の前か後か、 ②具体的納期限と破産手続開始決定日の関係、 ③当該租税が本税か附帯税か等の基準により、財団債権、優先的破産債権及び劣後的破産債権の 3 つに分かれる。	一般破産債権	一般破産債権 ただし、 ①債務者が自然人の場合の上水道の供給は民法 306 条 4 号、310 条の日用品の供給に該当し、破産手続開始前 6 か月間の供給に係る使用料は一般先取特権の対象となり、優先的破産債権となる。 ②破産手続開始申立て後、破産手続開始決定前の上水道の供給に係る使用料は財団債権となる（破産法 55 条 2 項）。
	免責との関係	免責の対象とならない（財団債権につき破産法 253 条 1 項本文参照、優先的破産債権、劣後的破産債権につき破産法 253 条 1 項 1 号、同 97 条 4 号）	原則として免責される（非免責債権の例外につき破産法 253 条）	

2 自治体における債権管理の概要

(1) 債権管理の基本的な流れ

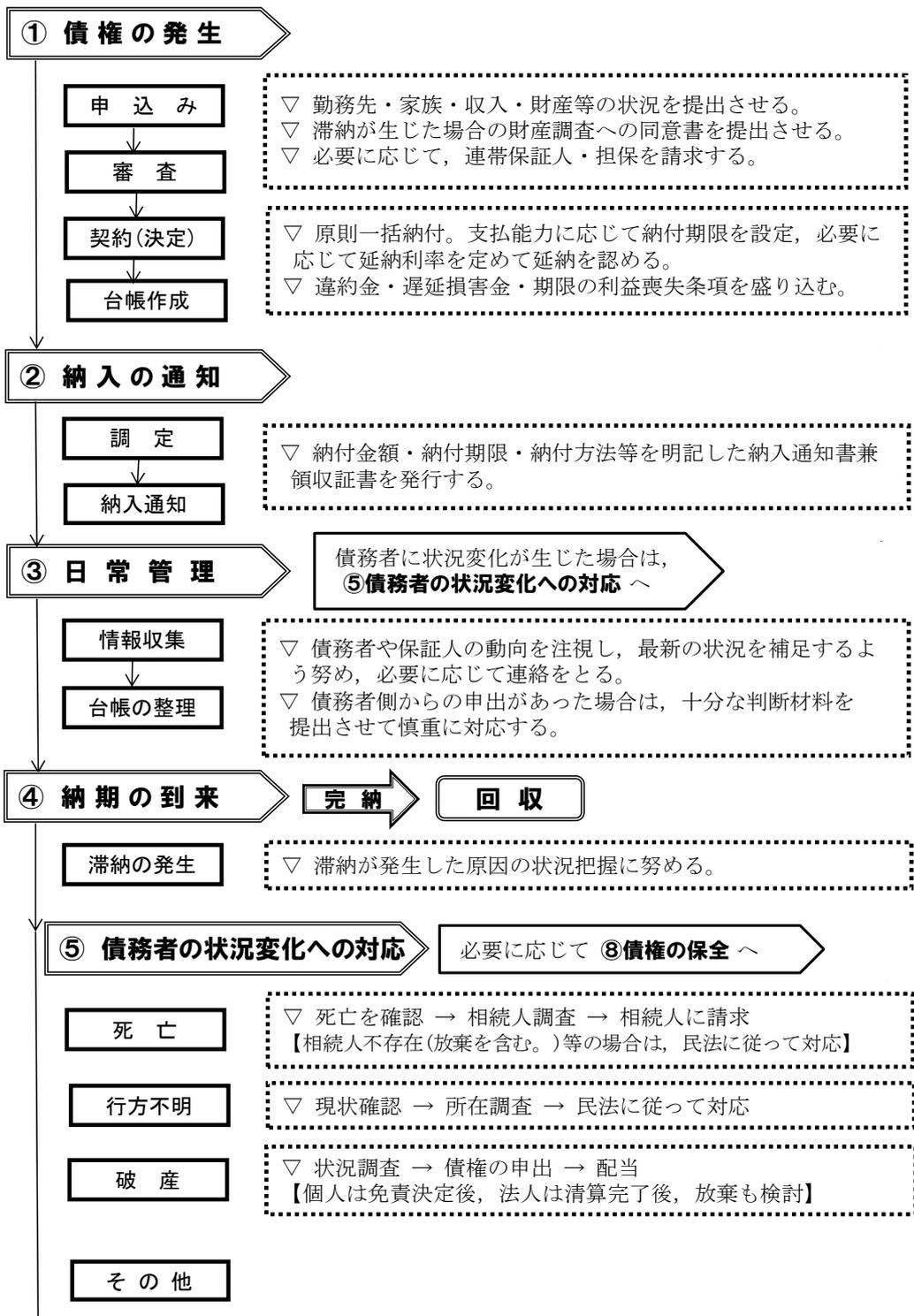
ア 強制徴収公債権の管理の基本的な流れ

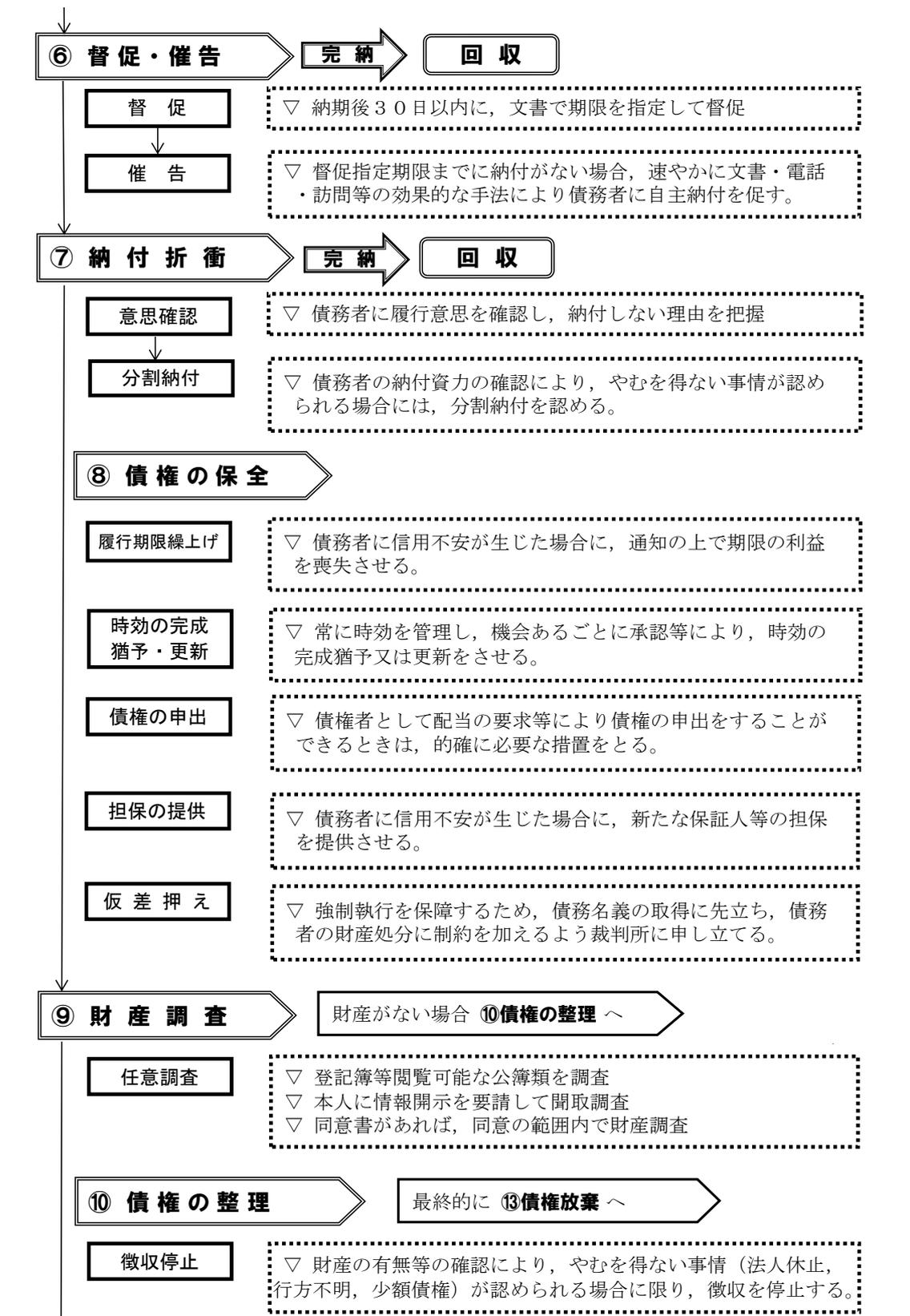
強制徴収公債権の管理の基本的な流れは、次の概略図のとおりである。

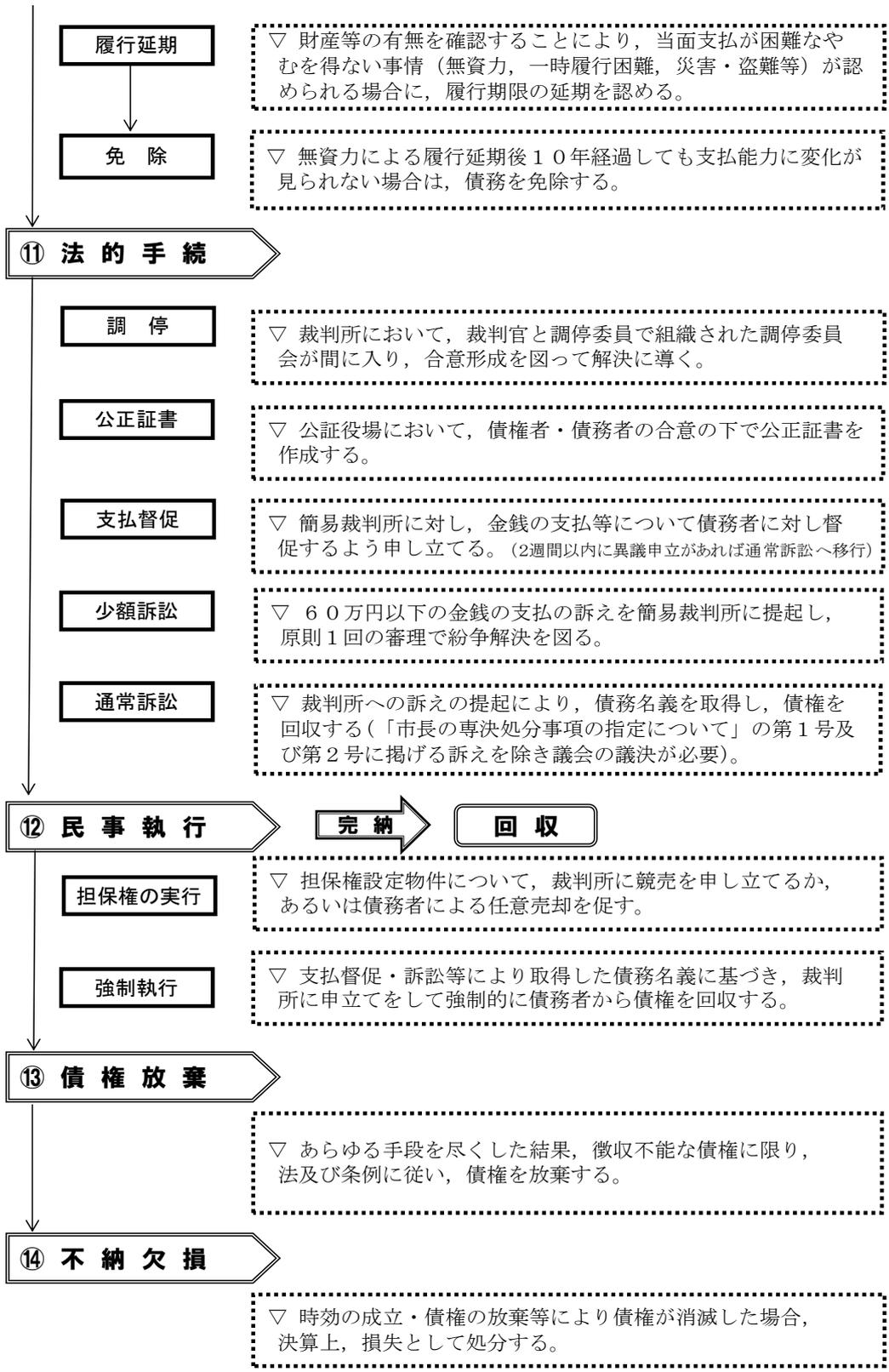


イ 非強制徴収公債権および私債権の管理の基本的な流れ
 非強制徴収公債権および私債権の管理の基本的な流れは、次の概略図のとおりである（呉市債権管理マニュアルから引用）。

債権管理マニュアル【骨子】







(2) 用語・手続の説明

上記(1)の債権管理の基本的な流れに関し、用語・手続の説明は以下のとおりである。

ア 調定、納入および収納管理

自治体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法 231 条、自治令 154 条、地方税の場合は地税法 13 条の納付または納入の告知）。

(ア) 調定

調定とは、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等に誤りがないかどうか、法令に違反する事実がないかどうかを確認することであり（自治令 154 条 1 項）、内部的な意思決定のことである。

(イ) 納入の通知

納入の通知とは、原則として納入義務者に対して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所、請求の事由を記載した文書で行うことをいい（自治令 154 条 3 項）、対外的な行為である。

納入の通知には、既に発生している債権を請求するもの（土地の払下げ代金、建物や自動車等が損傷を受けたことによる損害賠償等）や、納入通知によって当該債権を発生させるもの（賦課）がある。

自治体の窓口（自治法 170 条 2 項 1 号、171 条 3 項）または指定金融機関等（自治法 235 条、自治令 168 条、168 条の 3 第 3 項）へ現金を持参して納付するか、口座振替の方法で納付する（自治令 155 条）のが通常である。証券納付の方法も認められている（自治令 156 条）。なお、呉市では債権の種類によりコンビニエンスストアやスマートフォンでの納付も導入している（市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税）。

非強制徴収公債権および私債権に関し、呉市債権管理マニュアルでは、納期限の 10 日前までに納入通知書を交付するものとされている。

(ウ) 収納管理

現金の出納および保管は会計管理者の権限であり（自治法 170 条 2 項 1 号）、現金納付の場合、その納付金は会計管理者が保管し、振替納付の場合、金融機関から領収済通知書が会計管理者に送付される。個々の債権者の入金管理は各担当課が行うことから、会計管理者から送付される領収済通知書をもとに、担当課において債権管理台帳等に記録し、残額等の確認を行う。

イ 督促および催告

(ア) 督促

督促とは、納付または納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為をいう（公債権：自治法 231 条の 3 第 1 項、地税法 329 条 1 項、371 条 1 項等。私債権：自治法 240 条 2 項、自治令 171 条）。

① 督促状の発送

公債権における自治法 231 条の 3 第 1 項、私債権における自治令 171 条には手続等の特段の定めはない。

地税法では、納期限後 20 日以内に督促状を発するものとされているが訓示規定と解されており、呉市税条例においては納期限後 30 日以内に、督促状を発しなければならないとされている（同条例 14 条本文）。

呉市債権管理マニュアルにおいては、非強制徴収公債権および私債権に係る督促を原則 30 日以内に発送することを基本とするものとされている。

② 支払期限

例えば、市民税については、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産を差し押えなければならないとされている（地税法 331 条 1 項 1 号）。

呉市債権管理マニュアルにおいては、私債権および非強制徴収公債権に関し、督促の発送の日から 15 日以内の日を納付期限と定めて明記しておくものとされている。

③ 督促手数料

公債権につき、条例で定めるところにより徴収することができる（自治法 231 条の 3 第 2 項）が、呉市では督促手数料に関する規定を廃し、平成 9 年 4 月 1 日以降に新たな賦課は行われていない。

私債権についても、呉市の条例における督促手数料の定めはない。なお、契約書に明記し合意すれば、督促状発送に係る実費相当額を徴収可能と解される。

④ 督促の効果

公債権、私債権を問わず、1 回目の督促につき時効更新の効力が認められている（自治法 236 条 4 項）。それゆえ、督促を行うだけで（訴えの提起等の法的手続をとらずに）確定的な時効更新の効力（28 ページ）

が生じる。

強制徴収公債権の場合、督促が差押えその他の滞納処分の前要件である（自治法 231 条の 3 第 3 項、国徴法 47 条）。

(イ) 催告

督促状を送付し、期限までに納付がなされない場合、文書、電話、臨戸訪問等により納付の履行を促す請求をいう。

自治法に規定はなく、弁済を促すという事実上の効果を期待して実施する行為である。

督促による時効更新の効力と異なり、民法の一般原則のとおり、6 か月以内に裁判上の請求等を行わない限り時効更新の効力が得られないという時効の完成猶予の効力（27 ページ）にとどまる（民法 150 条）。

なお、2 回目以降の「督促」には、同条にいう「催告」の効力がある（最判昭和 43 年 6 月 27 日）。

ウ 延滞金、遅延損害金

(ア) 公債権の場合

滞納を生じた公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）につき、個別法に定められている場合にはその個別法により延滞金を徴収することができる。例えば、地方税については、本税の額に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の延滞金を徴収できるなどとされている（地税法 326 条 1 項、369 条 1 項等）。

自治法 231 条の 3 第 2 項においては、「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と定めているところ、呉市においては、現在、延滞金を一般的に徴収する条例がないため、個別法に定めのない限り延滞金を徴収することはできない。

(イ) 私債権の場合

履行遅滞を生じた私債権につき、民法上の法定利率年 3% の割合（ただし、変動制。なお、新民法施行前の令和 2 年 3 月 31 日までに遅滞に陥った場合は旧民法により 5% の割合となる。）による遅延損害金の請求を行うことは、条例および契約書に定めがない場合でも可能である。

条例および契約書に明記し合意すれば、法定利率を上回る利率による遅延損害金も、徴収可能と解される。

エ 分割納付誓約書（法律に定めのない分割納付の方法）

(ア) 分割納付誓約書について

① 一般的な分割納付誓約書

分割納付誓約書は、一般的には、債務者が自治体に対して自主的に差し入れる弁済計画等を記載した書面である。

分割納付誓約書の提出は、法律上の制度ではなく、滞納者の任意の履行を心理的に促進するという事実上の効果を期待してなされる、実務上の工夫である。

履行延期の特約（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6。25 ページ参照）等と一見類似しているが、異なるものである。履行延期の特約等は法律上の制度であって、「無資力」等の法律上の要件充足が必要となるかわりに、履行期限を延期する法律上の効果がある。

これに対し、分割納付誓約書については、法律上の要件充足は問題にならないかわりに、履行期限を延期する効果はない。

② 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書

呉市債権管理マニュアル（32 ページ）においては、「分割納付」について、「合意により、分割による納付を可能とする」とされ、「分割納付によることが決定した場合は、変更契約・覚書・許可書等により、双方の合意を文書で残」すとされている（同マニュアル 10 ページ）。

合意によるとされている点で、一般的な分割納付誓約書（債務者からの一方的な弁済計画の差入れ）とは若干異なるものの、履行延期の特約等の要件（無資力等）を充足するものではないため、やはり履行期限を延期する効果はない。

なお、上記①（一般的な分割納付誓約書）についても②（呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書）についても、分割納付誓約書の記載内容によって債務の承認（民法 152 条）として消滅時効を更新する効力を有する。

(イ) 期限の利益

期限の利益とは、履行期限が到来するまで時間があることで債務者が受ける利益のことをいう。

履行期限が到来するまでは滞納・履行遅滞にならないため、延滞金、遅延損害金は発生しない。

上記（ア）のとおり、分割納付誓約書の提出には、新たに期限の利益を付与する法律上の効果はない。そのため、本来の納期限・履行期を過ぎれば、分割納付誓約書について提出・合意されたとしても、延滞金、遅延損害金（19 ページ）は発生し続けることとなる。

オ 債権の保全

(ア) 履行期限の繰上げ

債務者が履行を遅滞するなどした場合、契約上に盛り込まれた期限の利益喪失条項等に基づいて履行期限を繰り上げることができる理由が生じることがある。このときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない（自治令 171 条の 3 本文）。

ただし、履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）に該当する場合その他特に支障が認められる場合には、履行期限の繰り上げを通知しないことができる（同条ただし書）。

(イ) 債権の申出

自治体の長は、債権について、債務者が強制執行や破産手続開始決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない（自治令 171 条の 4 第 1 項）。

(ウ) 担保提供の請求、仮差押え

自治体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、または仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない（自治令 171 条の 4 第 2 項）。

カ 財産調査

財産調査とは、滞納者の納付能力についての判断材料の収集や、督促および催告を行ってもなお納付のない滞納者に対して滞納処分または強制執行を行うため、滞納者の財産の有無や換価価値を調査することをいう。

(ア) 強制徴収公債権の場合

強制徴収公債権の場合、質問検査権がある（地税法 298 条、331 条 6 項、20 条の 11、国徴法 141 条等）。

滞納者の納付能力を調査するために、滞納者自身や勤務先、取引先等の滞納者の関係先に対して調査をしたり、他の市町村や税務署といった機関に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる。検査拒否等に対しては罰則が設けられている（地税法 299 条、333 条、国徴法 188 条等）。

また、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見するため捜索を行うこともできる（地税法 331 条 6 項、国徴法 142 条）。

(イ) 非強制徴収公債権および私債権の場合

非強制徴収公債権および私債権の場合、財産調査を行うための根拠法令がないため、債務者の同意を必要とする任意の調査をして実施することとなる。

なお、判決等の執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者で、強制執行において完全な弁済を得ることができなかったなどの一定の要件のもとで財産開示手続（民執法 196 条以下）をとることが可能である。債権者の申立てにより、裁判所が、債務者を呼び出して債務者の財産について陳述させたり、銀行等に情報提供を命じたりする。令和 2 年 4 月 1 日施行の民事執行法の改正により、虚偽陳述等に刑事罰を科す等、実効性強化が図られている。

キ 滞納処分、法的手続・民事執行

(ア) **滞納処分**（強制徴収公債権の場合）

滞納処分とは、公租・公課が滞納となった場合に、自治体が行う強制徴収手続である。

大要次の a～c の手続からなる一連の行政処分である。

- a 滞納者の財産に対する**差押え**（国徴法 47 条）
- b 差し押さえた財産の**換価**（国徴法 89 条、67 条、94 条）
- c 換価した代金を公租公課に充当する**配当**（国徴法 128 条）

自力執行力を有する強制徴収公債権に認められているものであり（自治法 231 条の 3 第 3 項等）、これにより自治体は、裁判所の手続を経ずに強制徴収が可能である。

(イ) 法的手続・民事執行等（非強制徴収公債権および私債権の場合）

非強制徴収公債権および私債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない（自治令 171 条の 2 本文）。

- a 担保権の実行または保証人に対する請求
- b 債務名義のある債権の強制執行
- c 債務名義のない債権等について訴訟手続による請求

例外的にこれらの措置をとらなくてよい場合として、徴収停止の措置をとる場合、履行期限を延長する場合その他特別の事情がある場合がある（同条ただし書）。

① **法的手続**

非強制徴収公債権および私債権の強制執行をするためには、「債務名義」を取得する必要がある。

i **債務名義**

債務名義とは、強制執行によって実現されるべき請求権の存在および内容を公証する文書をいう。

ii **債務名義の例**

典型的な例は、確定判決（民執法 22 条 1 号）、確定判決と同一の効力を有するもの（同条 7 号）、公正証書で債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（同条 5 号）である。

呉市債権管理マニュアルにおいては、債務名義取得のための法的手続として、次の 5 つを挙げている（各概略は、16 ページ右欄）。

- a 調停
- b 公正証書
- c 支払督促
- d 少額訴訟
- e 通常訴訟

② **民事執行等**

i **担保権の実行または保証人に対する請求**

担保権の実行に関し、典型的な例は、抵当権の設定された不動産について民執法に基づいて裁判所による競売を行う場合である。なお、所有者が任意に売却した方が金額等で有利となることが多いため、所有者と協議して合意が得られれば、担保権実行の手続によらず、任意売却することもあり得る。

保証人に対する請求に関し、主債務者と連帯する旨の合意のない、いわゆる単純保証の場合、保証人は、まず主債務者に催告すべき旨を請求することができる（民法 452 条本文）。また、保証人は、主債務者に資力があり、かつ、執行が容易であると証明したときは、まず主債務者の財産について執行をしなければならない（同法 453 条）。これに対し、連帯保証人の場合、これらの制限はない（同法 454 条）。

ii **強制執行**

債務名義に基づき、債権の内容を強制的に実現する民執法の手続のことで、基本的には、裁判所による差押え、換価、配当の手順によって進められる。

呉市債権管理マニュアルにおいては、次の 3 つが挙げられている。

- a 債権執行 : 預金や給与等を差し押えて銀行や勤務先から取立て
- b 動産執行 : 家財や自動車等を差し押さえて競売して配当
- c 不動産執行 : 土地や建物を差し押さえて競売して配当

ク 徴収緩和制度

回収不能な債権の管理にコストを費やすことは、無益であるばかりか、いたずらに債務者を窮状に陥れることになりかねない。

そこで、法は一定の場合に徴収緩和措置を設けている。

(ア) 停止措置

① 滞納処分¹の執行停止（強制徴収公債権の場合）

滞納者に、無財産、生活困窮および所在不明に該当する場合等に、その申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を停止するものである（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7）。

執行停止の効果は、次のとおりである。

a 差押えの解除

滞納処分の執行停止期間内は新たな財産差押えをすることができず、既に差し押さえられた財産についてはその差押えを解除しなければならない。

b 納付または充当

滞納者が任意に納付したときは、その納付に係る金額を収納し、または過誤納金等の還付金を停止に係る滞納税に充当することができる。

c 納税義務の消滅

停止処分を取り消されないうち 3 年経過したときは、その 3 年経過時の停止に係る税の納付義務は消滅する。ただし、地税法 15 条の 7 第 5 項に該当する場合は、直ちに納付義務が消滅する。

② 徴収停止（非強制徴収公債権および私債権の場合）

次の a～c のいずれかの要件に加え、履行させることが著しく困難または不適当な場合に認められる徴収緩和措置である（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 5）。

a 法人が事業休止し、再開見込みがなく、かつ、財産少額等

b 債務者の所在不明、かつ、財産少額等

c 債権金額が少額

法的効果として、自治体の長は、以後その保全および取立てをしないことができる。

内部的手続であり債務者との法律関係に影響しないことから消滅時効は進行し、遅延損害金も発生し続ける。

また、徴収停止した後の措置について特段自治法に規定はない。債権消滅のためには、自治法上の放棄の手続（議会の議決必要。自治法 96 条 1 項 10 号）、または、呉市私債権管理条例による放棄の手続（同条例 8 条 2 号）。

事後に議会へ報告を要する（同条例 9 条。）をとることとなる。

(イ) 履行期限の延長

① 徴収猶予・換価の猶予（強制徴収公債権の場合）

i 徴収猶予

徴収猶予は、滞納者に、災害、傷病、事業の廃止・休止、事業の著しい損失等の事由がある場合や一定期間後に税額が確定した場合について、その者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものである（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条）。

猶予期間内は、新たに督促および滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない（地税法 15 条の 2 の 3 第 1 項）。

また、猶予した期間内に納付できないやむを得ない理由があるときは、徴収の猶予を受けた者の申請により、当初の猶予と合わせて 2 年以内で期間を延長することができる（地税法 15 条 4 項）。

ii 換価の猶予

換価の猶予は、納付について誠実な意思を有すると認められる場合、事業継続または生活維持を困難にするおそれがあるときや、直ちに換価をすることに比べて徴収上有利であるときに、1 年以内の期間に限って換価を猶予するものである（地税法 15 条の 5）。

職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、または解除することができる（地税法 15 条の 5 の 3 第 1 項）。

また、猶予した期間内に納付できないやむを得ない理由があるときは、徴収の猶予を受けた者の申請により、当初の猶予と合わせて 2 年以内で期間を延長することができる（地税法 15 条の 5 第 2 項・15 条 4 項）。

② 履行延期の特約または処分（非強制徴収公債権および私債権の場合）

一定の場合に、債権の履行期限を延長するものである（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6）。分割して履行期限を定めることもできる（自治令 171 条の 6 第 1 項後段）。

履行延期の特約または処分には、次の a ～ e のいずれかの要件が必要となる（自治令 171 条の 6 第 1 項各号）。

- a 無資力またはこれに近い状態にあるとき
- b 一括納付が困難であり、かつ、延長することが徴収上有利なとき
- c 一括納付が困難となったやむを得ない事情（災害、盗難など）があるとき
- d 損害賠償金または不当利得返還金に係る債権について、一括納付が

- 困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有するとき
- e 貸付金について債務者が使途に従って第三者に貸し付けた場合、その回収が著しく困難なために、一括納付が困難なとき

履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約または処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金は、徴収すべきものとされている（自治令 171 条の 6 第 2 項）。

(ウ) 免除および権利の放棄等による債権の消滅

① 滞納処分の執行停止後の期間経過による債権消滅（強制徴収公債権の場合）

滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときは、納付または納入義務が消滅する（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 第 4 項、5 項）。

また、執行を停止した債権が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、地方公共団体の長は当該債権を直ちに消滅させることができるとされている（地税法 15 条の 7 第 5 項）。

② 免除・放棄（非強制徴収公債権および私債権の場合）

i 免除

債権者が、債務者に対する一方的な意思表示によって債務を消滅させるのが免除である。

次の a～c の全ての要件が必要となる（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 7）。

a 債務者が無資力またはこれに近い状態にあるため履行延期の特約または処分をした債権について

b 当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約または処分をした場合は、最初に履行延期の特約または処分をした日）から十年を経過した後において

c なお、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき

この場合、議会の議決は不要である（自治法 96 条 1 項 10 号の例外。自治令 171 条の 7 第 3 項）。

ii 放棄

債権者が債権を放棄することによって、債権が消滅する。

自治法上の放棄は、議会の議決を要する（自治法 96 条 1 項 10 号）。

呉市私債権の管理に関する条例においては、時効消滅した債権等の一

定の要件を満たす債権について議会の議決を経ずに放棄できる旨規定されている（同条例 8 条。ただし、同条例 9 条により事後に議会への報告を要する。）。

同条例上の放棄については、破産免責、消滅時効期間経過、強制執行を終了したが債務者が無資力、債務者死亡で相続人全員が放棄の場合に財産少額等の要件が設けられている（同条例 8 条各号。32 ページに条文を記載。）。

ケ 消滅時効

(ア) 消滅時効について

消滅時効とは、権利を行使しない状態が、所定の起算時点から計算して、所定の期間（消滅時効期間）を経過した場合に、時の経過の効果として、権利の消滅の効果を認めることをいう。

① 公債権の場合

公法上の債権の時効期間は 5 年間であるが、「時効に関し他の法律に定めがあるもの」については、その定めによることとなる（自治法 236 条 1 項）。

例えば、地方税は 5 年間（地税法 18 条）、国民健康保険料は 2 年間（国民健康保険法 110 条 1 項）とされている。

② 私債権の場合

新民法（令和 2 年 4 月 1 日施行）では、債権者が権利を行使できることを知った時（主観的起算点）から 5 年か、債権を行使することができる時（客観的起算点）から 10 年のいずれか早い方の経過による（新民法 166 条 1 項）。

旧民法では、民事上の債権は 10 年（旧民法 167 条 1 項）、商事債権については 5 年（旧商法 522 条）が原則である。旧民法では種々の短期消滅時効（旧民法 169 条以下）がある。

時効期間について、新民法と旧民法のいずれが適用されるかに関し、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）前に債権が生じた場合（*）に旧民法が適用される。施行日以後に債権が生じた場合は新民法が適用される。

（* 施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）

(イ) 時効の完成猶予・更新

① 時効の完成猶予

時効の完成猶予とは、時効の進行が妨げられるべき一定の事由がある場合に、その事由の後一定期間が経過するまで時効期間の満了が延期される制度である。

例えば、裁判上の請求等がなされている場合、裁判上の請求等が終了するまでの間は、時効は完成しない（新民法 147 条 1 項）。

ほかにも、強制執行等、仮差押え等、催告等の事由がある場合の時効の完成猶予の規定がある（同法 147 条～151 条、158 条～161 条）。

なお、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない（同法 150 条 2 項）。

② 時効の更新

時効の更新とは、それまでに進行した時効の期間が解消され、その時点から新たな時効期間が開始する制度である。

例えば、裁判上の請求等によって確定判決等によって権利が確定したときは、裁判上の請求等が終了した時から新たにその進行を始める（同法 147 条 2 項）。

ほかにも、強制執行等、承認の事由がある場合の時効の更新の規定がある（同法 148 条 2 項、152 条）。

(ウ) 消滅時効の援用

消滅時効の援用とは、消滅時効の利益を受けようとする意思表示をいう。

① 公債権の場合

公債権の場合は、消滅時効の援用を要せず、消滅時効の完成によって確定的に消滅する（自治法 236 条 2 項）。

② 私債権の場合

私債権の場合は、消滅時効期間が経過しただけでは債権が確定的に消滅せず、消滅時効の援用により確定的に債権が消滅する（民法 145 条）。

(エ) 時効利益の放棄

時効利益の放棄とは、時効の利益を受けないという意思表示である。

① 公債権の場合

公債権は、時効利益を放棄できない（自治法 236 条 2 項）。

② 私債権の場合

私債権は、時効の利益をあらかじめ放棄できないが（民法 146 条）、時効期間経過後は、時効の利益を放棄できる。

コ 不納欠損

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いである。

会計上の内部的な整理手続であり、不納欠損処理自体は何らの法的効果を有するものではない。

債権が、弁済およびこれに準じる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したときに、不納欠損処理することにより債権の管理下から外れることとなる。

不納欠損処理ができる例は、次のとおりである。

- a 時効の完成
 - ・公債権について時効が完成したとき（自治法 236 条 1 項）
 - ・私債権について時効の援用があったとき（民法 145 条）
- b 債務の免除
 - ・無資力等による履行延期の特約等から 10 年経過後になお無資力等（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 7）
- c 債権の放棄
 - ・議会の議決によって権利の放棄（自治法 96 条 1 項 10 号）
- d 徴収権の消滅
 - ・滞納処分の執行停止が 3 年間継続（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7、国徴法 153 条）

第2 呉市の債権管理の状況

1 呉市の一般会計および特別会計の歳入決算状況

呉市の一般会計および特別会計に関する歳入決算状況は、大要次のとおりである。

(単位：円)

収入未済額 (H28年度末)	H29年度			収入未済額 (H29年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
2,099,283,641	161,070,331,062	158,941,851,511	211,815,981	1,916,663,570	98.7%

収入未済額 (H29年度末)	H30年度			収入未済額 (H30年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,916,663,570	163,977,171,335	162,000,533,929	205,156,038	1,771,481,368	98.8%

収入未済額 (H30年度末)	R元年度			収入未済額 (R元年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,771,481,368	166,541,273,837	164,780,049,358	165,723,061	1,595,501,418	98.9%

収入未済額 (R元年度末)	R2年度			収入未済額 (R2年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,595,501,418	184,105,995,566	182,258,449,270	121,954,621	1,725,591,675	99.0%

収入未済額 (R2年度末)	R3年度			収入未済額 (R3年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,725,591,675	169,742,866,213	168,223,619,763	87,045,384	1,432,201,066	99.1%

※収入未済額＝調定額－（収入済額＋不納欠損額）

※収納率＝収入済額／調定額

(1) 調定額の推移

平成29年度から令和3年度までの5年間において、調定額については、平成29年度から令和元年度にかけて1600億円台で増加、令和2年度において1840億円余りに増加、令和3年度には1690億円余りとなっている。

令和2年度の大規模な調定額増加については、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金の増加が主な要因である。

(2) 収納率の推移

収納率については、平成29年度から令和3年度まで、98.7%、98.8%、98.9%、

99.0%、99.1%と毎年度 0.1 ポイントずつ上昇しており、堅調に推移しているといえる。

2 呉市における滞納整理に関する取組等

(1) 市長の専決処分事項の指定

専決処分とは、本来、議会の議決・決定を経なければならない事項について、自治体の長が、議会の議決・決定を経ずに自ら処理することをいう。

自治法 180 条 1 項は、自治体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、自治体の長において、これを専決処分にすることができる」と定めている。

軽易な事項について事前の議会の議決の手続をなくして事務的負担を軽減し、迅速な債権回収に資することとなる。

呉市においては、「市長の専決処分事項の指定について」（昭和 46 年 9 月 29 日議決。一部改正〔平成 3 年 12 月 18 日・15 年 3 月 7 日〕）の議決により、市長の専決処分事項が指定されている。

同議決においては、4 個の専決処分事項が指定されているところ、債権管理との関係では、次の 3 つの事項が関係する。

- ① 目的価格が 300 万円以下の訴の提起、和解及び調停に関する事
- ② 市営住宅に関する訴の提起、和解及び調停に関する事
- ③ 地方自治法第 243 条の 2（*）第 8 項の規定により、30 万円以下のものについて職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること

（*原文のまま引用。現在の自治法 243 条の 2 の 2）

なお、上記により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない（自治法 180 条 2 項）。

(2) 呉市私債権の管理に関する条例（平成 25 年呉市条例第 11 号）

公布日および施行日は、平成 25 年 3 月 14 日である。

私債権に関する条例であり、公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）に関するものではない。

この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則等で定める（同条例 10 条）とされているところ、これに係る規則等は定められていない。

規定の中で、「台帳の整備」（同条例 5 条）および「放棄」（同条例 8 条および 9 条）が特に重要である。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、私債権を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備しなければならない。

- (1) 当該私債権の名称、金額、発生年月日及び履行期限
- (2) 債務者の氏名及び住所（債務者が法人の場合は、名称及び所在地）
- (3) 債務の履行の履歴
- (4) 督促の状況

(放棄)

第8条 市長等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき（当該私債権について保証人の保証があるときを除く。）。
- (2) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（当該時効期間が経過した後に債務者が当該私債権について一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (3) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権についての強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき（当該私債権について保証人の保証があるときを除く。）。

(報告)

第9条 市長等は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(3) マニュアル等

ア 債権管理マニュアル《呉市》および債権管理マニュアル別冊《様式集》

主として私債権および非強制徴収公債権に関するマニュアルおよび様式集である。

呉市における債権の適正な管理のためにすべきことを市内における共通認識とし、債権の発生と回収から放棄までの対処方法の基準を示すことにより、債権管理手順の統一化および明確化を図る目的で作成されている。

上記(2)の条例制定を機に平成25年3月に作成され、令和2年4月1日施行の民法改正により、令和3年11月4日に内容を一部修正している。

記載された全項目について実行すべきことを示すものではなく、同マニュアルに沿って実行の是非を検討した上で、必要に応じて措置すべきものとされている。

イ 個別の担当課のマニュアル・要綱

全庁的な規範としての上記「債権管理マニュアル《呉市》」のほかに、債権に応じて独自のマニュアル、要綱を使用している課もある。

(例) 福祉保健課
保険年金課
生活支援課
子育て支援課
住宅政策課
上下水道局営業課 等

(4) 収納率向上対策委員会

年2回程度、強制徴収公債権の担当課から担当者が集まり、収納率向上の対策を検討している。私債権については対象とされていない。

前記「債権管理マニュアル《呉市》」および「債権管理マニュアル別冊《様式集》」については、同委員会が大きな役割を果たして作成された。

なお、私債権や非強制徴収公債権について、同様の委員会は組織されていない。

(5) 債権回収対策室

収納課に属する対策室であり、強制徴収公債権に関する徴収の専門部署である。収納課に限らず、強制徴収公債権に関する悪質な滞納案件等、より専門的知識や経験の求められる案件について移管され、回収に当たる。

令和3年4月1日時点での所属人数は、4名である。

私債権や非強制徴収公債権について所管するものではないが、債権回収に関して培われた知識経験があるため、後記(7)のとおり、定期的に私債権等の担当課から相談を受ける機会がある。

また、不定期にも必要に応じて私債権等の担当課から相談を求められることもある。

(6) 基礎研修

「債権管理マニュアル《呉市》」作成以降、その周知や研修を行う基礎研修が実施されていた。年度当初の4月ないし5月の時期に、私債権の担当課（特に滞納債権のある担当課）を中心に集合して研修していた。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度、令和3年度、令和4年度においては集合しての研修を行うことは実施されていない。

代替措置として、庁内の電子掲示板において同マニュアルの存在を周知しており、共有ライブラリからダウンロードできるようになっている。

(7) 債権回収対策室に対する定期的な相談

私債権の担当課のうち、滞納債権を有する担当課が、定期的に債権回収対策室

に対して相談を行う機会がある。あわせて、当該滞納債権に関する今後の予定等を検討することになる。

おおむね、年に2回、7月～8月頃および1月～2月頃の時期にこのような機会が持たれるのが慣例となっている。

なお、「呉市内部統制の推進に関する要綱」（令和4年4月1日から実施）に基づいて作成された「リスク対応策一覧等」において、不適切な債権管理のリスクが挙げられている（具体例：「長期間納付されていない債権の納付折衝を行っていない」）。その対応策として、長期間納付していない債権（1年以上）の把握を、年度間に1～2回行うとされている。

(8) 滞納債権の回収を目的とした歳入の徴収または収納の委託

自治令158条は、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金等について、その収入の確保および住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収または収納の事務を委託することができる旨定めている。

呉市において、専ら滞納債権回収を目的としてなす民間委託（債権回収業者に対する回収委託）について、既に子育て支援課が令和3年1月から導入している。

また、福祉保健課においても令和5年度に導入を予定している。

(9) IPKNOWLEDGE（通称：IPK）

滞納債権に関する取組とは異なるが、債権の調定額、収入額、収入未済額等を把握するためのシステムとして「IPKNOWLEDGE」（アイピーナレッジ）というものがある（庁内での通称はIPK（アイピーケー））。

収入日や金額といったごく基本的な情報を入力するシステムであり、具体的な督促の状況や滞納者の財産状況等を詳細に記録することを目的とするものではない。呉市私債権管理条例5条において整備を義務付けられている台帳（督促の状況の記載が必要）としての役割を満たすシステムではない。

第3章 包括外部監査の結果

第1 監査の対象とした債権一覧表

呉市の有する155種の債権の一覧表は次のとおりである。

各債権について便宜的に包括外部監査人が「通し番号」を付番し、本章第3「個別の債権の監査結果」において、より詳細に内容を記載している。

※なお、「市の分類」欄における「強制」は強制徴収公債権を、「非強制」は非強制徴収公債権を、「強・非」は場合により強制徴収公債権または非強制徴収公債権となるものを意味する。

※金額は単位を千円とし、1円以上999円以下は「0」で表記し、0円は「-」で表記する。

収納率は小数点以下切捨とし、0%を超え1%未満は「0%」と表記し、0%は「-%」と表記する。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分（令和3年度）			滞納繰越分（令和3年度）		
					調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率	調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率
1	総務課	53 ページ	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	私債権	-	-	-%	300	-	-%
2	人事課	55 ページ	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	私債権	-	-	-%	88,402	120	0%
3		57 ページ	職員手当過年度戻入	非強制	497	497	100%	5,019	405	8%
4	情報 統計課	61 ページ	有線放送施設使用料（豊浜）	私債権	8,186	8,172	99%	295	24	8%
5		63 ページ	有線放送施設使用料（豊）	私債権	15,594	15,556	99%	233	29	12%
6	管財課	65 ページ	貸家料	私債権	14,586	14,586	100%	600	-	-%
7		67 ページ	貸地料	私債権	181,559	180,288	99%	10,372	914	8%
8		69 ページ	土地売払収入	私債権	180,758	180,758	100%	-	-	-%
9		71 ページ	共同ビル負担金	私債権	3,349	3,349	100%	-	-	-%
10		73 ページ	使用料（敷地）	非強制	8,139	8,139	100%	-	-	-%
11		75 ページ	使用料（庁舎）	非強制	4,968	4,968	100%	-	-	-%
12		77 ページ	電気使用料（庁舎）	私債権	1,094	1,094	100%	-	-	-%
13		79 ページ	水道使用料（庁舎）	私債権	48	48	100%	-	-	-%
14	収納課	81 ページ	市民税・県民税（普徴分・特徴分）	強制	11,311,987	11,291,403	99%	84,214	31,042	36%
15		83 ページ	固定資産税・都市計画税	強制	14,573,356	14,552,810	99%	296,278	208,028	70%
16		85 ページ	軽自動車税	強制	582,957	581,815	99%	5,548	1,484	26%
17		87 ページ	法人市民税	強制	2,215,852	2,219,002	100%	21,563	17,327	80%
18	市民 窓口課	93 ページ	戸籍住民基本台帳手数料（閲覧）	非強制	332	332	100%	-	-	-%
19		95 ページ	戸籍住民基本台帳手数料（住民基本台帳）	非強制	42,460	42,460	100%	-	-	-%
20		97 ページ	戸籍住民基本台帳手数料（戸籍）	非強制	47,931	47,931	100%	-	-	-%
21		99 ページ	戸籍住民基本台帳手数料（火葬許可証交付証明）	非強制	1	1	100%	-	-	-%
22		101 ページ	戸籍住民基本台帳手数料（臨時運行許可）	非強制	780	780	100%	-	-	-%
23		103 ページ	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
24		105 ページ	アウトソーシングに係る レジ保守管理費相当分	私債権	26	26	100%	-	-	-%
25	人権・男女 共同参画課	107 ページ	世帯更生資金貸付	私債権	-	-	-%	15,899	286	1%
26	文化 振興課	109 ページ	つばき会館使用料	非強制	29,804	29,804	100%	-	-	-%
27		111 ページ	美術館使用料	非強制	740	740	100%	-	-	-%
28		113 ページ	青年の家使用料	非強制	11	11	100%	-	-	-%
29		115 ページ	野外活動センター使用料	非強制	87	87	100%	-	-	-%
30		117 ページ	文化ホール使用料	非強制	1,729	1,729	100%	-	-	-%
31		119 ページ	蘭島文化振興施設使用料	非強制	63	63	100%	-	-	-%
32		121 ページ	松寿苑使用料	非強制	3	3	100%	-	-	-%
33		123 ページ	民俗資料館等使用料	非強制	252	252	100%	-	-	-%
34		125 ページ	御手洗文化交流施設等使用料	非強制	722	722	100%	-	-	-%
35		127 ページ	ふるさと学園使用料	非強制	4	4	100%	-	-	-%
36		129 ページ	地域社会教育施設使用料	非強制	263	263	100%	-	-	-%
37		131 ページ	市民ホール使用料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
38		133 ページ	電気使用料	非強制	7,083	6,985	98%	-	-	-%
39		135 ページ	水道使用料	非強制	1,173	1,162	99%	-	-	-%
40	137 ページ	ガス使用料	非強制	1,561	1,561	100%	-	-	-%	
41	139 ページ	雑入 講座受講料	非強制	29,645	29,645	100%	-	-	-%	
42	141 ページ	雑入 水道事業事務負担金	非強制	2,795	2,795	100%	-	-	-%	

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分 (令和3年度)			滞納繰越分 (令和3年度)		
					調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率
43	スポーツ 振興課	143 ページ	大浦崎キャンプ場使用料	非強制	1,924	1,924	100%	-	-	-%
44		145 ページ	運動場使用料	非強制	1,094	1,094	100%	-	-	-%
45		147 ページ	体育館使用料	非強制	2,374	2,374	100%	-	-	-%
46		149 ページ	武道館使用料	非強制	84	84	100%	-	-	-%
47		151 ページ	プール敷地使用料	非強制	8	8	100%	-	-	-%
48		153 ページ	温水プール敷地使用料	非強制	13	13	100%	-	-	-%
49		155 ページ	スポーツ会館使用料	非強制	8	8	100%	-	-	-%
50		157 ページ	電気使用料	非強制	315	315	100%	-	-	-%
51		159 ページ	夜間照明使用料	非強制	2,213	2,213	100%	-	-	-%
52		161 ページ	虹村公園野球場付属施設使用料	非強制	76	76	100%	-	-	-%
53		163 ページ	入船山公園多目的広場付属施設使用料	非強制	56	56	100%	-	-	-%
54		165 ページ	貸地料	非強制	-	-	-%	-	-	-%
55		167 ページ	地域総合整備資金貸付	私債権	23,199	23,199	100%	-	-	-%
56		169 ページ	災害援護資金償還金	私債権	654	621	94%	7,514	253	3%
57	173 ページ	住宅整備資金償還金	私債権	-	-	-%	10,179	280	2%	
58	177 ページ	許可使用料	非強制	26	26	100%	-	-	-%	
59	179 ページ	貸家料	私債権	132	132	100%	-	-	-%	
60	181 ページ	貸地料	私債権	1,672	1,672	100%	-	-	-%	
61	183 ページ	電気使用料	私債権	2,397	2,397	100%	-	-	-%	
62	185 ページ	水道使用料	私債権	389	389	100%	-	-	-%	
63	保険 年金課	187 ページ	国民健康保険料	強制	3,597,861	3,468,312	96%	236,912	112,982	47%
64		189 ページ	国民健康保険税	強制	-	-	-%	2,223	-	-%
65		195 ページ	後期高齢者医療保険料	強制	3,068,038	3,063,333	99%	16,508	11,572	70%
66		201 ページ	返納金	非強制	11,186	10,207	91%	1,805	416	23%
67		205 ページ	第三者納付金	私債権	8,657	8,657	100%	-	-	-%
68	介護 保険課	207 ページ	介護保険料	強制	4,361,069	4,352,645	99%	38,335	11,290	29%
69		213 ページ	第三者納付金	私債権	8,824	8,824	100%	-	-	-%
70	高齢者 支援課	215 ページ	高齢者保護入所措置費	非強制	77,198	77,198	100%	186	2	1%
71		217 ページ	シルバーハウジング入所者負担金	私債権	152	152	100%	29	29	100%
72	病院事業課	219 ページ	診療等未収金	私債権	21,349	18,555	86%	-	-	-%
73	生活 支援課	223 ページ	現年度戻入金	非強制	14,204	12,386	87%	-	-	-%
74		225 ページ	過年度戻入金	非強制	-	-	-%	19,032	2,696	14%
75		227 ページ	生活保護返還金	強・非	70,314	59,450	84%	75,381	6,712	8%
76		229 ページ	生活保護徴収金	強制	6,008	585	9%	171,966	12,179	7%
77	子育て 支援課	231 ページ	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	76,221	69,877	91%	65,447	10,222	15%
78		233 ページ	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入(資格喪失分)	私債権	-	-	-%	170	40	23%
79		235 ページ	放課後児童会保護者分担金	非強制	93,725	93,035	99%	1,722	195	11%
80		237 ページ	児童扶養手当等資格喪失分	非強制	4,665	1,434	30%	7,333	46	0%
81		239 ページ	子育て世帯臨時特例給付金 返還金	私債権	-	-	-%	110	-	-%
82	子育て 施設課	241 ページ	保育料	強制	202,113	200,921	99%	2,716	2,145	78%
83		243 ページ	副食費	私債権	11,643	11,551	99%	82	82	100%
84	環境 政策課	245 ページ	敷地使用料(墓地及び斎場)	非強制	26	26	100%	-	-	-%
85		247 ページ	墓地使用料	非強制	128	128	100%	-	-	-%
86		249 ページ	斎場使用料	非強制	102,190	102,190	100%	-	-	-%
87		251 ページ	廃棄物処理業許可申請手数料	非強制	1,660	1,660	100%	-	-	-%
88		253 ページ	自動車リサイクル法登録許可申請手数料	非強制	17	17	100%	-	-	-%
89		255 ページ	火葬証明手数料	非強制	8	8	100%	-	-	-%
90		257 ページ	ごみ処理手数料	私債権	384,192	384,041	99%	792	286	36%
91		259 ページ	普通財産貸地料(市有地)	私債権	6	6	100%	-	-	-%
92		261 ページ	電気使用料	私債権	108	108	100%	-	-	-%
93		263 ページ	水道使用料	私債権	31	31	100%	-	-	-%
94		265 ページ	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
95		267 ページ	指定ごみ袋広告掲載料	私債権	122	122	100%	-	-	-%
96		269 ページ	敷地使用料(公園墓地)	非強制	50	50	100%	-	-	-%
97		271 ページ	永代使用料(公園墓地)	非強制	-	-	-%	-	-	-%
98	273 ページ	永代管理料(公園墓地)	非強制	-	-	-%	-	-	-%	

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分(令和3年度)			滞納繰越分(令和3年度)		
					調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率
99	環境 施設課	275 ページ	敷地使用料(ごみ)	非強制	64	64	100%	-	-	-%
100		277 ページ	敷地使用料(し尿)	非強制	33	33	100%	-	-	-%
101		279 ページ	ごみ処理手数料(焼却)	非強制	282,174	282,174	100%	-	-	-%
102		281 ページ	ごみ処理手数料(破砕)	非強制	71,412	71,412	100%	-	-	-%
103		283 ページ	市有財産貸付料(駐車場)	私債権	1,690	1,690	100%	-	-	-%
104		285 ページ	市有財産貸付料(電柱)	私債権	3	3	100%	-	-	-%
105		287 ページ	売電収入	私債権	53,460	53,460	100%	-	-	-%
106		289 ページ	資源物売払	私債権	215,320	215,320	100%	-	-	-%
107		291 ページ	電気使用料	私債権	88	88	100%	-	-	-%
108		293 ページ	水道使用料	私債権	58	58	100%	-	-	-%
109		295 ページ	地域下水道使用料(竹田浜)	非強制	14,998	14,622	97%	280	243	86%
110	297 ページ	地域下水道使用料(坪井)	非強制	-	-	100%	22	22	100%	
111	環境 政策課 環境試験 センター	299 ページ	行政財産使用料	非強制	30	30	100%	-	-	-%
112		301 ページ	浄化槽許可申請手数料	非強制	361	361	100%	-	-	-%
113		303 ページ	公簿の写しの交付手数料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
114		305 ページ	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
115		307 ページ	維持管理費上下水道局水質試験所負担分	私債権	3,525	3,525	100%	-	-	-%
116		309 ページ	汚染土壌処理業 許可申請手数料	非強制	-	-	-%	-	-	-%
117		311 ページ	汚染土壌処理業 承認申請手数料	非強制	-	-	-%	-	-	-%
118	観光 振興課	313 ページ	グリーンピアせとうち 指定管理者負担金	私債権	-	-	-%	17,700	-	-%
119		315 ページ	グリーンピアせとうち 電気使用料	私債権	-	-	-%	6,336	-	-%
120	港湾 漁港課	317 ページ	港湾施設使用料(一般会計)	強制	82,907	82,907	100%	1	1	100%
121		319 ページ	港湾施設使用料(特別会計)	強制	476,321	476,321	100%	94	24	25%
122		321 ページ	漁港施設使用料	強制	1,650	1,650	100%	-	-	-%
123		323 ページ	電気使用料(一般会計)	私債権	610	610	100%	0	0	100%
124		325 ページ	水道使用料(一般会計)	私債権	112	112	100%	-	-	-%
125	327 ページ	電気使用料(特別会計)	私債権	3,754	3,754	100%	-	-	-%	
126	農林 土木課	329 ページ	農道占用料	強制	338	338	100%	-	-	-%
127		331 ページ	水路占用料	強制	362	362	100%	-	-	-%
128	交通政策課	333 ページ	令和3年度音戸渡船 運営事業補助金	私債権	-	-	-%	-	-	-%
129	建築指導課	335 ページ	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	私債権	-	-	-%	2,453	-	-%
130	住宅 政策課	337 ページ	住宅使用料	非強制	563,328	550,025	97%	117,229	6,194	5%
131		341 ページ	駐車場使用料	非強制	44,216	43,460	98%	5,167	394	7%
132		343 ページ	店舗使用料	私債権	14,535	14,507	99%	135	105	77%
133		345 ページ	住宅新築資金等貸付金	私債権	6,197	608	9%	398,179	8,897	2%
134		349 ページ	手数料	私債権	-	-	-%	31	-	-%
135	土木 総務課	351 ページ	道路占用料	強制	52,486	52,408	99%	143	12	8%
136		353 ページ	河川占用料	強制	6,404	6,404	100%	33	-	-%
137		355 ページ	公園使用料	非強制	9,259	9,246	99%	50	40	79%
138	上下水道局 営業課	357 ページ	水道料金	私債権	5,443,707	5,216,224	95%	272,579	230,892	84%
139		359 ページ	下水道使用料	強制	4,517,016	4,288,121	94%	260,073	242,779	93%
140		361 ページ	水洗便所改造資金貸付償還金	私債権	-	-	-%	1,105	123	11%
141	学校施設課	363 ページ	和庄中火災事故損害補償金	私債権	-	-	-%	6,583	390	5%
142	学校 教育課	365 ページ	中学校就学援助費	私債権	-	-	-%	32	-	-%
143		367 ページ	外国人講師英語指導報酬	私債権	-	-	-%	273	-	-%
144	学校安全課	369 ページ	呉市立片山中学校修学旅行中に起きた事故に係る損害賠償金	私債権	-	-	-%	8,080	130	1%
145	呉高等 学校	371 ページ	授業料	非強制	55,172	55,172	100%	-	-	-%
146		373 ページ	入学金	非強制	858	858	100%	-	-	-%
147	農業 委員会	375 ページ	農家証明	非強制	-	-	-%	-	-	-%
148		377 ページ	農地耕作面積証明	非強制	1	1	100%	-	-	-%
149		379 ページ	許可の証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
150		381 ページ	届出の証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
151		383 ページ	提出証明	非強制	0	0	-%	-	-	-%
152		385 ページ	買受適格証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
153		387 ページ	贈与税・相続税納税猶予に関する適格者証明	非強制	-	-	-%	-	-	-%
154		389 ページ	引き続き農業経営を行っている旨の証明	非強制	1	1	100%	-	-	-%
155		391 ページ	非農地証明	非強制	29	29	100%	-	-	-%

第2 複数の債権に共通する監査結果

1 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書について

(1) 記載内容および様式

分割納付誓約書（20 ページ）の提出に関し、呉市債権管理マニュアルにおいては、次のとおり記載されている。

「分割納付によることが決定した場合は、変更契約・覚書・許可書等により、双方の合意を文書で残し、債務を承認し、並びに履行できなかった場合には、期限の利益を喪失して直ちに全債務の一括納付義務が生じ、…（中略）…民事執行措置をとる旨を明記しておく。」（同マニュアル 10 ページ）

同マニュアル別冊の様式集においても同旨の記載がある。

上記各記載は、分割納付誓約書の提出を認めることが「期限の利益」（20 ページ）を付与するものであるかのように受け取られる内容である。

(2) 評価

ア 分割納付誓約書には履行期限を延期する法律上の効果はなく、新たに期限の利益を付与するものではない。

したがって、合規性の観点から、呉市債権管理マニュアルの上記(1)の各記載については、期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。

【指摘 1】

呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分について、期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。

イ また、私債権については、本来の履行期を徒過している以上、遅延損害金（19 ページ）が発生し続ける（公債権については個別法に延滞金徴収の定めがあれば延滞金が発生し続ける。なお、呉市には延滞金を徴収する定めを一般的に規定する条例はない。）。

この点についても分割納付の際に滞納者に注意喚起するべく、遅延損害金が発生し続けることについて分割納付誓約書に明記するのが望ましい。

【意見 1】

呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分に関し、分割納付誓約書を提出した場合であっても遅延損害金が発生し続ける旨を明記するのが望ましい。

2 私債権に関する遅延損害金について

(1) 請求の状況

ア 令和3年度中に滞納債権（現年度分および過年度分を含む。）を有する担当課を対象として遅延損害金の請求状況を照会したところ、私債権に係る遅延損害金の算定・請求実績は、ほとんどなかった。

該当する担当課は18課あったところ、遅延損害金の算定・請求実績があると回答したのは2課（人事課および子育て支援課）のみであり、残りの16課（総務課、情報統計課、管財課、人権・男女共同参画課、福祉保健課、高齢者支援課、病院事業課、子育て施設課、環境政策課、観光振興課、建築指導課、住宅政策課、上下水道局営業課、学校施設課、学校教育課、学校安全課）においては請求実績がなかった。

イ 請求しない理由として挙げられたのは、おおむね次の理由である。

- a 契約書等に遅延損害金の条項が規定されていないため遅延損害金が発生しないとするもの（契約書に条項なし）
- b 履行延期の特約（自治法240条3項、自治令171条の6。本報告書25ページ）の規定を理由として遅延損害金が発生しないとするもの（履行延期）
- c 債務者の無資力ないし経済的窮状福祉的観点（債務者の経済的窮状）を理由として遅延損害金が発生しないとするもの（無資力・福祉的観点）
- d 元本の回収を優先するため遅延損害金を発生させないことができると認識するもの（元本優先）
- e 私債権の遅延損害金の徴収を義務付ける規定がないことを理由とするもの（義務規定なし）

(2) 評価

ア 上記(1)、イ、a～dの各理由について検討すると、次のとおりである。

(ア) a（契約書に条項なし）については、前記（19ページ）のとおり、私債権について本来の履行期を徒過すれば、契約等の条項がなくとも遅延損害金が発生する。

そのため、aは理由として正当でない。

(イ) b（履行延期）については、そもそも令和3年度において正規に履行延期の特約の措置をとったと回答した担当課は1件もなく、また、履行延期の特約においては既発生の遅延損害金は徴収すべきものとされている（自治令171条の6第2項）。

自治法240条3項、自治令171条の6を根拠とするのであれば、正規に債務者と特約（契約）を締結する必要がある。

そのため、bは理由として正当でない。

(ウ) c（無資力・福祉的観点）についても、bと同様に正規に履行延期の特

約をすべきところであるが、なされていない。

そのため、cも理由として正当でない。

- (エ) d (元本優先) については、法定充当 (民法 489 条) の充当順に従って遅延損害金から先に回収すべきである。また、遅滞すればするほど遅延損害金が膨らむということになれば、元本を含めた早期弁済を心理的に促すことになるといえる (遅延損害金が発生しないのであれば、発生する債権と比べて弁済が「後回し」になる。)

そのため、dも理由として正当でない。

- (オ) e (義務規定なし) については、自治法 240 条 2 項が、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関して必要な措置をとらなければならない。」と規定している。ここにいう債権には遅延損害金請求権も含まれる。

そして、判例は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としている (最判平成 16 年 4 月 23 日)。

加えて、期限を遵守して納付した者との比較の観点においても、遅延損害金を請求しないことは滞納者に対してより長い期限を与えるのに等しく、公平性を損なう。

そのため、eも理由として正当でない。

- イ 結局、遅延損害金は請求しなければならないのが原則であり、適法に遅延損害金を発生させない扱いをするのであれば、可能な財産調査を尽くした上、無資力等の要件を客観的に認定できる場合に履行延期の特約 (自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6) の手続をとらなければならない (ただし、既に発生した遅延損害金は徴収を要する (自治令 171 条の 6 第 2 項))。

したがって、呉市の私債権に係る遅延損害金がほとんど請求されていない管理状況については適法性 (自治法 240 条 2 項等) に疑いがある。

仮に違法とまではいえないとしたとしても、履行延期の特約以外を理由とする不請求について基準もなく行われることは、少なくとも妥当性に問題がある。

- (なお、既に発生した遅延損害金であって長期間請求されていないなどの状況にある場合、今後突然にこれを請求するとなると信義則違反 (民法 1 条 2 項) ないし権利濫用 (同条 3 項) となる可能性も考えられる。

そのような場合、既発生の遅延損害金について放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号) を検討することも考えられる。

今後発生する私債権に係る遅延損害金については、原則として徴収すべきである。ただし、可能な財産調査を尽くした上で無資力等の要件を満たすのであれば正規に履行延期の措置をとるべきである。)

【指摘 2】

私債権に関し、遅延損害金がほとんど徴収されていない状況を是正し、少なくとも今後発生する私債権に係る遅延損害金について原則として徴収すべきである。

全庁的に共通認識を持って上記取扱いを行うため、呉市債権管理マニュアルを再整備すべきである。

なお、既に発生している私債権に係る遅延損害金に関しては、信義則、権利濫用、既に完納した他の滞納者との公平性等を考慮した上で債権ごとに妥当な対応を検討する必要があると考えられる。

遅延損害金に関し、次の債権については個別に包括外部監査人の見解を後述している（公債権であるか私債権であるかについて見解の分かれるものおよび信義則違反の可能性等に鑑みて必ずしも請求することが適当とはいえないと思われるものについては意見にて記載し、それ以外は指摘にて記載している。）。

通し番号	記載ページ	評価
1	53 ページ	【指摘 4】
2	55 ページ	【意見 9】
3	57 ページ	【意見 10】
4	61 ページ	【指摘 8】
5	63 ページ	【指摘 10】
7	67 ページ	【指摘 11】
25	107 ページ	【指摘 12】
56	169 ページ	【指摘 13】
57	173 ページ	【指摘 15】
71	217 ページ	【意見 26】
72	219 ページ	【指摘 22】
77	231 ページ	【指摘 23】
78	233 ページ	【指摘 24】

通し番号	記載ページ	評価
81	239 ページ	【指摘 27】
83	243 ページ	【指摘 29】
90	257 ページ	【指摘 30】
123	323 ページ	【意見 39】
129	335 ページ	【指摘 33】
130	337 ページ	【意見 41】
131	341 ページ	【意見 45】
132	343 ページ	【指摘 36】
133	345 ページ	【指摘 37】
138	357 ページ	【指摘 38】
140	361 ページ	【指摘 41】
142	365 ページ	【指摘 42】

ウ 以上のとおり、遅延損害金については請求されるべきであるのが原則である。

もつとも、随時変動する遅延損害金について、少額のものまで全て計算・請求を行わなければならないとすることは手間に対する実益に乏しく、機動的な債権回収を妨げかねない。債権管理における経済性・効率性・有効性を損なうことも懸念される。

そこで、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算をすることを定める条例の規定を検討することが望ましいと思料する。

例えば、三原市や東広島市においては、元本全額が 2000 円未満のときは遅延

損害金計算において切り捨てたり、遅延損害金全額が 1000 円未満のときは切り捨てたりするなどの規定を債権管理条例に設けている。

なお、条例等の検討に当たっては、計算方法の定めが有する法的意味合い等を分析した上、自治法等に適合するよう留意する必要がある。

(一応、遅延損害金不徴収の根拠として、市長の専決処分事項(31 ページ)のうち、「目的価格が 300 万円以下の…(中略)…和解」の一環として遅延損害金不徴収の合意を黙示的に行う、という考え方も想起されるかもしれない。

しかし、当事者間の「争い」の存在や「互いに譲歩」することを要素とする和解(民法 695 条)として捉えることには難がある。また、300 万円以下という裁量の幅は遅延損害金については過大であり、遅延損害金不徴収の場合を和解に含めて専決処分事項として指定されている、と解するのは困難である。)

【意見 2】

自治法等との適合性に留意しつつ、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算する条例の規定を定めること等を検討することが望ましい。

3 呉市債権管理マニュアル等の運用について

(1) 運用の状況

呉市債権管理マニュアルは、前記のとおり分割納付誓約書の記載に是正すべき点はあるが、非強制徴収公債権および私債権の管理についてわかりやすくまとめられている。各担当課で必ず遵守すべき規範とされているものではないものの、活用されるべきマニュアルである。

非強制徴収公債権または私債権に関し、令和 3 年度において滞納債権がある担当課(23 課)を対象として、呉市債権管理マニュアル記載の手の流れのうち特に重要と考えられる事項について次のとおり照会した。

a 財産調査の状況について

照会事項：令和 3 年度分に存在した滞納債権(現年度分および過年度分を含む。)について、滞納債権者の生活状況、収入状況、財産状況の調査に関し、債務者等からの口頭でのヒアリング以外に調査したり提出を受けたりしたものがあるか

回答結果：ある…管財課、福祉保健課、子育て支援課、観光振興課、住宅政策課、学校施設課、学校安全課

ない…総務課、人事課、情報統計課、人権・男女共同参画課、保険年金課、高齢者支援課、病院事業課、生活支援課、

子育て施設課、環境政策課、環境施設課、港湾漁港課、
建築指導課、土木総務課、上下水道局営業課、学校教育
課

なお、「ある」として回答した担当課において得たとされる資料
は次のとおりであった。

管財課	(戸籍事項証明書、住民票の写し、不動産登記 事項証明書)
福祉保健課	(戸籍事項証明書)
子育て支援課	(戸籍事項証明書、住民票の写し)
観光振興課	(不動産登記事項証明書)
住宅政策課	(住民票の写し、給与明細)
学校施設課	(住民票の写し)
学校安全課	(戸籍事項証明書、依頼時(平成29年度)から 直近3か月分の取引履歴(金融機関))

b 個人情報提供に係る同意の状況について

照会事項：令和3年度中に、「債権管理マニュアル別冊《様式集》」にある
「個人情報提供に係る同意書」やこれに類する同意書の提供を
受けたことがあるか

回答結果：ある…子育て支援課

ない…総務課、人事課、情報統計課、管財課、人権・男女共同
参画課、福祉保健課、保険年金課、高齢者支援課、病院
事業課、生活支援課、子育て施設課、環境政策課、環境
施設課、観光振興課、港湾漁港課、建築指導課、住宅政
策課、土木総務課、上下水道局営業課、学校施設課、学
校教育課、学校安全課

なお、「ある」として回答した子育て支援課においては、母子父
子寡婦福祉資金貸付(通し番号76、77)の貸付申請の際、借主・
連帯借主・連帯保証人から同意書の提出を受けている。令和3年
度新規貸付件数は32件である。

c 債務名義取得の措置について

照会事項：平成29年度から令和3年度までの5年度分に関し、債務名義
(判決・支払督促・調停調書等)を得るための手続(訴訟・支
払督促申立て、調停等)をとられたものがあるか。

回答結果：ある…観光振興課、住宅政策課

ない…総務課、人事課、情報統計課、管財課、人権・男女共同
参画課、福祉保健課、保険年金課、高齢者支援課、病院
事業課、生活支援課、子育て支援課、子育て施設課、環

境政策課、環境施設課、港湾漁港課、建築指導課、土木
総務課、上下水道局営業課、学校施設課、学校教育課、
学校安全課

なお、「ある」として回答した担当課においてなされた措置は次の内容であった。

観光振興課 (通し番号 118、119 の各債権について平成 29 年
8 月に訴えを提起し、平成 30 年に確定判決を得
ている。)

住宅政策課 (5 年度分のうち現年度 4 件・計 593,800 円の訴
え提起、滞納繰越分 7 件・計 3,017,358 円の訴
えの提起によりそれぞれ同件数・同額の債務名
義を得ている。)

(2) 評価

ア 上記(1)「a 財産調査の状況について」に記載のとおり、滞納債権を有する
23 の担当課うち、口頭でのヒアリング以外の資料の収集がなされている課は 7
課にとどまる。

また、資料収集を行ったとする 7 課についても、住宅政策課の「給与明細」
及び学校安全課の「取引履歴(金融機関)」を除いては、いずれも公用請求等
により取得可能なものであり、これだけで十分な財産調査がなされているとはい
えない。

呉市債権管理マニュアルにおいても、次のとおり記載されている。

「いかに本人から情報を引き出すかが課題であり、機会あるごとに情報開
示の同意を取り付けたり、実際に情報提供をさせておくことが望まれる。
その最大のチャンスは…(中略)…債権発生時であり、続いて…(中略)
…納付折衝時であるため、十分に留意されたい。

財産調査により把握すべき情報の例として、次のものが挙げられる。

ア 収入 … 源泉徴収票・確定申告書・給料明細書・預貯金通帳等

イ 支出 … 公共料金明細・預貯金通帳・賃貸借契約書・家計簿等

ウ 資産 … 預貯金通帳・残高証明・不動産登記簿謄本・固定資産名寄
帳等

エ 負債 … 賃貸借契約書・預貯金通帳・請求書等

特に、預貯金通帳は、実際の資金の流れが明確に把握できるが、隠し口
座・タンス預金等の場合も想定ができ万能ではないため、あらゆる情報を
集めることが望ましい。」 (同マニュアル 12 ページ)

まさにマニュアルにおいて述べられているとおりである。

財産調査の結果は、履行延期の特約・免除の適法性判断、法的手続への移行

の妥当性判断等において非常に重要となる。そのため、単なる口頭でのヒアリングや資料の閲覧にとどまらず、積極的に働きかけて資料の写しの提供を受けるべきである。

【指摘 3】

任意の財産調査に関し、収入・資産等に関する客観的な資料提出をほとんど受けられていない状況を是正し、滞納者に対し、積極的に資料提出を求めるべきである。

任意の財産調査の結果により、資力がない場合は履行延期の特約等をすべきであり、資力がある場合または任意の協力を得られない場合は法的手続へ移行を検討すべきである。

法的手続への移行については、債権の金額等の要素から費用対効果に鑑みて分割納付誓約書による分割納付とすることもやむを得ないときもあると考えられるところ、私債権の遅延損害金は徴収すべきである。

財産調査に関し、次の債権については個別に包括外部監査人の見解を後述している（財産調査の必要性が高いと思料されるものについて指摘にて記載し、高いとはいえないと思料されるものについて意見にて記載している。）。

通し番号	記載ページ	評価
1	53 ページ	【指摘 5】
2	55 ページ	【意見 8】
3	57 ページ	【指摘 6】
4	61 ページ	【指摘 7】
5	63 ページ	【指摘 9】
7	67 ページ	【意見 14】
25	107 ページ	【意見 19】
56	169 ページ	【意見 22】
57	173 ページ	【意見 23】
66	201 ページ	【指摘 18】
70	215 ページ	【意見 24】
71	217 ページ	【意見 25】
72	219 ページ	【指摘 21】
73	223 ページ	【意見 29】
74	225 ページ	【意見 30】
75	227 ページ	【意見 32】
76	229 ページ	【意見 33】
77	231 ページ	【意見 34】

通し番号	記載ページ	評価
78	233 ページ	【意見 35】
79	235 ページ	【指摘 25】
80	237 ページ	【指摘 26】
81	239 ページ	【指摘 28】
83	243 ページ	【指摘 29】
90	257 ページ	【意見 37】
109	295 ページ	【意見 38】
129	335 ページ	【指摘 34】
130	337 ページ	【意見 42】
131	341 ページ	【意見 46】
132	343 ページ	【意見 48】
133	345 ページ	【意見 52】
137	355 ページ	【意見 58】
138	357 ページ	【指摘 39】
139	359 ページ	【指摘 40】
140	361 ページ	【意見 59】
142	365 ページ	【意見 60】

イ 上記(1)「b 個人情報提供に係る同意の状況について」に記載のとおり、「債権管理マニュアル別冊《様式集》」にある「個人情報提供に係る同意書」については、ほとんど活用されていないと言わざるを得ず、本人の同意を得て行う任意の財産調査が積極的になされていない様子がうかがわれる。

任意の財産調査において個人情報提供に係る同意を得ることは、調査の幅を大いに広げることになる。

また、後述の「情報共有体制の整備について」(48 ページ)においても重要な要素ともなる。

個人情報提供に係る同意書の提出をより積極的に求めることが望まれる。

【意見 3】

任意の財産調査に当たり、滞納者に対し、個人情報提供に係る同意書の提出を積極的に求めるべきである。

ウ 上記(1)「c 債務名義取得の措置について」に記載のとおり、過去5年間に債務名義取得の法的手続をとった課は、わずか2課(観光振興課および住宅政策課)にとどまっており、ほとんど行われていないといえる。

法的手続・民事執行の知識ノウハウは、これに先立つ納付折衝・財産調査などの段階においても様々に活かす(後の手続の知識があれば、前の段階でどうすべきかの判断をより適切に行うことができる)ものである。

法的手続・民事執行の知識経験がないために財産調査を積極的に行う動機に乏しく、財産調査が積極的になされないために法的手続・民事執行にも至らず結局ノウハウが蓄積されない、という悪循環もあり得るところである。

この点、とりわけ偶発的に生じた債権、一時的な要因で生じた債権の担当課については、そもそもノウハウの蓄積を期待するのは困難である。

そこで、非強制徴収公債権および私債権の滞納債権について、一元的に管理する部署を設け、ノウハウの蓄積を図る体制を整備することが有用であると考えられる。

この点、後述する(4 非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備について)。

エ 以上のとおり、呉市債権管理マニュアルについては、非強制徴収公債権および私債権の管理についてわかりやすくまとめられているにもかかわらず、さほど活用されていないことがうかがわれる。

新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、かつて行われていた基礎研修(33 ページ)が令和2年度以降行われていない。庁内の電子掲示板による代替手段がとられているものの、マニュアルの周知性が低下することも懸念され

る。

そこで、滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましいと史料する。

【意見 4】

滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましい。

4 非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備について

(1) 管理体制の状況

現在、呉市の強制徴収公債権については、債権回収対策室（33 ページ）が回収困難事案等について移管を受けて一元的に管理回収を行っている。

これに対し、非強制徴収公債権および私債権については、各担当課において債権管理を行っており、それぞれが滞納整理を実施している状況であり、債権回収対策室にあたるような専門的部署は組織されていない。

(2) 評価

ア 非強制徴収公債権および私債権についても、強制徴収公債権に関する債権回収対策室のような専門的部署を組織するのが有用であると考えられる。

一元的管理におけるメリットとデメリットとして、主要なものとして次のものが挙げられる。

(メリット)

- ・ 効率化 : 臨戸訪問等の納付折衝や財産調査等を複数の担当課が重複して行うという無駄を生じない。
- ・ ノウハウの蓄積 : 強制執行等の余り例のなかった分野のノウハウが専門部署に蓄積される。

(デメリット)

- ・ 新設部署の設置コスト : 人員確保、法整備、システム導入などのコストの発生が想定される。

イ 呉市において、現在、債権に関する訴えの提起や強制執行がほとんどなされていない状況に鑑みると、とりわけ「ノウハウの蓄積」のメリットは大きいものと考えられる。

仮に、訴えの提起を弁護士委任によって行おうとする場合であっても、確保すべき証拠の判断等をあらかじめ確にできるようになるため、訴えの提起検討の段階に至ってから初めて必要となる証拠が確保されていないことが判明するなどの事態を防ぐことができる。

非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織するのが、債権管理の経済性・効率性・有効性を高める上で有益であると思料する。

なお、そのような部署を組織するに当たっては、強制徴収公債権との不適切な情報共有や取扱いの混同を避けるため、少なくとも収納課の属する財務部とは別の部に置くのが望ましい。

【意見 5】

非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織し、任意での回収が困難とみられる債権について担当課から移管し、一元的に管理する体制を整備することを検討することが望ましい。

5 情報共有体制の整備について

(1) 情報共有体制の状況

呉市において、強制徴収公債権については滞納債権のうち知識経験を要する案件については債権回収対策室への移管による一元的対応が行われており、複数の債権を管理する上での情報保有の一元化が可能となっている。

他方、非強制徴収公債権および私債権については、各担当課がそれぞれ納付折衝等を行い、それぞれの所管課が滞納者の情報を取得し保有している。

(2) 評価

ア 担当課間で滞納者の情報を共有することができれば、納付折衝や財産調査などの事務の重複を回避できるため、有益である。

ただし、情報共有可能な範囲について、少なくとも次の法令に違反しないかを慎重に検討する必要がある。

- ① 地方公務員法上の守秘義務（同法 34 条 1 項前段）
- ② 地方税法上の守秘義務（地税法 22 条）
- ③ 呉市個人情報保護条例

イ 呉市債権管理マニュアルにおいては、「強制徴収公債権では、調査権限に基づく広い情報収集が期待できるが、担当課間で情報共有をすることには課題があるため、他課から知り得た情報を活用しての債権回収は、現状では望ましくない」とされている。

ここにいう「情報共有をすることの課題」も上記①～③との関係を念頭においているものと考えられる。

この「課題」の解決方法（本人の同意取得および条例制定など）を慎重に吟味した上、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 6】

慎重を要するものの、非強制徴収公債権および私債権につき、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。

6 民間の債権回収業者への委託について

(1) 委託の状況

自治令 158 条による民間の債権回収業者への委託（34 ページ）について、子育て支援課においては、令和 3 年 1 月の導入以降、一定の実績が蓄積されつつあるところと考えられる。また、福祉保健課においても令和 5 年から導入されることにより同様に実績が蓄積されていくものと考えられる。

(2) 評価

他の担当課においても、これらの実績を参考としつつ、費用対効果を勘案して委託の是非を検討することが望ましい。

【意見 7】

庁内での実績を踏まえつつ、滞納債権を有する担当課において、歳入の徴収または収納の委託（自治令 158 条）の検討をすることが望ましい。

第3 個別の債権の監査結果

個別の債権の監査結果は、次々ページ以下のとおりである。

なお、基本的に一つの債権について見開き2ページを使用し、下記の項目を記載している。また、債権によって必要に応じてページ数を増やして記載を拡充しているものがある。

項目名	説明
通し番号	155種の債権ごとに、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
課別番号	当該債権の所管課に、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
枝番	担当課内の債権につき便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
担当課	当該債権を所管する課の名称を記載している。
所属職員数	令和3年4月1日時点における当該所管課の所属職員数を記載している。
市における債権の名称	市における債権の名称を記載している。
市における債権の分類	市において当該債権につき、強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権のいずれと認識して管理しているかを記載している。
債権の概要	どのような原因に基づいて生じた債権であるかを記載している。
関連法規等	当該債権管理に関して参考となる関連法規等を記載している。
時効期間	当該債権に係る消滅時効期間を記載している。
交渉や管理の状況等の記録方法	所管課において、交渉や管理の状況等を何によって記録しているかを記載している。
定期的な管理の有無および内容	所管課において、定期的な管理を行っているかどうか、また、行っている場合の内容について記載している。
過去5年間の推移	平成29年度から令和3年度までの5年間における、現年度分および滞納繰越分の調定額・収入額・収納率および期末の滞納者数、並びに、督促状発布件数を記載している。 金額は単位を円とし、調定額が0円の場合、これに関する調定額、収入額、収納率について、いずれも「-」で表記する。 収納率は小数第1位までの表記とし、少数第2位以下切捨で表記する。
令和3年度（対象年度）の措置等	令和3年度においてなされた次の各措置の人数および合計額を記載している。 徴収猶予：25ページ記載の徴収猶予 換価の猶予：25ページ記載の換価の猶予 履行延期の特約または処分：25ページ記載の履行延期の特約または処分 分納誓約書の提出：20ページ記載の呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書の提出 訴えの提起：23ページ記載の債務名義取得のための少額訴訟・通常訴訟に係る訴えの提起 差押え：22ページ記載の滞納処分における差押え、および、23ページ記

	<p>載の強制執行における差押え</p> <p>滞納処分停止：24 ページ記載の滞納処分の執行停止</p> <p>徴収停止：24 ページ記載の徴収停止</p> <p>免除：26 ページ記載の免除。ただし、通し番号 65 については高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく減免、通し番号 68 については介護保険法等に基づく減免</p> <p>債権放棄：26 ページ記載の放棄</p> <p>消滅時効期間経過：27 ページ記載の消滅時効に係る期間の経過</p> <p>時効援用：28 ページ記載の消滅時効の援用</p> <p>なお、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の区別により、問題とならない項目については、欄を斜線によって削除し、その人数欄および合計額欄に「-」を記入している。ただし、区別に見解の相違のある場合は斜線による削除を行わず記載している。</p>
債権の管理状況	当該債権について担当課（所管課）がどのように管理しているかの説明を記載している。
評価	<p>包括外部監査人の評価を記載している。</p> <p>指摘および意見として記載するものについては、【指摘】・【意見】との小見出しを表示して記載している。</p>

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
1	1	1	総務課 9人	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	私債権

債権の概要

<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として給付された特別定額給付金に関する返還請求権である。</p> <p>特別定額給付金は、令和2年度に一人当たり一律10万円の給付を行うものであった（なお、事業費および事務費は全額国からの補助金による。）。</p> <p>給付の対象者は基準日において住民基本台帳に記載されている者で、受給者はその世帯の世帯主であるところ、施設入所等児童等については当該児童等に支給することを原則としている。</p> <p>このような施設入所等児童等への給付については、給付決定のタイミングが要因となって住民基本台帳上の世帯主と当該児童等本人に二重給付される事例が生じることがある。この場合、世帯主に対する児童等分の支給決定が取り消され、世帯主等に対して給付された児童等分の特別定額給付金については返還請求がされることとなる。</p> <p>本債権は、上記の経緯によって生じたものである。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金給付事業実施要領、民法703条 ・総務省事務連絡「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳	年2回、1月と8月に 債権回収対策室と相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	300,000
	収入額(円)	0	-	-	-	0
	収納率	-%	-%	-%	-%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	3
督促状発布件数		-	-	-	-	6

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

現在生じている滞納債権3件（3名）は、全て同様の発生原因である。

いずれも債権管理台帳を作成した上で、催告書の送付、電話連絡、訪問等によって回収に向けた試みを継続しており、これらの経過を同台帳にて管理している。

また、年2回、1月と8月、債権回収対策室との相談において状況確認を行っており、今後の滞納整理方針について継続的に相談している。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評価

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、継続的に回収に向けた試みを実施しているといえる。ただし、私債権であることから、遅延損害金の請求がなされるべきである。また、財産調査を実施の上、履行延期の特約等必要な措置をとるべきである。

【指摘4】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。

【指摘5】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
2	2	1	人事課 12人	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	私債権

債権の概要

<p>旧安浦町土地開発公社の従業員であった債務者が同公社から資金を横領していた。本損害賠償金は、この業務上横領事件に関する損害賠償請求権である。旧安浦町土地開発公社は、平成16年7月1日、旧安浦町に本損害賠償請求権を債権譲渡し、呉市は、平成17年3月20日、旧安浦町との合併により本損害賠償請求権を債権承継した。なお、旧安浦町土地開発公社は、債務者との訴訟により損害賠償請求権認容判決を取得していた。</p> <p>本損害賠償請求権には、特に連帯保証人や抵当権等の人的・物的担保はない。債務者は、すでに高齢であり収入も年金収入のみである。</p>	
関連法規等	・民法709条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・債権管理台帳 ・IPK	毎月納付書発行時点にて 確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	88,872,700	88,752,700	88,632,700	88,552,700	88,402,700
	収入額(円)	120,000	120,000	80,000	150,000	120,000
	収納率	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		0	0	0	4	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

1 債権管理方法

債権管理システム（I P K）と債権管理台帳を併用した債権管理を行っている。

I P Kは、会計処理を目的としたシステムであり、債権管理を対象としたものではない。このため、同システムには、債務者との折衝状況や財産調査内容を入力する所はなく、また、遅延損害金を計算することもできない。

担当課は、同システムとは別に債権管理に係る折衝状況や財産調査内容を債権管理台帳にて管理している。

2 債権管理の経過

担当課は、平成20年2月まで債務者の再就職先への給与差押えによって債権回収を図っていたが、同月、債務者が退職したことにより、以後の差押えはしていない。

担当課は、差押え終了後、債務者から一定期間において毎月1万円ずつ弁済する旨の返済計画書の提出を受け、同返済計画書に基づく弁済を受けていた。

現在、同返済計画書に記載の期間を経過したものの、債務者から新たな返済計画書の提出を受けることなく、従前どおり毎月1万円の納付書を送付し、同額の弁済を受けている状況である。

評 価

債務者は年金収入のみであり、担当者によるかつての調査でも換価可能な財産はなかったようである。

担当課は、債務者に対して書面にて親族状況等を照会する書面を送付しているが、回答がないままの状態である。

担当課は、この前提の下、現在では財産調査をすることなく、また、新たな納付計画書の提出を受けることもなく、毎月1万円の納付書を送付し、弁済を受けている。

現状において債務者の年齢を考慮すれば、再就職等の可能性は少ないものと考えられる。もっとも、かつての財産調査から相当期間が経過していること、債務者からかつて提出を受けた返済計画書の期間も経過していることからすれば、再度、財産調査を行い、この結果、引き続き1万円の分割弁済がやむを得ないものか否かの検討を行うべきである。

担当者は、債務者から支払われる弁済金を全て元金に充当する方法にて債権を管理している。この点、本債権には年5%の遅延損害金が発生するため、本来は弁済金を遅延損害金へ先に充当すべきである。ただし、過去の遅延損害金について今更請求・充当することは信義則等に違反する可能性がある。

【意見8】

再度、費用対効果を考慮した可能な財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するべきである。その状況から月額1万円の分割弁済の妥当性を検討し、必要に応じて履行延期の特約等の措置をとるべきである。

【意見9】

履行延期の特約をしないのであれば、今後生じる遅延損害金は徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
3	2	2	人事課	職員手当過年度戻入	非強制徴収公債権 (反対意見後述)
			12人		

債権の概要	
<p>本債権は、扶養手当、通勤手当および勤勉手当等支給要件を満たしていない（喪失していた）にもかかわらず、職員による担当課への届出の逸失にて、市が職員に過誤払いした扶養手当、通勤手当および勤勉手当等の不当利得返還請求権である。</p> <p>担当課は、職員の市に対する給与請求権が公法上の債権であることを理由に、過誤払いもこれに付随するものとして公債権と理解し、それに基づいた処理をしている。すなわち、発生から5年にて、時効援用なく債権が時効消滅するものとして処理している（私債権と理解すれば、消滅時効に関する新民法施行前の令和2年3月31日までに発生した債権の消滅時効期間は10年、令和2年4月1日以降に発生した債権は5年となり、債務者による消滅時効の援用なく債権は消滅しない。また、担当課からの請求時以降には遅延損害金が発生する。）。</p>	
関連法規等	・民法703条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年* (公債権前提)	・債権管理台帳 ・I P K	毎月の給与支給にて確認

*私債権と評価すれば、令和2年3月31日までに発生した債権は10年、同年4月1日以降に発生した債権は5年。

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	564,262	1,446,150	2,287,760	10,485,050	497,920
	収入額(円)	564,262	1,446,150	2,287,760	6,034,778	497,920
	収納率	100%	100%	100%	57.5%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	989,365	798,015	585,665	376,625	5,019,014
	収入額(円)	191,350	212,350	209,040	215,600	405,275
	収納率	19.3%	26.6%	35.6%	57.2%	8.0%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	3	0
	滞納繰越分	2	2	2	2	3
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

1 債権管理方法

債権管理システム（IPK）と債権管理台帳を併用した債権管理を行っている。

IPKは、会計処理を目的としたシステムであり、債権管理を対象としたものではない。このため、同システムには、債務者との折衝状況や財産調査内容を入力する所はなく、また、遅延損害金を計算することもできない。

2 債権管理の経過

担当課は、戻入すべき金額を考慮し、債務者である職員の意向を確認して一括弁済または分割弁済の方法にて債権回収を行っている。分割弁済の方法では、現役職員からは給与支給日に実質的に給与から天引きの方法にて債権回収を行っている。なお、分割弁済の方法を採用するに際し、担当者は債務者の預貯金調査等の資産調査を行っていない。

また、これまで分割弁済を採用した場合において、遅延損害金を徴収した例はない。

3 消滅時効について

担当課は、職員手当戻入金を公債権として管理しており、債権発生時から5年にて債務者からの援用なく時効消滅するものとして処理している。

本包括外部監査にて確認した限り、2件（いずれも令和2年3月31日までに発生したもの）について5年で時効消滅したものとして一部の職員手当過年度戻入金について返還請求をしていないものがあった。

評 価

1 消滅時効について

本債権は、私債権か公債権について異なる見解が存する。

担当課は、給与および手当の支払請求権が公法上の権利であり、その債権関係から付随的に発生した過払いの給与等の不当利得返還請求権は公法上の債権であるとの見解を採用している。

この点、本債権と同様に職員手当戻入金について、名古屋地裁平成23年11月20日判決は、職員手当戻入金を民法上の不当利得返還請求権であると判断している。職員手当自体は、公務員の給与の一部として公的性質を有するとしても、本来支給すべきでなかった手当金が公的性格を有するものでないことからすれば、職員手当戻金は民法上の不当利得返還請求権として私債権と評価すべきと思料する。このため、本債権の消滅時効期間は、消滅時効に関する新民法施行前の令和2年3月31日までに発生した債権は10年、令和2年4月1日以降に発生した債権は5年と考えるべきである。また、価値判断としても、市職員に対する給与過誤払いに対する債権について、徴収遅れにもかかわらず遅延損害金を徴収しないとの価値判断は妥当とは考えられない。

担当課としては、市に有利な解釈を採用し、民法改正前の令和2年3月31日までに発生した債権の時効期間は10年として債権管理を行うべきである。

（→次ページへ続く）

評 価

(→前ページからの続き)

2 分割納付の方法および遅延損害金について

担当課は、職員手当戻入金の債権額次第で、分割納付方法を採用している。

しかし、本債権を私債権と評価すれば、遅延損害金が発生するところ、担当課は、分割期間について、一切の遅延損害金を徴収していない。本債権が私債権であるとすれば、過去分を含めて、適切な手続を経て債権放棄または徴収の対応をとるべきである。

また、本債権を私債権・非強制徴収公債権のいずれと評価するかにかかわらず、財産調査を実施した上、一括納付が可能である場合にはこれを原則とすべきである。

特に、非強制徴収公債権として扱う場合、遅延損害金の徴収もないまま単に期限の利益を与えているのと実質的に同じであり、直ちに納付した者との比較において公平性を損なう。さらに、債務者が職員または元職員であることから、市民からより厳しい目線で見られるものと考えられる。法律上の根拠に基づかずに実質的に期限の利益を与えているとの批判を受けないためにも、分割納付を認めるに当たって財産調査の実施を前提とする正規の履行延期の特約または処分を行うべきである。

3 債権管理について

本包括外部監査にあたって、債権管理台帳の一部を確認したところ、他の債権の状況を記載しているものがあつた（債権額、発生日、発生原因に誤記があつた。）。これは、簡易に記載するため、他の台帳からコピー&ペーストをした際、訂正のし忘れが原因であつた。担当課は、債権管理台帳とは別にエクセルにても債権管理を行っていたため、この誤記による誤処理を行っていないものの今後の誤処理を誘発する可能性があり、今後は慎重な債権管理台帳の記載が必要である。

また、市は、現役職員に対して納付書や督促状を發布しておらず、分割納付を認める場合も口頭でのやり取りに留めている。しかし、口頭でのやり取りについて、分割納付の額、遅延損害金の認識、時効更新時期について判然としないことも多い。無用な紛争を防止するためにも、債務者との間で書面作成をすべきである。

【意見 10】

職員手当過年度戻入につき、非強制徴収公債権として扱うべきか私債権として扱うべきかを精査した上、私債権として扱うべき場合にはこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。

【指摘 6】

財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するべきである。

真に資力がなければ履行延期の特約または処分をするべきである。資力のある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとるべきである。

【意見 11】

債権管理台帳の記載に正確を期するべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
4	3	1	情報統計課 11人	有線放送施設使用料（豊浜）	私債権

債権の概要

<p>豊浜地区における有線放送（ケーブルテレビ）の施設使用料である。</p> <p>有線テレビジョン放送は電波環境の悪い難視聴エリア対策で市町合併（平成 17 年 3 月）前の豊田郡豊浜町が始めた事業であり、呉市は豊浜町が設立した豊浜多元システム施設を引継いでいる。</p> <p>今後は光通信回線を市内全域に整備し、有線放送から光通信回線を利用した光テレビへ移行するため、当該事業は令和 4 年度末で廃止される。そのため、令和 5 年度以降で新たな債権は発生しない。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市有線テレビジョン放送施設条例 8 条 ・呉市有線テレビジョン放送施設使用料等徴収事務取扱要綱

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市有線テレビジョン放送施設使用料 債権管理台帳 ・CATV料金調定システム 	年 2 回 8 月と 12 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	9,285,750	9,061,000	8,870,750	8,718,250	8,186,750
	収入額(円)	9,213,250	9,004,000	8,837,750	8,686,500	8,172,750
	収納率	99.2%	99.3%	99.6%	99.6%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	325,000	345,000	330,250	293,250	295,000
	収入額(円)	56,500	71,750	73,000	30,000	24,000
	収納率	17.3%	20.7%	22.1%	10.2%	8.1%
期末の 滞納者数	現年分	24	15	13	9	7
	滞納繰越分	10	11	7	10	10
督促状発布件数		125	133	110	90	88

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

回収実務は、豊浜市民センター（支所）の担当者1名が行っている。債権はCATV料金調定システムおよび債権管理台帳により管理しており、滞納の場合の督促やヒアリング内容など経過は債権管理台帳に記録保存している。債権回収対策室からのヒアリングを年2回受け協議している。回収担当が他の課へ移ることはない。

呉市では当該債権を定期金債権と考え、私債権として整理している。旧民法（令和2年3月31日まで）では5年の短期消滅時効、新民法（令和2年4月1日以降）においては10年もしくは債権者が権利を行使することができることを知った時から5年が時効期限となる。

滞留となっている滞納者には、死亡や所在不明、市外移転でどこにいるのか分からないという人もおり、最終的には私債権条例に従って放棄する。

評価

未納者一覧表によると、各人別の未納額は2,000円から57,000円、古いものは平成20年度3月である。現地担当者が対応しており、管理台帳において時効完成日が見て明らかでなく、時効が近づいてきた際の対応などが定まっていない。この点について、10年以上経過している債権については令和5年3月末の事業廃止後に放棄等の処理を考えているとのことである。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【指摘7】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘8】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
5	3	2	情報統計課	有線放送施設使用料（豊）	私債権
			11人		

債権の概要	
<p>豊地区における有料放送の施設使用料である。</p> <p>有線テレビジョン放送は、市町合併（平成 17 年 3 月）前の豊田郡豊町が電波環境の悪い難視聴エリア対策で始めた事業であり、呉市は豊町が設立した豊有線テレビジョン放送施設を合併により引継いでいる。</p> <p>今後は光通信回線を市内全域に整備し、有線放送から光通信回線を利用した光テレビへ移行するため、当該事業は令和 4 年度末で廃止される。そのため、令和 5 年度以降で新たな債権は発生しない。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市有線テレビジョン放送施設条例 8 条 ・呉市有線テレビジョン放送施設使用料等徴収事務取扱要綱

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市有線テレビジョン放送施設使用料 債権管理台帳 ・CATV料金調定システム 	年 2 回 8 月と 12 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移						
項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	16,635,750	16,481,500	16,292,000	15,733,750	15,594,000
	収入額(円)	16,627,750	16,434,500	16,281,000	15,680,250	15,556,750
	収納率	99.9%	99.7%	99.9%	99.6%	99.7%
滞納繰越分	調定額(円)	190,000	188,000	227,000	193,000	233,500
	収入額(円)	10,000	8,000	45,000	13,000	29,000
	収納率	5.2%	4.2%	19.8%	6.7%	12.4%
期末の 滞納者数	現年分	5	6	5	6	8
	滞納繰越分	1	1	2	1	3
督促状発布件数		103	88	99	85	85

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

回収実務は、豊市民センター（支所）の担当者1名が行っている。債権はCATV料金調定システムおよび債権管理台帳により管理しており、滞納の場合の督促やヒアリング内容など経過は債権管理台帳に記録保存している。債権回収対策室からのヒアリングを年2回受け協議している。回収担当が他の課へ移ることはない。

呉市では当該債権を定期金債権と考え、当初から私債権として整理している。旧民法（令和2年3月31日まで）では5年の短期消滅時効、新民法（令和2年4月1日以降）においては10年もしくは債権者が権利を行使することができることを知った時から5年が時効完成日となる。

滞納が生じ督促にもかかわらず完納されないときには、最終的に保安器や貸与機会を撤去することで物理的に利用できなくなるため、1件当たりの滞納額が多額になることはない。

評価

担当課へのヒアリングによると、令和4年3月時点における未納者のうち6名については現地担当者のヒアリングなどから回収見込みがあり、残りの1名については平成20年度7月から平成22年度3月までに生じた利用料金（合計180,000円）であり当時からもめた案件である、とのことであった。

管理台帳において時効完成日が一見して明らかでなく、時効が近づいてきた際の対応などが定まっていないが、この点について、最終月からも10年以上経過しているため令和5年3月末の事業廃止後に放棄等の処理を考えているとのことである。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【指摘9】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘10】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
6	4	1	管財課	貸家料	私債権
			16人		

債権の概要	
<p>市有建物（普通財産）を賃貸することに基づく貸付料（貸家料）である。 現在賃貸している建物の貸付料については滞納を生じているものはない。 現段階で残存しているものは、平成 21 年度までに生じた滞納貸付料が、未回収のまま継続して繰り越されているものである。</p> <p>なお、滞納者はすでに退去しているため、同一の建物について滞納貸付料が増加しているという状況にはない。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約 ・呉市公有財産規則 36 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・滞納整理票 	年 2 回、1 月と 7 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移						
項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	20,557,307	19,897,311	17,438,150	14,689,538	14,586,282
	収入額(円)	20,557,307	19,897,311	17,438,150	14,689,538	14,586,282
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	収入額(円)	0	0	0	0	0
	収納率	0%	0%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	1	600,000	0	0

債権の管理状況

本件滞納貸付料については、滞納者が生活保護受給中であることから、居住地の担当課とも協議の上、生活保護の継続中には徴収を控える対応としている。

また、年2回、1月と7月に定期的に債権回収対策室と協議を行い、状況を確認している。

評 価

平成21年度までに生じた滞納貸付料60万円につき、履行延期の特約のなされないまま、消滅時効期間を経過している。

生活困窮者に対する債権であり、回収の困難性、生活保護費の趣旨などに照らして、徴収を控えるという判断自体は相当と考えられる。

ただし、本来は平成21年度ないしこれに近い時期において履行延期の特約をし、10年経過時に免除（自治令171条の7）するのがあるべき姿であったというべきである。

【意見12】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見13】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
7	4	2	管財課	貸地料	私債権
			16人		

債権の概要

市有地（普通財産）を賃貸するのに伴って生じる貸付料（貸地料）である。
 滞納者はそのほとんどが個人であり、一部、現在も賃貸借契約が継続中のものが存在する。

関連法規等

- ・呉市公有財産規則 36 条
- ・賃貸借契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・滞納整理票 	年2回、1月と7月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	194,499,545	192,176,445	195,620,336	188,709,103	181,559,992
	収入額(円)	193,014,852	190,833,071	194,244,262	187,465,518	180,288,052
	収納率	99.2%	99.3%	99.2%	99.3%	99.2%
滞納繰越分	調定額(円)	10,863,501	11,166,384	9,563,184	10,146,086	10,372,508
	収入額(円)	1,181,810	1,474,507	793,222	1,047,113	914,166
	収納率	10.8%	13.2%	8.2%	10.3%	8.8%
期末の 滞納者数	現年分	15	14	15	12	11
	滞納繰越分	19	16	17	17	16
督促状発布件数		25	22	17	18	26

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	1	60,335	0	0	0	0	38	3,582,039	0	0

債権の管理状況

エクセル、滞納整理票を作成し、債権管理経過を集約している。

滞納債権については生活困窮者が多く、電話連絡による催告等を行っている。

また、年2回、1月と7月に定期的に債権回収対策室と協議を行い、状況を確認している。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評価

担当課は、滞納債権に関し、生活困窮者が多いことから回収の困難性等に照らして、徴収を控えるという判断をしている。この点、その判断が恣意的との非難を受けることのないよう、収入・資力等の資料を確保するよう努力すべきである。その上で履行延期の特約を行い、正規に遅延損害金が生じないようにしておくべきである。

財産調査の結果、資力があるにもかかわらず滞納がみられるような場合は、立ち退き請求を実行することで土地の返却や有効活用の検討を行うことも必要となる。

【指摘 11】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 14】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【意見 15】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 16】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
8	4	3	管財課	土地売払収入	私債権
			16人		

債権の概要

市有財産である土地を売買した際の売買代金債権である。

関連法規等

・市有財産売買契約書等

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・売買契約書の保管	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	603,085,851	289,565,997	46,859,278	110,492,707	180,758,722
	収入額(円)	603,085,851	289,565,997	46,859,278	110,492,707	180,758,722
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

市有財産の売払いについては、売買契約締結後、売買代金の納入通知書を発行し、同通知書に基づく納入が完了した後に所有権移転登記をする流れとなっているため、滞納は発生していない。

評価

令和3年度の実績合計17件につき、いずれも代金納入によって所有権が移転するという売買契約書に従った対応がなされており、売払いが完了した各契約に関する滞納は発生しておらず、管理上特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
9	4	4	管財課	共同ビル負担金	私債権
			16人		

債権の概要

賃貸借契約に基づく呉駅西共同ビルにおける光熱水道費等使用料である。

関連法規等

・市有財産賃貸借契約書

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・賃貸借契約書の保管 	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	5,075,912	5,517,906	5,549,121	4,390,293	3,349,793
	収入額(円)	5,075,912	5,517,906	5,549,121	4,390,293	3,349,793
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

毎月の月初の検針結果に基づいて各使用者の負担金を算定し、月末を期限とした納付書を送付し、回収金を管理する。

評価

いずれも賃貸借契約および毎月の検針結果に基づいて負担金が適切に算定された上で、現在の納付書による回収で滞納は発生しておらず、管理上特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
10	4	5	管財課	使用料（敷地）	非強制徴収公債権
			16人		

債権の概要

次の各使用料である。

- 1 市庁舎の駐車場使用料
- 2 郵便ポスト設置に係る敷地使用料

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・収入日報	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	12,573,680	11,058,880	12,245,396	5,886,611	8,139,411
	収入額(円)	12,573,680	11,058,880	12,245,396	5,886,611	8,139,411
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

- 市庁舎の駐車場使用料については、出庫時に精算機で精算する方式であり、滞納となっているものはない。
- 郵便ポスト設置に係る敷地使用料については、債務者が郵便事業株式会社であり、1年分を年度当初に算定して納付書を送付する。

評価

いずれも管理の態様が定型化した債権であり、性質上滞納の生じる可能性が低く、実際に滞納も発生しておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
11	4	6	管財課	使用料（庁舎）	非強制徴収公債権
			16人		

債権の概要

次の各使用料である。

- 1 庁舎内の広島銀行および呉市職員信用組合の事務所使用料
- 2 庁舎内の各金融機関のATM設置に係る使用料
- 3 庁舎内の売店等に係る使用料
- 4 日本製鉄株式会社が呉市街の降下粉塵を測定するための測定器を屋上に設置していることに係る使用料
- 5 株式会社ちゅぴCOMが庁舎のサーバ室にネットワーク機器を設置していることに係る使用料

関連法規等

・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・収入日報	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	7,168,518	7,168,518	7,222,753	7,267,324	4,968,272
	収入額(円)	7,168,518	7,168,518	7,222,753	7,267,324	4,968,272
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

各設置者に対し、それぞれ1年分の使用料を年度当初に算定して納付書を送付する。

評価

いずれも管理の態様が定型化した債権であり、債務者となる庁舎使用者（金融機関等）の性質からみて滞納の生じる可能性が低く、実際に滞納も発生しておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
12	4	7	管財課	電気使用料（庁舎）	私債権
			16人		

債権の概要

<p>庁舎賃貸に伴う電気使用に生じる電気使用料の請求権である。</p> <p>子メーターを設置して使用量を把握し、電力会社からの請求について使用量に応じて按分して請求し、支払を受けている。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用料条例 2 条 ・呉市公有財産規則 31 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・収入日報 	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	3,334,220	3,293,229	2,797,120	2,487,842	1,094,959
	収入額(円)	3,334,220	3,293,229	2,797,120	2,487,842	1,094,959
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

子メーターを設置して使用量を把握し、電力会社からの請求金額を毎月の各使用者の検針結果に基づいて按分し、1か月程度の期限を設けて納付書を送付している。

評価

いずれも管理の態様が定型化した債権であり、債務者となる庁舎使用者（金融機関等）の性質からみて滞納の生じる可能性が低く、実際に滞納も発生しておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
13	4	8	管財課	水道使用料（庁舎）	私債権
			16人		

債権の概要

<p>庁舎賃貸に伴う電気使用に生じる水道使用料の請求権である。</p> <p>子メーターを設置して使用量を把握し、水道局からの請求について使用量に応じて按分して請求し、支払を受けている。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用料条例 2 条 ・呉市公有財産規則 31 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・収入日報 	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	1,335,114	1,324,205	1,223,959	1,118,983	48,688
	収入額(円)	1,335,114	1,324,205	1,223,959	1,118,983	48,688
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

子メーターを設置して水道使用量を把握した上で、2 か月ごとに使用料金を算定し、各使用者に対して1 か月程度の期限を設けて納付書を送付している。

評 価

いずれも管理の態様が定型化した債権であり、債務者となる庁舎使用者の性質からみて滞納の生じる可能性が低く、実際に滞納も発生しておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
14	5	1	収納課	市民税・県民税 (普徴分・特徴分)	強制徴収公債権
			24人		

債権の概要	
<p>市民税・県民税は、行政サービスの活動費に充てる目的で、その年の1月1日時点において呉市に住所がある個人に対して課せられる地方税。具体的には呉市民税と広島県民税とに区分されるが、呉市が広島県民税も併せて徴収事務を行う（地税法41条）。</p> <p>徴収方法には特別徴収と普通徴収とがある。サラリーマンなどの給与所得者に対しては、所属企業が毎月の給与天引きにより個人から預った住民税を納付する特別徴収により、その他自営業者などに対しては、呉市から送付する納税通知書に従って納税者自らが年4回に分けて納付する普通徴収によっている。</p> <p>なお、延滞金減免の制度がある（地税法326条4項）。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・地税法294条および24条 ・呉市税条例17条 ・広島県税条例34条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・税務総合情報システム（e-SUITE）	随時

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	11,675,831,722	11,571,754,883	11,598,839,114	11,637,829,234	11,311,987,812
	収入額(円)	11,606,698,742	11,510,020,025	11,561,743,904	11,607,462,805	11,291,403,608
	収納率	99.4%	99.4%	99.6%	99.7%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	220,205,636	191,487,024	173,849,036	114,669,744	84,214,269
	収入額(円)	75,442,683	61,499,815	69,218,554	45,591,283	31,042,406
	収納率	34.2%	32.1%	39.8%	39.7%	36.8%
期末の 滞納者数	現年分	滞納者数の集計は納税義務者ごとに行っており、税目別の数値は保有していない				
	滞納繰越分					
督促状発布件数		19,529	15,418	18,353	13,377	11,511

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出*		訴えの提起		差押え*	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	1	125,000	-	-	21	5,226,006	-	-	1,891	157,689,707
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
211	19,935,505	-	--	-	-	-	-	572	12,552,760	-	-

* 税目別の集計ができないため、収納課の管理する債権（通し番号14、15、16、17）全体での人数・合計額。

債権の管理状況

呉市では、地区担当者が滞納チェックを年3~4回行っている。滞納整理要員は9名であり、各担当者は税システムから出力されるデータ資料を見て時効期限が近付いているものがないか等をチェックする。

処分は各地区担当が行う。国徴法に従うことになるが、特にマニュアルがあるわけではない。

回収したものは納期限の古いものから充てていく。

徴収猶予および換価の猶予について複数名でチェックして決める。

評価

税金の滞納に係る手続は、納税者が税目を超えて横断的に滞納することも多いことから、税目ごとではなく納税者ごとに行われることもある。

そこで税目を横断的に確認する。また対象件数が多いため全てを確認することは著しく困難であるためサンプリング抽出により書類を確認している。

→89 ページ~92 ページを参照されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
15	5	2	収納課	固定資産税・都市計画税	強制徴収公債権
			24人		

債権の概要

固定資産税は、毎年1月1日時点において呉市内に有形固定資産（土地・建物・事業用償却資産）を所有している個人または法人に対して、その資産の価額に応じて課す地方税。

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために課すことができる地方税である。都市計画税を課することができるのは、原則として都市計画区域のうち「市街化区域内」に所在する土地および家屋である。

なお、延滞金減免の制度がある（地税法369条2項）。

関連法規等

- ・地税法342条および343条
- ・呉市税条例37条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・税務総合情報システム（e-SUITE）	随時

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	14,864,519,820	14,980,503,710	14,984,750,570	15,218,221,230	14,573,356,250
	収入額(円)	14,809,762,510	14,926,646,117	14,947,001,271	15,002,331,376	14,552,810,589
	収納率	99.6%	99.6%	99.7%	98.5%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	275,023,758	227,273,040	189,275,906	135,686,805	296,278,166
	収入額(円)	66,376,662	44,645,039	48,161,370	35,673,946	208,028,762
	収納率	24.1%	19.6%	25.4%	26.2%	70.2%
期末の 滞納者数	現年分	滞納者数の集計は納税義務者ごとに行っており、税目別の数値は保有していない				
	滞納繰越分					
督促状発布件数		28,636	24,471	27,305	19,567	18,677

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出*		訴えの提起		差押え*	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	1	158,500	-	-	21	5,226,006	-	-	1,891	157,689,707
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
390	12,912,805	-	--	-	-	-	-	2,037	20,367,947	-	-

* 税目別の集計ができないため、収納課の管理する債権（通し番号14、15、16、17）全体での人数・合計額。

債権の管理状況

呉市では、地区担当者が滞納チェックを年3~4回行っている。滞納整理要員は9名であり、各担当者は税システムから出力されるデータ資料を見て時効期限が近付いているものがないか等をチェックする。

処分は各地区担当が行う。国徴法に従うことになるが、特にマニュアルがあるわけではない。

回収したものは納期限の古いものから充てていく。

徴収猶予および換価の猶予について複数名でチェックして決める。

評価

税金の滞納に係る手続は、納税者が税目を超えて横断的に滞納することも多いことから、税目ごとではなく納税者ごとに行われることもある。

そこで税目を横断的に確認する。また対象件数が多いため全てを確認することは著しく困難であるためサンプリング抽出により書類を確認している。

→89 ページ~92 ページを参照されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
16	5	3	収納課	軽自動車税（種別割）	強制徴収公債権
			24人		

債権の概要

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、主たる定置場が呉市内にある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車の所有者に対して課す地方税である。

なお、延滞金減免の制度がある（地税法463条の24第2項）。

関連法規等

- ・地税法443条
- ・呉市税条例67条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・税務総合情報システム（e-SUITE）	随時

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	523,076,200	539,275,400	559,090,100	567,689,000	582,957,200
	収入額(円)	518,579,320	535,314,319	556,799,512	566,535,778	581,815,193
	収納率	99.1%	99.2%	99.5%	99.7%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	13,593,554	11,559,042	10,839,410	8,266,905	5,548,317
	収入額(円)	5,095,749	3,644,367	3,826,812	2,888,827	1,484,604
	収納率	37.4%	31.5%	35.3%	34.9%	26.7%
期末の 滞納者数	現年分	滞納者数の集計は納税義務者ごとに行っており、税目別の数値は保有していない				
	滞納繰越分					
督促状発布件数		10,123	8,798	9,135	5,948	5,867

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出*		訴えの提起		差押え*	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	21	5,226,006	-	-	1,891	157,689,707
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
91	904,436	-	-	-	-	-	-	164	836,845	-	-

* 税目別の集計ができないため、収納課の管理する債権（通し番号14、15、16、17）全体での人数・合計額。

債権の管理状況

呉市では、地区担当者が滞納チェックを年3~4回行っている。滞納整理要員は9名であり、各担当者は税システムから出力されるデータ資料を見て時効期限が近付いているものがないか等をチェックする。

処分は各地区担当が行う。国徴法に従うことになるが、特にマニュアルがあるわけではない。

回収したものは納期限の古いものから充てていく。

徴収猶予および換価の猶予について複数名でチェックして決める。

評価

税金の滞納に係る手続は、納税者が税目を超えて横断的に滞納することも多いことから、税目ごとではなく納税者ごとに行われることもある。

そこで税目を横断的に確認する。また対象件数が多いため全てを確認することは著しく困難であるためサンプリング抽出により書類を確認している。

→89 ページ~92 ページを参照されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
17	5	4	収納課	法人市民税	強制徴収公債権
			24人		

債権の概要

法人市民税は、呉市内に事務所、事業所または寮等がある法人に対して課す地方税である。個人市民税や固定資産税などのように呉市が納付すべき税額を決定する賦課徴収ではなく、法人自らがその税額を正しく計算しそれに基づいて確定申告することとなっている。申告・納付期限は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2月以内である。法人市民税は均等割と法人税割の2つの税割で構成されており、均等割は法人であれば等しく払う義務のある税金で法人の資本金等の額と従業者数に応じて税金額が決まり、法人税割は法人が国に支払う法人税額を基準にして税額が算定される。

また、原則として事業年度が6か月を超える法人は中間申告義務があり、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告する必要がある。中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付される。

なお、収入額が調定額を上回る年度があるのは、還付による影響である。

延滞金減免の制度がある（地税法326条4項）。

関連法規等

- ・地税法294条
- ・呉市税条例17条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・税務総合情報システム（e-SUITE）	随時

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	2,219,262,100	2,831,646,400	2,568,252,000	1,743,849,000	2,215,852,300
	収入額(円)	2,227,787,500	2,837,077,200	2,571,842,384	1,728,239,700	2,219,002,351
	収納率	100.3%	100.1%	100.1%	99.1%	100.1%
滞納繰越分	調定額(円)	12,157,480	7,903,571	7,194,381	5,767,051	21,563,085
	収入額(円)	2,746,309	1,624,065	2,216,614	2,576,908	17,327,900
	収納率	22.5%	20.5%	30.8%	44.6%	80.3%
期末の 滞納者数	現年分	滞納者数の集計は納税義務者ごとに行っており、税目別の数値は保有していない				
	滞納繰越分					
督促状発布件数		268	195	330	235	204

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出*		訴えの提起		差押え*	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
1	160,000	2	577,419	-	-	21	5,226,006	-	-	1,891	157,689,707
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
6	1,895,431	-	-	-	-	-	-	2	143,035	-	-

* 税目別の集計ができないため、収納課の管理する債権（通し番号14、15、16、17）全体での人数・合計額。

債権の管理状況

呉市では、地区担当者が滞納チェックを年3~4回行っている。滞納整理要員は9名であり、各担当者は税システムから出力されるデータ資料を見て時効期限が近付いているものがないか等をチェックする。

処分は各地区担当が行う。国徴法に従うことになるが、特にマニュアルがあるわけではない。

回収したものは納期限の古いものから充てていく。

徴収猶予および換価の猶予について複数名でチェックして決める。

評価

税金の滞納に係る手続は、納税者が税目を超えて横断的に滞納することも多いことから、税目ごとではなく納税者ごとに行われることもある。

そこで税目を横断的に確認する。また対象件数が多いため全てを確認することは著しく困難であるためサンプリング抽出により書類を確認している。

→89ページ~92ページを参照されたい。

【収納課の所管する債権の横断的検討】

担当課から債権の一覧表等を入手し、以下の抽出基準で案件を抽出した。抽出案件について資料一式を依頼し、提出を受けた資料に対して通査および不明点等についてヒアリングを行った。

	総数	金額(円)	抽出件数	抽出基準	抽出金額(円) 延滞税は含めず
(1) 徴収猶予	1人	160,000	1人	全員	160,000
(2) 換価の猶予	4人	860,919	4人	全員	860,919
(3) 分納誓約書	21件	5,226,006	21件	全件	5,324,606
(4) 差押え	1981人 3142件	157,689,707	代表例1件 11人179件	財産種別で抽出	11,678,743
(5) 執行停止	698人 2,724件	35,648,177	代表例1件	任意抽出	100,500
(6) 不納欠損	1,000人 2,775件	33,900,587	5人 7件	消滅時効分を全て	69,100

(1) 徴収猶予

法人市民税について、徴収猶予申請書が令和3年8月31日付け（5月決算）で提出され、同年9月13日付けで承認決裁されている。申請理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等での休業要請・時短要請に対応したことで売上減少・固定費支払で資金繰りが悪化したことによるものである。申請額は所得が生じていないため均等割分である。業種的にも当該影響は疑いようがなく、国税および都道府県民税に対しても申請・許可されていることもあり、特段の懸念点は見当たらなかった。

(2) 換価の猶予

No.	税目	申請日	申請理由等	金額	延滞金	猶予決議日
1	市民税・県民税	R3.6.27	納付誓約書受領	125,000	要す	R3.6.29
2	固定資産税・都市計画税	R3.6.10	申請書受領、難病治療による収入減。納付誓約書受領	158,500	要す	R3.6.15
3	法人市民税	R3.8.30	申請書受領、コロナ禍による売上減少	130,000	要す	R3.10.13
4	法人市民税	R3.10.25	納付保証書受領	447,419	要す	R3.12.23

No. 1 および No. 4 については納税者からの申請書がなかった。この点について確認したところ「地方税法第15条の5に規定する、職権による換価の猶予を行ったもの」との回答であった。地税法15条の5第1項には、職権による換価の猶予の要件等が規定されており、その他特段の懸念点は見当たらなかった。

(3) 分納誓約書

No.	書類名	税目	誓約日付	滞納金額(市税のみ、延滞金含めず)	延滞金	納付方法
1	納付誓約書	市民税・県民税	R3.3.20	116,217	19,900	月額20,000円等
2	納付誓約書	固定資産税・都市計画税	R3.5.11	587,000	要す	月額53,400円
3	納付誓約書	市民税・県民税	R3.5.20	77,300	3,800	月額15,000円
4	納付誓約書	市民税・県民税	R3.6.27	67,000	1,900	月額25,000円
5	納付誓約書	市民税・県民税	R3.7.30	57,310	2,900	月額10,000円
6	納付誓約書	市民税・県民税	R3.9.24	119,200	3,500	分割2回納付
7	納付誓約書	市民税・県民税 固定資産税・都市計画税	R3.12.7	319,000	要す	分割2回納付
8	納付誓約書	市民税・県民税 固定資産税・都市計画税 法人市民税	R4.2.25	1,150,100	20,600	分割2回納付
9	納付誓約書兼年金の差押承諾書	市民税・県民税 介護保険料	R3.9.28	63,000	要す	分割3回納付
10	納付誓約書	市民税・県民税	R3.6.18	360,700	15,200	R3.8.31一括納付
11	納付誓約書	市民税・県民税	R3.12.17	165,300	20,600	月額15,000円
12	納付誓約書兼年金の差押承諾書	市民税・県民税 国民健康保険料	R3.10.26	97,381	64,000	月額20,000円
13	納付誓約書	市民税・県民税 軽自動車税	R3.9.30	219,800	要す	月額28,000円
14	納付誓約書	市民税・県民税 固定資産税・都市計画税 国民健康保険料	R3.7.5	419,900	28,810	月額20,000円等
15	納付誓約書	法人市民税	R3.10.25	489,019	23,500	月額25,000円等
16	納付誓約書	市民税・県民税 国民健康保険料	R3.11.2	141,800	72,700	月額50,000円
17	納付誓約書	市民税・県民税 国民健康保険料	R3.9.16	365,000	4,200	月額10,000円等
18	納付誓約書	市民税・県民税 国民健康保険料	R3.5.7	209,896	9,700	月額10,000円等
19	納付誓約書	市民税・県民税 国民健康保険料	R4.3.14	63,000	1,000	月額10,000円
20	納付誓約書兼給料等の差押承諾書	市民税・県民税	R3.5.21	180,000	16,300	月額20,000円
21	納付誓約書	市民税・県民税 国民健康保険料	R4.2.7	56,683	要す	月額66,000円
抽出合計				5,324,606		

特段の懸念点は見当たらなかった。

(4) 差押え 抽出事案

No.	差押年月日	差押解除日	差押財産種別		差押処分件数	差押処分税額(円)
債権対策室分						
0	R4.1.26	R4.2.3	債権	普通預金	23	176,300
1	R3.6.2	R3.12.17	不動産	不動産	23	326,300
2	R3.6.17	R4.8.25	債権	保険	5	3,187,554
3	R3.7.16	R3.9.24	動産	自動車	22	791,460
4	R3.7.15	R3.8.16	不動産	不動産	4	26,000
5	R3.7.16	—	債権	給料	3	416,782
6	R3.7.28	R3.9.6	債権	積立金	11	142,700
7	R3.9.3	R4.8.2	無体財産権	出資金	1	141,630
8	R3.11.5	R4.8.30	債権	賃料	4	723,000
9	R3.11.5	R3.11.19	債権	売掛金	18	413,300
10	R4.2.28	R4.3.1	動産	軽自動車	10	574,600
11	R4.4.19	—	債権	年金	5	843,500
担当課分						
12	R3.4.23	R3.5.6	債権	不動産賃料	1	278,000
13	R3.6.14	R3.6.14	債権	配当残預金	3	120,200
14	R3.6.24	R3.7.30	債権	給与	3	555,800
15	R3.6.24	R4.3.1	不動産	参加	13	295,100
16	R3.6.25	—	債権	不動産賃料	9	1,043,800
17	R3.8.27	R3.9.10	債権	未払賃金	5	120,900
18	R3.9.1	R3.9.13	債権	生命保険	1	265,000
19	R3.9.9	R3.10.4	債権	売掛金	5	375,595
20	R3.9.9	R4.3.18	債権	損害保険	1	4,372
21	R3.9.13	R3.9.28	債権	財形定期貯金	2	25,000
22	R3.11.5	—	債権	生命保険	5	412,800
23	R3.12.15	R4.3.31	債権	報酬	8	92,000
24	R4.1.25	R4.4.6	無体財産権等	出資金	5	107,500
25	R4.2.14	R4.2.21	債権	定額定期貯金	3	47,900
26	R4.3.1	R4.3.31	債権	チャージマネー	3	129,000
27	R4.3.14	R4.5.10	債権	SC会費積立金	2	114,000
28	R4.3.14	R4.4.7	債権	国税還付金	4	104,950
抽出合計					202	11,855,043

差押え処分税額に満たない財産を差押える場合があり、差押財産を回収した後の残額について、納付の可能性があるのであれば別途、残額分の納付書を送付する。その他に財産がない場合など残額分納付の可能性がないときは執行停止の手続きを検討する。執行停止に至った場合でも年に一度、状況を調査し財産を確認できれば徴収再開もあるとのことである。

差押解除日が「—」となっている案件は未だ回収中のものである。この点について、現状を担当課へヒアリングし内容を確認したが、特段の懸念点は見当たらなかった。

(5) 執行停止 抽出事案

地税法 15 条の 7 第 1 項 1 号ないし 3 号（無財産、生活困窮または所在不明）のいずれかに該当しており、特段の懸念点は見当たらなかった。

(6) 不納欠損 抽出事案

税目名称	会計年度	延人数	件数	未納額
市民税・県民税	H28	1	1	29,000
軽自動車税(種別割)	H28	2	3	22,100
固定資産税・都市計画税	H28	2	3	18,000
総計		5	7	69,100

市民税・県民税、軽自動車税（種別割）および固定資産税・都市計画税の不納欠損については、財産調査を実施するも収入状況が判明しないものを含め、低収入等を原因とした、無財産および生活困窮によるものであった。

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
18	6	1	市民窓口課 26人	戸籍住民基本台帳手数料(閲覧)	非強制徴収公債権

債権の概要

<p>住民基本台帳の閲覧の際に、徴収する手数料である。</p> <p>本手数料は、閲覧の際に窓口で直接徴収するものであり、未収となることは通常想定できない。実際に、上記のとおりこの数年において未収は発生していない。</p>	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 4 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	617,400	283,200	1,282,500	239,100	332,700
	収入額(円)	617,400	283,200	1,282,500	239,100	332,700
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、閲覧の際に窓口で直接徴収するものであり、滞納となる事態が想定されていないため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
19	6	2	市民窓口課	戸籍住民基本台帳手数料 (住民基本台帳)	非強制徴収公債権
			26人		

債権の概要

<p>住民票の写しの交付、および住民票の記載事項に関する証明の写し交付の際に徴収する手数料である。 本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、未収となることは通常想定できない。実際に、上記のとおりこの数年において未収は発生していない。</p>	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 4 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	53,225,500	51,186,900	49,181,100	46,059,200	42,460,100
	収入額(円)	53,225,500	51,186,900	49,181,100	46,059,200	42,460,100
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、滞納となる事態が想定されていないため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
20	6	3	市民窓口課 26人	戸籍住民基本台帳手数料（戸籍）	非強制徴収公債権

債権の概要	
<p>戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面等の交付に係る手数料である。</p> <p>本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、未収となることは通常想定できない。実際に、上記のとおりこの数年において未収は発生していない。</p>	
関連法規等	・ 呉市手数料条例

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	51,271,350	48,745,400	50,205,000	47,547,650	47,931,900
	収入額(円)	51,271,350	48,745,400	50,205,000	47,547,650	47,931,900
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、滞納となる事態が想定されていないため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
21	6	4	市民窓口課	戸籍住民基本台帳手数料 (火葬許可証交付証明)	非強制徴収公債権
			26人		

債権の概要

<p>火葬許可証明書等の埋葬または火葬に関する証明書を交付する際に徴収する手数料である。</p> <p>本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、未収となることは通常想定できない。実際に、この数年において未収は発生していない。</p>	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 4 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	4,800	1,200	1,500	900	1,200
	収入額(円)	4,800	1,200	1,500	900	1,200
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、滞納となる事態が想定されていないため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
22	6	5	市民窓口課	戸籍住民基本台帳手数料 (臨時運行許可)	非強制徴収公債権
			26人		

債権の概要	
<p>臨時運行許可証を発行する際に徴収する手数料である。</p> <p>本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、未収となることは通常想定できない。実際に、上記のとおりこの数年において未収は発生していない。</p>	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 4 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	936,000	981,000	903,000	793,500	780,000
	収入額(円)	936,000	981,000	903,000	793,500	780,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、滞納となる事態が想定されていないため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
23	6	6	市民窓口課 26人	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制徴収公債権

債権の概要

公文書公開請求に係る公文書の複写および送付料である。

本複写の手数料は交付の際に窓口で直接徴収するものであり、郵送料も郵送前に事前に徴収するものであるため、未収となることは通常想定できない。実際に、上記のとおりこの数年において未収は発生していない。

関連法規等

・呉市手数料条例 4 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	170	170	40	170	140
	収入額(円)	170	170	40	170	140
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料は、交付の際に窓口で直接徴収するものであり、郵送料も郵送前に事前に徴収するものであるため、滞納となる事態が想定されない。このため、債権管理台帳等はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
24	6	7	市民窓口課	アウトソーシングに係る レジ保守管理費相当分	私債権
			26人		

債権の概要

呉市は、手数料収納業務を委託している業者との間で、収納金管理に使用する市所有のレジスターの保守費用を委託業者の負担とする業務委託契約を締結している。

本債権は、呉市が負担した市所有のレジスターの保守費用を委託業者に請求するものである。

関連法規等

・業務委託契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	25,880	25,880	26,119	26,359	26,359
	収入額(円)	25,880	25,880	26,119	26,359	26,359
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

呉市が上記保守費用を負担する都度、委託業者に請求している。
担当課は、債権管理台帳を作成していない。

評価

呉市の収納事務委託業者に対する債権であり、現在まで滞納債権は発生していない。このため、債権管理台帳がなくとも、市民窓口課での債権管理に実際の問題は発生していない。

しかし、本債権は、市民窓口課が管理する手数料債権と異なり、同時履行的に債権弁済がなされるものではないため、本来、債権管理を厳密に行うべきものである。また、呉市私債権管理条例5条は、私債権の適正な管理のため台帳を整備しなければならない旨を規定している。このため、本保守管理費の請求権も債権管理台帳を作成し、適切に債権管理すべきである。

【意見 17】

債権管理台帳が作成されていない。従前から委託業者の滞納がなかったため実質的な問題が出ているわけではないものの、条例で求められている債権管理台帳を作成すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
25	7	1	人権・男女共同参画課 5人	世帯更生資金貸付	私債権

債権の概要	
平成13年度で終了した「世帯更生資金貸付」制度による金銭消費貸借契約に基づく貸金債権である。	
関連法規等	・呉市世帯更生資金貸付契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・呉市世帯更生資金償還整理簿	年2回、1月と7月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	16,776,030	16,479,030	16,302,030	16,102,833	15,899,833
	収入額(円)	297,000	177,000	199,197	203,000	286,551
	収納率	1.7%	1.0%	1.2%	1.2%	1.8%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	50	50	49	49	46
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	36	13,451,815	0	0

債権の管理状況

債務者ごとに世帯更生資金償還整理簿を作成し、償還実績の記入のほか、回収に向けた経過状況を追記していく形をとっている。

滞納債権の回収に向けては、訪問による債務者の状況確認、徴収を主として、適宜電話連絡、納入通知書などによる回収の試みを継続しており、これらの経過を上記整理簿にて管理している。

また、年2回、1月と7月、債権回収対策室との協議において状況確認を行っている。

評価

現在債務が残存している債務者については、当初から生活困窮者も多く、現在生活保護受給中の債務者もあるなど、その収支状況からすれば回収困難となることもやむを得ない部分があり、訪問を中心とした回収の試みを継続していることは評価できる。

しかしながら、当初契約から相当長期の期間が経過しており、半数近い契約者について相続が発生するなどしているところ、その場合の取扱いについて定型の対処が確立されていない。

また、生活困窮で回収困難との判断を行ったのであれば、履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置や、時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として適切であると考えられるところ、これらの法的な対処がとられていない。

現在管理対象となっている債務には、債務者がすでに破産手続をとっており、免責決定が確定していると思われるものや、回収困難のまま消滅時効期間が経過しているものも多数見受けられる。

限りある人的資源のなかで効率的な債権回収業務を行うことを考慮した場合、適切な不納欠損処理を行って管理債権を整理し、いたずらに管理業務が拡大することを回避すべきである。

【意見 18】

消滅時効期間経過および破産免責済みの債権について、呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

【意見 19】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 12】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
26	8	1	文化振興課 13人	つばき会館使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
つばき会館に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市生涯学習センター条例 9 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	30,940,056	31,614,008	30,615,888	29,212,616	29,804,666
	収入額(円)	30,940,056	31,614,008	30,615,888	29,212,616	29,804,666
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
27	8	2	文化振興課 13人	美術館使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
美術館に係る使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	740,520	740,520	743,269	740,520	740,520
	収入額(円)	740,520	740,520	743,269	740,520	740,520
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
28	8	3	文化振興課 13人	青年の家使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
青年の家に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市青年の家条例 8 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	319,130	209,260	257,620	91,480	11,310
	収入額(円)	319,130	209,260	257,620	91,480	11,310
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
29	8	4	文化振興課 13人	野外活動センター使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
<p>野外活動センターに係る使用料債権である。</p>	
関連法規等	・ 呉市野外活動センター条例 7 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	105,730	104,260	142,850	79,782	87,302
	収入額(円)	105,730	104,260	142,850	79,782	87,302
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
30	8	5	文化振興課 13人	文化ホール使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
文化ホールに係る使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,813,548	1,813,548	1,813,548	1,813,548	1,729,070
	収入額(円)	1,813,548	1,813,548	1,813,548	1,813,548	1,729,070
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
31	8	6	文化振興課 13人	蘭島文化振興施設使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

蘭島文化振興施設に係る使用料債権である。

関連法規等

・蘭島文化振興施設条例4条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	7,730	77,963	70,278	64,047	63,348
	収入額(円)	7,730	77,963	70,278	64,047	63,348
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
32	8	7	文化振興課 13人	松寿苑使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
松寿苑に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市体験学習施設条例 8 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	309,100	478,500	69,900	4,249	3,000
	収入額(円)	309,100	478,500	69,900	4,249	3,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
33	8	8	文化振興課 13人	民俗資料館等使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
民俗資料館等に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市歴史民俗資料館設置条例 5 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	42,775	36,355	67,345	234,695	252,175
	収入額(円)	42,775	36,355	67,345	234,695	252,175
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
34	8	9	文化振興課 13人	御手洗文化交流施設等使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
御手洗文化交流施設等に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市御手洗地区文化施設条例 5 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	870,262	624,908	1,151,406	726,488	722,554
	収入額(円)	870,262	624,908	1,151,406	726,488	722,554
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
35	8	10	文化振興課 13人	ふるさと学園使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
ふるさと学園に係る使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	41,750	4,500	4,500	4,500	4,500
	収入額(円)	41,750	4,500	4,500	4,500	4,500
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
36	8	11	文化振興課 13人	地域社会教育施設使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
地域社会教育施設に係る使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市地域社会教育施設条例 6 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	196,580	135,420	171,940	984,865	263,460
	収入額(円)	196,580	135,420	171,940	984,865	263,460
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
37	8	12	文化振興課 13人	市民ホール使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
市民ホールに係る使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	8,174,040	6,758,930	7,446,550	-	639
	収入額(円)	8,174,040	6,758,930	7,446,550	-	639
	収納率	100%	100%	100%	-%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	-	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	-	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
38	8	13	文化振興課	電気使用料	非強制徴収公債権
			13人		

債権の概要

呉市施設に係る管理委託業者が使用した電気使用に係る電気使用料債権である。
使用設備の面積にて面積按分で使用料を請求している。
子メーターの設置はない。

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	214,604	173,247	190,704	5,225,852	7,083,712
	収入額(円)	214,604	173,247	190,704	5,225,852	6,985,867
	収納率	100%	100%	100%	100%	98.6%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	1
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

通常、月末に納入されている。

令和3年度現年度分については、支払はなされているが、呉市への入金が出納閉鎖後に行われたことにより、令和4年度の歳入となったため、未納を生じたように見えるが実質的に滞納は発生していない。

評価

特定の管理委託業者から納入されるものであり、基本的に滞納を生じる可能性は低いとみられ、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
39	8	14	文化振興課 13人	水道使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

呉市施設に係る管理委託業者が使用した水道使用に係る水道使用料債権である。
使用設備の面積にて面積按分で使用料を請求している。
子メーターの設置はない。

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	562,405	346,260	632,675	1,108,791	1,173,323
	収入額(円)	562,405	346,260	632,675	1,108,791	1,162,795
	収納率	100%	100%	100%	100%	99.1%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	1
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

通常、月末に納入されている。

令和3年度現年度分については、支払はなされているが、呉市への入金が出納閉鎖後に行われたことにより、令和4年度の歳入となったため、未納を生じたように見えるが実質的に滞納は発生していない。

評価

特定の管理委託業者から納入されるものであり、基本的に滞納を生じる可能性は低いとみられ、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
40	8	15	文化振興課	ガス使用料	非強制徴収公債権
			13人		

債権の概要

呉市施設に係る管理委託業者が使用したガス使用に係るガス使用料債権である。
使用設備の面積にて面積按分で使用料を請求している。
子メーターの設置はない。

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	575,220	1,561,619
	収入額(円)	-	-	-	575,220	1,561,619
	収納率	-%	-%	-%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

通常、月末に納入されている。

評 価

特定の管理委託業者から納入されるものであり、基本的に滞納を生じる可能性は低いとみられ、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
41	8	16	文化振興課 13人	雑入 講座受講料	非強制徴収公債権

債権の概要	
呉市生涯学習センターに係る受講料債権である。	
関連法規等	・呉市生涯学習センター講座開設等基準7条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	44,564,200	42,945,400	40,579,800	29,560,600	29,645,600
	収入額(円)	44,564,200	42,945,400	40,579,800	29,560,600	29,645,600
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
42	8	17	文化振興課 13人	雑入 水道事業事務負担金	非強制徴収公債権

債権の概要

つばき会館において上下水道局に対して事務所を提供することに係る賃料相当額の負担金債権である。

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	3,293,083	3,471,015	2,907,054	2,481,283	2,795,734
	収入額(円)	3,293,083	3,471,015	2,907,054	2,481,283	2,795,734
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

滞納はない。

評価

上下水道局が債務者であり、滞納を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
43	9	1	スポーツ振興課 9人	大浦崎キャンプ場使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

大浦崎キャンプ場に係る施設使用料債権である。

関連法規等

・呉市スポーツ条例 10 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	無	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	965,900	831,800	1,443,000	2,464,820	1,924,800
	収入額(円)	965,900	831,800	1,443,000	2,464,820	1,924,800
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
44	9	2	スポーツ振興課 9人	運動場使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
運動場に係る施設使用料債権である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市スポーツ条例 10 条 ・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,325,509	1,184,286	1,248,260	1,161,700	1,094,166
	収入額(円)	1,325,509	1,184,286	1,248,260	1,161,700	1,094,166
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
45	9	3	スポーツ振興課 9人	体育館使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

体育館に係る施設使用料債権である。

関連法規等

- ・呉市スポーツ条例 10 条
- ・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	3,080,101	2,526,239	2,597,103	2,732,645	2,374,965
	収入額(円)	3,080,101	2,526,239	2,597,103	2,732,645	2,374,965
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
46	9	4	スポーツ振興課 9人	武道館使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
武道館に係る施設使用料債権である。	
関連法規等	・呉市スポーツ条例 10 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	93,600	106,000	103,200	88,000	84,200
	収入額(円)	93,600	106,000	103,200	88,000	84,200
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
47	9	5	スポーツ振興課 9人	プール敷地使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
プール敷地に係る施設使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000	8,040
	収入額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000	8,040
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

未納のものはない。

評価

滞納債権は生じておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
48	9	6	スポーツ振興課 9人	温水プール敷地使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
温水プール敷地に係る施設使用料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	3,000	3,000	7,500	10,500	13,037
	収入額(円)	3,000	3,000	7,500	10,500	13,037
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

未納のものはない。

評価

滞納債権は生じておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
49	9	7	スポーツ振興課 9人	スポーツ会館使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
スポーツ会館に係る施設使用料債権である。	
関連法規等	・ 呉市スポーツ条例 10 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	21,700	25,900	47,100	1,680	8,100
	収入額(円)	21,700	25,900	47,100	1,680	8,100
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
50	9	8	スポーツ振興課 9人	電気使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
スポーツ振興課管理の施設に係る電気使用料である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	404,744	476,814	464,262	367,468	315,683
	収入額(円)	404,744	476,814	464,262	367,468	315,683
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

未納のものはない。

評価

滞納債権は生じておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
51	9	9	スポーツ振興課 9人	夜間照明使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

夜間照明に係る施設使用料債権である。

関連法規等

・運動場等の夜間照明設備及び多目的広場付属施設の使用に関する取扱要綱 9 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	3,404,100	3,244,000	3,426,400	2,762,400	2,213,000
	収入額(円)	3,404,100	3,244,000	3,426,400	2,762,400	2,213,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
52	9	10	スポーツ振興課 9人	虹村公園野球場附属施設使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

虹村公園野球場附属施設に係る施設使用料債権である。

関連法規等

・運動場等の夜間照明設備及び多目的広場附属施設の使用に関する取扱要綱 9 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	120,200	94,200	101,400	75,800	76,200
	収入額(円)	120,200	94,200	101,400	75,800	76,200
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
53	9	11	スポーツ振興課	入船山公園 多目的広場附属施設使用料	非強制徴収公債権
			9人		

債権の概要

入船山公園多目的広場附属施設に係る施設使用料債権である。

関連法規等

・運動場等の夜間照明設備及び多目的広場附属施設の使用に関する取扱要綱9条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	71,800	46,000	58,200	39,000	56,900
	収入額(円)	71,800	46,000	58,200	39,000	56,900
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いが原則となっており、未納のものはない。
 施設ごとに収入管理簿を作成して、その写しをスポーツ振興課にて送付を受け、収納した金額と照合している。
 金額に不一致を生じた事例は見当たらない。

評価

前払いの性質上、滞納債権を生じる可能性は低く、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
54	9	12	スポーツ振興課 9人	貸地料	非強制徴収公債権

債権の概要	
スポーツ振興課管理の貸地に係る借地料債権である。	
関連法規等	・行政財産使用料条例2条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	6,000	3,000	3,000	-	-
	収入額(円)	6,000	3,000	3,000	-	-
	収納率	100%	100%	100%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	-	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

未納のものはない。

評価

滞納債権は生じておらず、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
55	10	1	福祉保健課 27人	地域総合整備資金貸付	私債権

債権の概要

<p>地域総合整備資金貸付（通称 ふるさと融資）による貸付債権である。</p> <p>地域総合整備貸付事業は、一定の要件を満たす融資対象事業に対し、地方公共団体が地方債を原資とし、一般財団法人地域総合整備財団の協力を得て、無利子で民間事業者に貸し付ける制度である。なお、この貸付には、民間金融機関による連帯保証が必要となる。</p>	
関連法規等	・金銭消費貸借契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
旧民法 10 年 新民法 5 年	・債権管理台帳 ・債務者毎のエクセル	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	36,658,000	33,658,000	70,338,000	23,178,000	23,199,000
	収入額(円)	36,658,000	33,658,000	70,338,000	23,178,000	23,199,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者毎にエクセルを用いて債権管理を行っている。
 本貸付は、貸付時に事業採算性を考慮され、また民間金融機関による連帯保証まで必要となる。このため、未収となった債権はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
56	10	2	福祉保健課	災害援護資金償還金	私債権
			27人		

債権の概要

災害援護資金貸付に係る貸金返還債権である。災害援護資金貸付制度は、災害救助法が適用された災害にて世帯主が負傷したり家屋等が損傷したりした場合に市町村が受給要件（災害の程度、所得制限）を満たす申請者に資金を貸し付ける制度である。利子は、据置期間は無利子、その後は年3%となる。なお、貸付原資は、国および県から呉市への貸付金となっている。

災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金または一時償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5%の割合で、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することになる。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、違約金を徴収しないこともできる（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令9条）。

令和元年度において現年度分の調定額が0円となっているが、これは直近の災害が平成30年度であり同年度にて償還が開始されておらず、同年度にて償還予定とされていた償還金が存しなかったことが原因である。

呉市の有する災害援護資金償還金債権は、合計8人の債務者に対する貸付金債権である。このうち6人に対する災害援護資金償還金債権は消滅時効期間が経過した債権である。また、内3人は、全く弁済をしないままに消滅時効期間の満了を迎えている。

関連法規等

・災害弔慰金の支給等に関する法律

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
旧民法10年 新民法5年	・債権管理台帳 ・債務者ごとのエクセル	年2回、7月と1月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	540,280	1,592,330	-	1,700,000	654,238
	収入額(円)	540,280	1,592,330	-	1,700,000	621,205
	収納率	100%	100%	-%	100%	94.9%
滞納繰越分	調定額(円)	9,383,190	8,879,530	8,260,800	7,768,390	7,514,730
	収入額(円)	503,660	618,730	492,410	253,660	253,660
	収納率	5.3%	6.9%	5.9%	3.2%	3.3%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	-	0	1
	滞納繰越分	10	8	8	8	8
督促状発布件数		7	6	6	5	5

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者毎にエクセルを用いて債権管理を行っている。

担当課は、計画表に基づく当該年度償還予定額を現年度分として調定し、未収入額を過年度分として調定している。

担当課は、滞納が発生した場合、まずは督促状を発送し、その後、債務者へ電話もしくは訪問にて、滞納理由および財産状況の聴き取りを行っている。本債権については、全件に連帯保証人が存した。しかし、担当課は、主債務者が期日に約定どおりの弁済をしない場合でも連帯保証人への請求を行わず、主債務者との連絡が取れなくなって初めて連帯保証人への請求を行っている。

本債権については、前記のとおり債務者が期日に約定通り償還金を支払わない場合、違約金を徴収することになるが、これまで担当課は違約金を徴収したことが全くない。担当課によれば、そもそも災害に基づく貸付金であり、違約金を徴収しない事由（当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由）があると判断しているとのことである。

呉市は、災害援護資金の原資となった国および県からの借入金を、全て国および県に償還している。このため、回収不能は呉市の損失となる。

評価

1 原則として滞納者から違約金を徴収すべきである。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令9条によれば、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金または一時償還金を支払わなかったときは、原則として、延滞元利金額につき、年5%の割合で、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することとなり、例外的に支払期日に支払わないことにつき、「災害その他やむを得ない理由」があると認められるときは、違約金を徴収しないこともできる。

担当課は、災害援護資金償還金は、そもそも災害に起因する貸付金であり、貸付前に罹災証明書の提出を受けていることを理由に、口頭にて資力や返済意思の有無を確認するだけで、支払期日に支払ができなくても違約金が発生しないと考え、違約金を全く請求していなかった。担当課の理由であれば、本災害援護資金償還金に違約金が発生する事案はおよそ存しないこととなる。この帰結は、上記施行令の予定するところではないであろう。

(→次ページへ続く)

評 価

(→前ページからの続き)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 9 条が支払期日に償還金を支払わなかった場合に違約金を徴収することを原則としている以上、例外的に違約金を徴収しない「災害その他やむを得ない理由」の有無は厳格に判断すべきであり、口頭での資力確認および返済意思の確認のみで足りないのは明らかである。

担当課は、「災害に苦しんでいる市民に対する厳格な債権回収は妥当でない」旨を判断したものと考えられるが、そうであれば償還金の支払猶予や償還免除等の方法を採用すべきであった。

2 債務者が滞納した場合には連帯保証人に対して請求すべきである。

担当課は、債務者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に速やかに連帯保証人への請求を行っていない。この状態は、債権回収に対する懈怠と評価せざるを得ない。

3 時効の管理を徹底すべきである。

担当課は、8 件の災害援護資金債権のうち、6 件の債権について、訴訟等を行うこともなく消滅時効期間を満了させている。この 6 件の中には、主債務者および連帯保証人の双方に訴訟を行っていれば債権回収できた債権もあったのではないかと考えらえる。

【指摘 13】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。

【指摘 14】

滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。

【意見 20】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 21】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

【意見 22】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
57	10	3	福祉保健課 27人	住宅整備資金償還金	私債権

債権の概要

高齢者・障害者住宅整備資金貸付制度は、呉市高齢者住宅整備資金貸付要綱または呉市障害者住宅整備資金貸付要綱に基づき、高齢者と同居する親族、障害者または障害者と同居する親族に対し、高齢者・障害者の居住環境を改善するため、高齢者・障害者の専用居室等を増改築または改造するために必要な経費の貸付けを行うものである。

令和元年以降に現年度分調定額が計上されていないが、これは既に上記要綱が廃止され、新規貸付を行っていないことが理由である。

上記要綱よれば、同貸付金の貸付利率は原則年3%、遅延損害金は原則年10%となっている。なお、遅延損害金は、支払期日までに支払わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められるときは徴収しない（上記要綱）。

呉市は、呉市高齢者住宅整備資金貸付要綱に基づく3件の住宅整備資金償還金債権および呉市障害者住宅整備資金貸付要綱に基づく3件の住宅整備資金償還金債権を有している。

関連法規等

・住宅整備資金貸付制度要綱

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
旧民法10年 新民法5年	・債権管理台帳 ・債務者ごとのエクセル	年2回、7月と1月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	271,260	226,050	-	-	-
	収入額(円)	271,260	226,050	-	-	-
	収納率	100%	100%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	12,158,040	11,298,830	10,840,720	10,490,720	10,179,610
	収入額(円)	859,210	458,110	350,000	311,110	280,000
	収納率	7.0%	4.0%	3.2%	2.9%	2.7%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	-	-	-
	滞納繰越分	8	8	7	7	6
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

福祉保健課は、債権管理台帳を作成し、債務者ごとにエクセルを用いて債権管理を行っている。
 同課は、計画表に基づく当該年度償還予定額を現年度分として調定し、未収入額を過年度分として調定している。
 担当課は、滞納が発生した場合、まずは督促状を発送し、その後も納付がなければ債務者への電話および訪問にて滞納理由および財産状況等の聴き取りを行っている。
 住宅整備資金償還金債権は全部で6件あるところ、その全てに連帯保証人が存する。担当課は、借受人と連絡が取れなくなったときに初めて連帯保証人に請求を行っており、それまで連帯保証人に請求を行っていない。また担当課は、滞納債権について、主債務者本人からの分納が確認できる、若しくは主債務者と協議中であることを理由に令和3年度において連帯保証人への請求を全く行っていない。
 本債権については、前記の通り債務者が支払期日に約定どおり償還金を支払わない場合、支払期日までに支払わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる例外的な場合を除き、違約金を徴収することになるが、担当課はこれまで違約金を全く徴収していない。担当課によれば、本貸付の対象は、心身が万全とは言い難い高齢者・障害者の同居者等であり、制度の福祉的観点からやむを得ないと判断したとのことである。もっとも担当課は、「やむを得ない」と判断するに際し、特段の資力および収入に関する資料を確認していない。

評 価

- 原則として滞納者から違約金を徴収すべきである。
 要綱によれば、債務者が支払期日に償還金または一時償還金を支払わなかったときは、原則として、延滞元利金額につき、年10%の割合で、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ違約金を徴収することとなり、例外的に支払期日に支払わないことにつき、「災害その他やむを得ない理由」があると認められるときは、違約金を徴収しないこともできる。
 担当課は、本貸付の対象が心身が万全とは言い難い高齢者・障害者の同居者等であることを理由に、口頭にて資力や返済意思の有無を確認するだけで、支払期日に支払ができなくても違約金が発生しないと考え、従前、違約金を全く請求していなかった。しかし、担当課の理由は、ほぼ貸付け条件と同一である以上、これを理由とすれば、本住宅整備資金償還金に違約金が発生する事案は存在しないことになる。この帰結は要綱が予定するところではないのは明らかである。

(→次ページへ続く)

評 価

(→次ページから続く)

要綱が支払期日に償還金を支払わなかった場合に違約金を徴収することを原則としている以上、例外的に違約金を徴収しない「災害その他やむを得ない理由」の有無は厳格に判断すべきであり、口頭での資力確認および返済意思の確認のみでは足りないのは明らかである。

担当課は、心身が万全とは言い難い高齢者・障害者の同居者等に対する厳格な債権回収は妥当でない旨を判断したものと考えられるが、そうであれば要綱に従い、償還金の支払猶予や償還方法の変更等の方法を採用すべきであった。

2 債務者が滞納した場合には連帯保証人に対して請求すべきである。

担当課は、債務者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に速やかに連帯保証人への請求を行っていない。この状態は、債権回収に対する懈怠と評価せざるを得ない。

【指摘 15】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。

【指摘 16】

滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。

【意見 23】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
58	10	4	福祉保健課 27人	許可使用料	非強制徴収公債権

債権の概要	
福祉保健課管理の呉市所有の土地(行政財産)に設置された電柱敷地の使用料である。	
関連法規等	・自治法 238 条の 4

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・歳入予算執行状況表	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	13,140	18,380	20,880	21,390	26,165
	収入額(円)	13,140	18,380	20,880	21,390	26,165
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

歳入予算執行状況表を作成し、債権管理を行っている。
電柱設置の電気通信事業者が債務者となっており、現在まで滞納債権は存しない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
59	10	5	福祉保健課 27人	貸家料	私債権

債権の概要

<p>本債権は、呉市福祉会館内の賃貸物件の有償貸付2件分の賃料債権である。 賃借人は呉市の関係団体であり、賃料の滞納は従前より発生していない。 呉市は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例4条1号に基づきテナントによっては賃料を減免している。</p>	
関連法規等	・自治法238条の5

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳 ・債務者毎のエクセル	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	380,074	176,077	167,868	155,542	132,384
	収入額(円)	380,074	176,077	167,868	155,542	132,384
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者ごとにエクセルを用いて債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
60	10	6	福祉保健課 27人	貸地料	私債権

債権の概要

福祉保健課管理の呉市所有の土地（普通財産）を福祉施設へ貸し付けた賃料および同土地を電柱設置のために貸し付けた賃料である。

関連法規等

・自治法 238 条の 5

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳 ・債務者毎のエクセル	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,664,544	1,664,544	1,672,044	1,672,044	1,672,044
	収入額(円)	1,664,544	1,664,544	1,672,044	1,672,044	1,672,044
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者ごとにエクセルを用いて債権管理を行っている。

評 価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
61	10	7	福祉保健課 27人	電気使用料	私債権

債権の概要

呉市福祉会館の賃借人に対する電気使用料請求権である。
 呉市では賃貸物件の面積割にて、各賃借人の電気使用料を計算している。
 物件の賃料と同様に電気使用料の滞納も従前より発生していない。

関連法規等

・普通財産貸付契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・歳入予算執行状況表にて他の債権と合同管理	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	3,006,713	2,827,435	2,596,681	2,495,595	2,397,059
	収入額(円)	3,006,713	2,827,435	2,596,681	2,495,595	2,397,059
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者ごとにエクセルを用いて債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
62	10	8	福祉保健課	水道使用料	私債権
			27人		

債権の概要

呉市福祉会館の賃借人に対する水道使用料請求権である。
 呉市では賃貸物件の面積割にて、各賃借人の水道使用料を計算している。
 賃貸物件の賃料と同様に水道使用料の滞納も従前より発生していない。

関連法規等

・普通財産貸付契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理台帳 ・債務者毎のエクセル 	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	478,513	365,397	377,306	364,575	389,795
	収入額(円)	478,513	365,397	377,306	364,575	389,795
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳を作成し、債務者ごとにエクセルを用いて債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
63	11	1	保険年金課	国民健康保険料	強制徴収公債権
			32人		

債権の概要

国民健康保険料は、市が、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用およびその他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収するものである。国民健康保険制度は、他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入されていない全ての住民を対象とした医療保険制度となっている。

関連法規等

・国民健康保険法 76 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
2年	・専用管理システム（MICJET MISALIO）	業務フローに基づく確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	4,455,485,060	4,064,172,150	3,894,705,360	3,775,262,700	3,597,861,220
	収入額(円)	4,241,599,917	3,890,158,983	3,731,720,859	3,623,912,643	3,468,312,323
	収納率	95.1%	95.7%	95.8%	95.9%	96.3%
滞納繰越分	調定額(円)	450,055,180	368,884,851	304,110,636	260,966,559	236,912,717
	収入額(円)	207,501,345	154,655,907	146,106,902	115,912,754	112,982,469
	収納率	46.1%	41.9%	48.0%	44.4%	47.6%
期末の 滞納者数	現年分	1,619	1,308	1,438	1,178	1,054
	滞納繰越分	1,569	1,346	978	893	823
督促状発布件数		31,932	28,924	26,816	21,806	20,801

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
1	118,000	0	0	-	-	100	26,833,986	-	-	297	55,810,751
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	期別件数	合計額	人数	合計額
24	2,694,657	-	-	-	-	-	-	2,910	37,367,102	-	-

債権の管理状況

呉市では担当者8名が地区で分担しており、滞納分の管理は1名当たり300件程度となっている。
 債権は管理用システムで管理しており、担当者については徴収事務初任者研修等で知識の底上げを行っている。

評価

対象件数が膨大であるため全てを確認することは実務上困難であり、サンプリング抽出によって書類を確認した。

→191ページ～194ページを参照されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
64	11	2	保険年金課	国民健康保険税	強制徴収公債権
			32人		

債権の概要

<p>国民健康保険税は、平成 16 年度まで合併町（下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町）が、国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てるため国民健康保険の被保険者に対して課していた地方税である。</p> <p>国民健康保険税の債権は、合併後呉市が地方税として管理している。</p>	
関連法規等	・地税法 703 条の 4

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・専用管理システム（MICJET MISALIO）	業務フローに基づく確認

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	5,973,599	3,799,807	2,223,507	2,223,507	2,223,507
	収入額(円)	233,500	0	0	0	0
	収納率	3.9%	0%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	7	5	5	4	4
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

令和4年3月末における滞納繰越分は4名に対して2,223,507円である。
 債権は管理用システムで管理しており、担当者については徴収事務初任者研修等で知識の底上げを行っている。

評価

対象件数が膨大であるため全てを確認することは実務上困難であり、サンプリング抽出によって書類を確認した。

→191ページ～194ページを参照されたい。

【保険年金課 国民健康保険料の検討（通し番号63・64）】

担当課から債権の一覧表等を入手し、以下の抽出基準で案件を抽出した。抽出案件について資料一式を依頼し、提出を受けた資料に対して通査および不明点等についてヒアリングを行った。

	総数	金額(円)	抽出件数	抽出基準	抽出金額(円) 延滞税は含めず
(1) 徴収猶予	1人	118,100	1人	全員	118,100
(2) 分納誓約書	100人	26,833,986	10人	系統的抽出	3,055,940
(3) 差押え	297人	55,810,751	代表例1人 抽出20人	財産種別から抽出	7,979,930
(4) 執行停止	24人 163件	2,694,657	代表例1人 抽出3人42件	該当条項ごとに 1件ずつ抽出	1,477,140
(5) 不納欠損	2,910件	37,367,102	代表例1件 6件	消滅時効の中から抽出	599,270

(1) 徴収猶予

国民健康保険料について、徴収猶予期間延長申請書が令和4年1月28日付けで提出され、同年2月1日付けで許可通知が出されている。申請理由は、修正申告により生じた公租公課を生活の維持・事業の継続可能な金額で毎月納付しているが、当初の徴収猶予期間内に納付すべき保険料を納付することが困難であることからである。あわせて財産収支状況書の提出を受けており、その後において回収はされているとのことで、特段の懸念点は見当たらなかった。

(2) 分納誓約書

No.	書類名	税目	誓約日付	滞納金額(市税・延滞金含めず)	延滞金	納付方法
0	納付誓約書	国民健康保険料	R3.4.6	47,420	要す	月額5,000円
1	納付誓約書	国民健康保険料	R3.7.31	235,990	42,900	月額50,000円
2	納付誓約書	国民健康保険料	R3.8.26	276,890	24,800	月額10,000円
3	納付誓約書	国民健康保険料	R3.9.15	305,960	9,300	月額50,000円
4	納付誓約書	国民健康保険料	R3.9.27	459,510	30,900	月額20,000円等
5	納付誓約書兼 年金差押承諾書	国民健康保険料	R3.11.22	150,250	19,600	R3.11.25までに全額
6	納付誓約書	国民健康保険料	R3.12.1	99,820	51,300	月額10,000円等
7	納付誓約書	国民健康保険料	R4.2.7	739,310	41,000	月額30,000円
8	納付誓約書	国民健康保険料	R3.7.5	346,120	44,500	月額20,000円等
9	納付誓約書	国民健康保険料	R3.12.14	394,670	16,600	月額30,000円
抽出合計				3,055,940		

特段の懸念点は見当たらなかった。

(3) 差押え 抽出事案

No.	差押年月日	差押解除日	差押財産種別		差押処分額(円)	延滞金(円)
担当課分						
0	R3.4.14	R3.4.19	債権	普通預金	3,130	0
1	R3.4.23	R4.1.18	債権	生命保険	291,320	25,300
2	R3.4.23	R3.4.30	債権	売掛金	532,790	6,900
3	R3.6.17	R3.6.17	債権	残預金	347,920	11,700
4	R3.10.27	R3.12.20	交付要求	不動産	125,380	11,000
5	R3.11.29	R3.12.10	交付要求	生命保険	93,860	0
6	R4.1.24	—	債権	生命保険	257,490	19,900
7	R4.3.7	R4.6.3	交付請求	生命保険	182,190	7,500
債権対策室分						
1	R3.4.12	R3.4.12	債権	市民県民税還付金	401,360	11,400
2	R3.4.27	R3.4.27	債権	市民県民税還付金	256,360	6,200
3	R3.5.18	R3.6.7	債権	国税還付金	539,810	186,100
4	R3.6.9	R3.6.9	債権	市民県民税還付金	83,210	49,500
5	R3.6.22	R3.6.22	債権	市民県民税還付金	318,120	7,300
6	R3.6.24	R3.6.24	債権	市民県民税還付金	290,730	68,200
7	R3.9.16	—	不動産	不動産	1,186,210	154,300
8	R3.10.11	R3.10.19	債権	証拠金	96,600	1,000
9	R3.10.1	R3.10.1	債権	普通預金	1,276,500	419,900
10	R3.10.22	R3.11.22	債権	生命保険	267,360	46,000
11	R4.1.11	R4.1.11	債権	市民県民税還付金	240,700	19,300
12	R4.2.25	R4.7.25	債権	売掛金	811,780	70,400
13	R4.3.1	R4.3.14	債権	生命保険	380,240	8,300
抽出合計					7,983,060	1,130,200

差押処分額に満たない財産を差し押えた場合、および差押解除日が「—」となっている案件について、現状を担当課へヒアリングし内容を確認したが、特段の懸念点は見当たらなかった。

(4) 執行停止

No.	決定年度	課税年度	期別名	決定年月日	本税処分額	延滞金処分額	該当条項
1	令和3年度	平成30年度	第8期	R3.8.25	17,650	8,400	第1号
	令和3年度	平成31年度	第1期	R3.8.25	62,190	11,000	第1号
	令和3年度	平成31年度	第2期	R3.8.25	62,140	10,500	第1号
	令和3年度	平成31年度	第3期	R3.8.25	62,140	10,100	第1号
	令和3年度	平成31年度	第4期	R3.8.25	62,140	9,600	第1号
	令和3年度	平成31年度	第5期	R3.8.25	62,140	9,100	第1号
	令和3年度	平成31年度	第6期	R3.8.25	62,140	8,800	第1号
	令和3年度	平成31年度	第7期	R3.8.25	62,140	8,200	第1号
	令和3年度	平成31年度	第8期	R3.8.25	62,140	7,700	第1号
	令和3年度	平成31年度	第9期	R3.8.25	62,140	7,300	第1号
	令和3年度	令和2年度	第1期	R3.8.25	18,320	1,500	第1号
	令和3年度	令和2年度	第3期	R3.8.25	18,320	1,300	第1号
	令和3年度	令和2年度	第4期	R3.8.25	18,320	1,100	第1号
	令和3年度	令和2年度	第5期	R3.8.25	18,320	1,000	第1号
	令和3年度	令和2年度	第6期	R3.8.25	18,320	0	第1号
	令和3年度	令和2年度	第7期	R3.8.25	18,320	0	第1号
	令和3年度	令和2年度	第8期	R3.8.25	18,320	0	第1号
	令和3年度	令和2年度	第9期	R3.8.25	18,320	0	第1号
	令和3年度	令和3年度	第1期	R3.8.25	6,490	0	第1号
2	令和3年度	平成31年度	随時期	R3.12.8	19,860	1,700	第2号
	令和3年度	令和2年度	第5期	R3.12.8	24,770	2,000	第2号
	令和3年度	令和2年度	第6期	R3.12.8	24,770	1,800	第2号
	令和3年度	令和2年度	第7期	R3.12.8	18,990	1,200	第2号
3	令和3年度	平成31年度	第3期	R3.12.10	56,230	10,500	第3号
	令和3年度	平成31年度	第4期	R3.12.10	56,230	10,100	第3号
	令和3年度	平成31年度	第5期	R3.12.10	56,230	9,700	第3号
	令和3年度	平成31年度	第6期	R3.12.10	56,230	9,400	第3号
	令和3年度	平成31年度	第7期	R3.12.10	56,230	8,900	第3号
	令和3年度	平成31年度	第8期	R3.12.10	56,230	8,400	第3号
	令和3年度	平成31年度	第9期	R3.12.10	56,230	8,100	第3号
	令和3年度	令和2年度	第1期	R3.12.10	24,930	2,700	第3号
	令和3年度	令和2年度	第2期	R3.12.10	24,930	2,500	第3号
	令和3年度	令和2年度	第3期	R3.12.10	24,930	2,300	第3号
	令和3年度	令和2年度	第4期	R3.12.10	24,930	2,200	第3号
	令和3年度	令和2年度	第5期	R3.12.10	24,930	2,000	第3号
	令和3年度	令和2年度	第6期	R3.12.10	24,930	1,800	第3号
	令和3年度	令和2年度	第7期	R3.12.10	24,930	1,600	第3号
	令和3年度	令和2年度	第8期	R3.12.10	24,930	1,500	第3号
	令和3年度	令和2年度	第9期	R3.12.10	24,930	1,300	第3号
	令和3年度	令和3年度	第2期	R3.12.10	15,320	0	第3号
	令和3年度	令和3年度	第3期	R3.12.10	15,280	0	第3号
	令和3年度	令和3年度	第4期	R3.12.10	10,160	0	第3号
	抽出合計					1,477,140	185,300

特段の懸念点は見当たらなかった。

(5) 不納欠損 抽出事案

No.	賦課年度	相当年度	期別	本税未納額	督手未納額	延滞金未納額
1	平成30年度	平成30年度	第8期	103,330	0	0
2	平成28年度	平成27年度	第1期	32,650	0	0
3	平成31年度	平成30年度	第1期	111,920	0	0
4	平成30年度	平成30年度	第9期	110,890	0	0
5	平成31年度	平成30年度	第1期	211,560	0	0
6	平成2年度	平成2年度	第4期	28,920	40	0
抽出合計				599,270	40	0

No. 6 について、督手未納額 40 円は平成 9 年 3 月 31 日以前に生じていた督促手数料のことである。電話加入権の差押執行をしており、その後しばらく世帯主とは別の家族から分納で納付を受けていた。このことで世帯主の納付意識が薄れ納付が途絶えるに至った。これを反省し、近年は世帯主と直接交渉するようにしている。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
65	11	3	保険年金課 32人	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権

債権の概要

<p>後期高齢者医療保険料は、呉市が後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び高齢者の医療の確保に関する法律 117 条 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、被保険者から徴収するものである。</p> <p>被保険者は、75 歳以上（一定以上の障害があると認定を受け、加入を選択された場合は 65 歳以上）の住民であり、広域連合の運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し保険給付を受ける。</p> <p>県内全ての市町村が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」が、後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行う。呉市では、保険料の徴収と窓口業務（届出・申請受付等）を行っている。</p>	
関連法規等	・高齢者の医療の確保に関する法律 104 条 1 項

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
2年	・専用システム（後期高齢者医療市町村システム）	業務フローに基づく確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	2,760,803,124	2,799,614,877	2,915,891,602	3,035,537,322	3,068,038,870
	収入額(円)	2,748,795,744	2,787,640,435	2,904,817,033	3,026,047,066	3,063,333,512
	収納率	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	25,595,087	20,263,950	20,012,763	18,603,440	16,508,677
	収入額(円)	13,064,874	8,358,359	8,285,124	8,181,683	11,572,495
	収納率	51.0%	41.2%	41.3%	43.9%	70.0%
期末の 滞納者数	現年分	328	361	320	281	205
	滞納繰越分	150	169	165	140	77
督促状発布件数		4,702	5,323	5,904	4,484	4,181

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	17	2,560,853	-	-	56	4,927,152
滞納処分停止		徴収停止		減免*		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
2	92,900	-	-	31	1,712,801	-	-	73	2,078,288	-	-

*高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく減免

債権の管理状況

債権は管理用システムで管理しており、担当者については徴収事務初任者研修や広島県や広島県後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療保険料徴収事務研修会で知識の底上げを行っている。

評価

対象件数が膨大であるため全てを確認することは実務上困難であり、サンプリング抽出によって書類を確認した。

→197 ページ～200 ページを参照されたい。

【保険年金課 後期高齢者医療保険料の検討（通し番号65）】

担当課から債権の一覧表等入手し、以下の抽出基準で案件を抽出した。抽出案件について資料一式を依頼し、提出を受けた資料に対して通査および不明点等についてヒアリングを行った。

	総数	金額(円)	抽出件数	抽出基準	抽出金額(円) 延滞税は含めず
(1) 分納誓約書	17人	2,560,853	17人	全件	2,560,853
(2) 差押え	56人	4,927,152	代表例1人 抽出10人	財産種別で抽出	2,197,957
(3) 執行停止	2人 2件	92,900	2人 2件	全件	92,900
(4) 減免	31件	1,712,801	5件	任意抽出	226,437
(5) 不納欠損	73人 239件	2,078,288	代表例1件 5人22件	消滅時効の中から 抽出	588,325

(1) 分納誓約書

No.	書類名	税目	誓約日付	滞納金額(市税・延滞金含めず)	延滞金	納付方法
1	納付誓約書兼 給与差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.6.6	256,051	16,100	月額22,000円
2	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.6.17	178,220	5,200	毎月1期分ずつ
3	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.6.17	36,010	要す	毎月1期分ずつ
4	納付誓約書兼 給与差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.6.23	69,180	要す	偶数月10,000円 奇数月5,000円
5	納付誓約書兼 年金差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.7.5	214,949	11,800	毎月54,000円
6	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.8.11	43,399	要す	毎月1期分ずつ
7	納付誓約書兼 年金差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.8.31	513,321	53,900	月額30,000円
8	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.10.12	121,614	1,000	月額10,000円
9	納付誓約書兼 年金差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.10.28	94,136	要す	毎月2期分ずつ等
10	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.10.28	41,136	要す	毎月2期分ずつ等
11	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.11.30	61,726	要す	月額15,000円
12	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.11.30	5,104	要す	
13	納付誓約書兼 年金差押承諾書	後期高齢者医療保 険料	R3.12.7	105,120	要す	月額17,520円
14	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.12.16	60,449	2,100	月額15,700円
15	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.12.22	55,000	6,300	月額5,000円
16	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R4.1.20	103,680	要す	月額20,800円
17	納付誓約書	後期高齢者医療保 険料	R3.4.13	601,758	42,800	100,000円、240,000 円、残額一括納付
合計				2,560,853	139,200	

特段の懸念点は見当たらなかった。

(2) 差押え 抽出事案

No.	差押年月日	差押解除日	差押財産種別		差押処分額(円)	延滞金
担当課分						
0	R3.12.15	R3.12.21	債権	通常貯金	37,840	要す
1	R3.8.30	R4.3.22	債権	給与	154,024	17,900
2	R3.7.28	R3.12.21	債権	退職共済年金	321,942	33,800
3	R3.7.28	R3.12.21	債権	老齢年金	321,942	33,800
4	R3.8.30	R4.3.22	債権	年金	154,024	17,900
5	R3.9.13	R3.9.16	債権	通常貯金	192,955	8,300
6	R3.10.14	R3.10.18	債権	普通預金	189,886	17,100
債権対策室分						
1	R3.8.13	R3.8.13	債権	預金	111,166	24,500
2	R3.9.30		債権	老齢年金	247,852	16,200
3	R3.12.21	R4.6.14	債権	年金	208,614	21,700
4	R4.3.16	R4.8.1	債権	給料	257,712	10,400
総計					2,197,957	201,600

差押処分額に満たない財産を差し押えた場合、および差押解除日が「-」となっている案件について、現状を担当課へヒアリングし内容を確認したが、特段の懸念点は見当たらなかった。

(3) 執行停止 抽出事案

No.	決定年度	課税年度	期別名	決定年月日	本税処分額	該当条項
1	令和3年度	令和2年度	第7期	R4.2.4	6,454	第3号
	令和3年度	令和2年度	第8期	R4.2.4	6,450	第3号
	令和3年度	令和2年度	第9期	R4.2.4	6,450	第3号
	令和3年度	令和3年度	第1期	R4.2.4	5,171	第3号
	令和3年度	令和3年度	第2期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第3期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第4期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第5期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第6期	R4.2.4	5,160	第3号
2	令和3年度	令和3年度	過5	R4.2.4	3,870	第3号
	令和3年度	令和3年度	第1期	R4.2.4	5,171	第3号
	令和3年度	令和3年度	第2期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第3期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第4期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第5期	R4.2.4	5,160	第3号
	令和3年度	令和3年度	第6期	R4.2.4	5,160	第3号
合計					92,900	

特段の懸念点は見当たらなかった。

(4) 減免 抽出事案

No.	受付年月日	送達年月日	年度	理由	免除割合	減免額
1	R3.9.21	R3.9.21	令和3年度	新型コロナ	一部	61,687
2	R3.11.8	R3.11.12	令和3年度	新型コロナ	全部	72,417
3	R4.3.24	R4.3.25	令和3年度	新型コロナ	一部	11,177
4	R3.5.10	R3.5.14	令和3年度	借家の全焼	一部	11,107
5	R3.3.30	R3.4.2	令和3年度	新型コロナ	一部	70,049
合計						226,437

特段の懸念点は見当たらなかった。

(5) 不納欠損 抽出事案

No.	賦課年度	相当年度	滞納原因	期別	本税未納額
1	2018	2018	9	3	5,050
	2019	2019	9	7	5,100
	2019	2019	9	8	5,050
	2019	2019	9	9	5,050
	2019	2019	9	10	5,050
	2019	2019	9	11	5,050
	2019	2019	9	12	5,050
	2019	2019	9	1	5,050
2	2018	2018	9	3	750
	2019	2019	9	7	825
	2019	2019	9	8	750
	2019	2019	9	9	750
	2019	2019	9	10	750
3	2018	2018	9	3	9,630
4	2019	2019	9	9	88,280
	2019	2019	9	10	88,220
	2019	2019	9	11	88,220
	2019	2019	9	12	88,220
	2019	2019	9	1	88,220
	2019	2019	9	2	88,220
5	2018	2018	9	10	2,520
	2018	2018	9	3	2,520
総計					588,325

滞納原因「9」は生活困窮であり、これを抽出している。その他の原因として、生活保護者、死亡および所在不明がある。

以下を除き、特段の懸念点は見当たらなかった。

延滞金について、差押えおよび債権回収対策室扱いにならないければ特に徴収がされていない。

これは、後期高齢者医療保険料が制度開始当初（平成20年4月）から年金天引きによる徴収を基本としており、延滞金が生じることを想定していなかったため、管理システムにおいて滞納状況や延滞金額を記録する設定となっておらず、実務上もこれを計算できていないことが要因である。

したがって、そもそも滞納額が多額になるおそれは低くそれに伴う延滞金についても僅少と考えられるが、今後は法に準拠し延滞金の計算および徴収を行うべきである。

【指摘 17】

延滞金の計算および徴収を行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
66	11	4	保険年金課	返納金	非強制徴収公債権
			32人		

債権の概要

<p>国民健康保険の医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金債権である。被保険者資格喪失後の受診等により発生した医療給付費や自己負担割合および自己負担限度額区分の変更により発生した医療給付費により返還金債権が生じる。</p>	
関連法規等	・自治法 231 条の 3 第 1 項

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルで作成した台帳	業務フローに基づく確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	7,695,709	9,553,986	8,766,562	30,451,927	11,186,586
	収入額(円)	7,311,213	8,773,484	8,303,499	29,933,340	10,207,080
	収納率	95.0%	91.8%	94.7%	98.2%	91.2%
滞納繰越分	調定額(円)	1,838,254	1,953,029	1,810,202	1,693,903	1,805,807
	収入額(円)	265,199	118,384	506,646	127,261	416,423
	収納率	14.4%	6.0%	27.9%	7.5%	23.0%
期末の 滞納者数	現年分	31	31	28	15	38
	滞納繰越分	64	76	75	83	55
督促状発布件数		不明(記録なし)	不明(記録なし)	34	47	73

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	件数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	18	348,921	-	-

債権の管理状況

債権はエクセルで作成した台帳により管理しており、担当者については徴収事務初任者研修等で知識の底上げを行っている。

評価

対象件数が多数であるため全てを確認することは実務上困難であり、サンプリング抽出によって書類を確認した。

なお、担当課に対して今後の回収方法について確認したところ、「現時点で具体的に検討したことはないが、国民健康保険医療費返納金は強制徴収債権ではないため、専門的な知識と経験を有する弁護士等に徴収事務を委託した方が効率的かつ確実に徴収することが見込められる」とのことであった。債権金額が比較的少額な場合が多いのであれば、徴収または収納の事務を委託することについて検討の余地があると考えられる。

→次ページを参照されたい。

【保険年金課 返納金の検討（通し番号66）】

担当課から債権の一覧表等を入手し、以下の抽出基準で案件を抽出した。抽出案件について資料一式を依頼し、提出を受けた資料に対して通査および不明点等についてヒアリングを行った。

	総数	金額(円)	抽出件数	抽出基準	抽出金額(円) 延滞税は含めず
不納欠損	18件	348,921	5件	任意抽出	192,096

不納欠損 抽出事案

No.	納付通知年月日	時効完成年月日	保険者負担割合	診療年月	異動理由	返納金額
1	H28.7.4	R3.7.3	7割	H27.7、H27.8	健保協会加入	44,905
2	H28.7.4	R3.7.3	7割	H26.12	健保協会加入	33,719
3	H29.1.5	R4.1.4	区分オ→エ	H28.9、H28.10	負担区分変更	52,056
4	H28.12.2	R3.12.1	区分オ→エ	H28.9	負担区分変更	31,050
5	H28.9.2	R3.9.1	7割	H26.9	社会保険加入	30,366
合計						192,096

No. 1、No. 2、No. 5 のように診療年月と納付通知年月日との期間が離れているケースについて担当課にヒアリングしたところ、加入者の所属企業が遡って社会保険料を納付したことにより加入者の国民健康保険も遡って喪失されることなどがある、とのことである。この点について加入者からの申請により保険者間での振替処理ができたりするのだが、加入者が制度を理解できないため無視されて時効になるケースがある。

【指摘 18】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
67	11	5	保険年金課	第三者納付金	私債権
			32人		

債権の概要	
<p>交通事故やけんか等による相手方（第三者）の行為が原因で怪我をしたときの治療費について、被害者は、国民健康保険や後期高齢者医療を使い治療を受けることができる。しかし、本来、これらの治療費は加害者である相手方の第三者が負担すべきものであり、健康保険が立て替えて支払っている。第三者納付金は、第三者に対する求償権（厳密には弁済者代位）のうち、現年度において調定したものである。</p>	
関連法規等	・国民健康保険法 64 条 1 項

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
3年	・エクセルで作成した台帳	業務フローに基づく確認

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	27,268,225	25,361,270	17,844,404	30,395,036	8,657,975
	収入額(円)	27,268,225	25,361,270	17,844,404	30,395,036	8,657,975
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

第三者行為求償事務については、原則、広島県国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託（国民健康保険法 64 条 3 項）しており、呉市は、国保連が第三者から損害賠償金を回収したときに、国保連から損害賠償金受領額通知書等を受ける。呉市では、通知書を受け付けた際に債権額（求償額）が確定したものととして調定を行っている。国保連からは確定した額が支払われるため収納未済は発生しない。

なお、担当課において用いられている規範的な資料は、次のとおりである。

- ・マニュアル 第三者行為（交通事故）求償事務の手引き【事務処理編】
- ・マニュアル 第三者行為（交通事故）求償事務の手引き【資料編】
- ・マニュアル 第三者行為求償事務事例集
- ・研修資料 令和4年度第三者行為求償事務研修（基礎編）

評価

国保連からの通知を受け付けた際に債権額が確定し調定を行う事務であるため収納率は 100%となっている。他都市を調べてみても、これは一般的な処理のようである。

この点、国保連から通知されるもの以外に、国保連において未回収となっている債権があるのではないかとこの疑問が生じるが、制度的な問題と推察される。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
68	12	1	介護保険課	介護保険料	強制徴収公債権
			20人		

債権の概要	
<p>介護保険料は、呉市が介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるために被保険者から徴収するものである。被保険者は、40歳以上の人で、さらに年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられる。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に対する保険料は、健康保険組合が医療保険料と一体的に徴収するので市の徴収対象とはなっておらず（介護保険法129条4項）、また、第1号被保険者（65歳以上）についても、原則として老齢等年金を給付する年金保険者が天引きにより介護保険を徴収（特別徴収）することが原則となっている。市が徴収することになるのは年金月額が15,000円未満または特別の事情があつて普通徴収となる場合である。</p> <p>被保険者にとっての介護保険制度は、保険料を納め介護が必要と認定されたときから介護サービスを利用できる制度となっている。</p>	
関連法規等	・介護保険法129条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
2年	・介護保険システム	年3回、7月、9月11月に債権回収対策室に相談

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	4,719,169,560	4,685,333,650	4,546,087,770	4,375,525,110	4,361,069,080
	収入額(円)	4,688,675,903	4,663,827,942	4,530,046,960	4,362,463,558	4,352,645,719
	収納率	99.3%	99.5%	99.6%	99.7%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	75,148,400	70,612,359	61,234,941	48,960,811	38,335,331
	収入額(円)	19,379,346	13,681,677	15,273,910	14,309,360	11,290,190
	収納率	25.7%	19.3%	24.9%	29.2%	29.4%
期末の 滞納者数	現年分	1,059	901	776	671	585
	滞納繰越分	895	875	765	589	544
督促状発布件数		11,731	9,461	8,857	7,155	6,747

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	5	924,925	-	-	40	4,835,737
滞納処分停止		徴収停止		減免*		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	53	2,063,100	-	-	483	12,286,450	-	-

*介護保険法等に基づく減免

債権の管理状況

債権は、担当者1人が管理用システムを用いて管理している。

滞納となった債権については、被保険者ごとに「滞納整理票」を作成する。督促状、催告書等を送付して納付を受けたり、納付相談により分納誓約書の提出を受けたりする。納付相談または誓約書どおりの納付がなければ債権回収対策室への移管予告を発送し、納付がなければ債権回収対策室へ移管して差押えを行っている。滞納整理票には交渉経過を手書きで記入し、各債権の状況を定期的（年6回）にチェックしている。

債権回収対策室へ移管しない滞納者については、会計年度任用職員等による個別訪問等に対応しているが、督促状発送日の翌日から2年を経過した時点で消滅時効としている。

減免については、災害により住宅・家財等について著しい損害を受けた場合など、呉市介護保険条例12条に該当した場合に申請があれば受け付けている。

評価

対象案件については、サンプリング抽出により書類を確認している。

→209ページ～211ページを参照されたい。

【介護保険課 介護保険料の検討（通し番号68）】

担当課から債権の一覧表等入手し、以下の抽出基準で案件を抽出した。抽出案件について資料一式を依頼し、提出を受けた資料に対して通査および不明点等についてヒアリングを行った。

	総数	金額(円)	抽出件数	抽出基準	抽出金額(円) 延滞税は含めず
(1) 分納誓約書	5人	924,925	5人	全件	924,925
(2) 差押え	40人 571件	4,835,737	代表例1人 抽出6人106件	財産種別で抽出	1,058,932
(3) 減免	53件	2,063,100	代表例1件 抽出10件	理由から抽出	321,900
(4) 不納欠損	483件	12,286,450	代表例1件 抽出件	消滅時効の中から 抽出	572,700

(1) 分納誓約書

No.	書類名	税目	誓約日付	滞納金額(市税・延滞金含めず)	延滞金	納付方法
1	納付誓約書兼 年金差押承諾書	市民税・県民税 介護保険料	R3.9.28	264,000	9,000	令和3年12月末日ま でに全額
2	納付誓約書兼 年金差押承諾書	介護保険料	R3.10.20	150,100	3,700	偶数月30,000円 奇数月10,000円
3	納付誓約書兼 年金差押承諾書	介護保険料	R3.8.12	239,525	10,700	毎月30,000円等
4	納付誓約書	介護保険料	R3.12.27	210,800	7,800	毎月20,000円
5	納付誓約書	介護保険料	R3.12.27	60,500	要す	毎月5,000円
合計				924,925	31,200	

なお、分割納付誓約書の提出なく口頭約束のみで分割納付が行われているものもある。これについては、分納誓約書等の書面提出を受けるべきである。

(2) 差押え 抽出事案

No.	差押年月日	差押解除日	差押財産種別		差押処分件数	差押処分税額(円)
0	R4.1.26	R4.4.14	債権	年金	10	85,500
1	R3.7.15	R3.10.27	不動産	不動産	18	132,000
2	R3.7.15	R3.8.16	不動産	不動産	18	165,000
3	R3.8.16	R3.8.16	債権	税還付金	21	201,300
4	R3.10.20	R3.12.21	債権	給料	13	126,280
5	R3.12.21	R3.12.21	債権	預金	23	230,260
6	R4.4.26		債権	年金	13	118,592
総計					116	1,058,932

特段の懸念点は見当たらなかった。

(3) 減免 抽出事案

No.	受付年月日	処理年月日	備考	理由	免除割合	減免額
0	R3.7.1	R3.7.1	平成31年度分	住屋の全焼	全部	7,040
1	R3.6.21	R3.6.24	平成31年度分	海外	全部	4,620
2	R3.7.6	R3.7.6	令和3年度分	生活困窮	一部	11,880
3	R3.7.20	R3.7.26	令和3年度分	東日本大震災	全部	15,840
4	R3.11.4	R3.12.3	令和3年度分	収入減少	一部	27,480
5	R3.7.7	R3.7.9	-	新型コロナ	全部	82,500
6	R3.7.8	R3.7.9	-	新型コロナ	一部	55,300
7	R3.7.8	R3.7.12	-	新型コロナ	不承認	0
8	R3.7.13	R3.7.20	-	新型コロナ	全部	72,600
9	R3.9.14	R3.10.14	-	新型コロナ	全部	28,870
10	R3.11.12	R3.11.17	-	新型コロナ	一部	15,770
総計						321,900

特段の懸念点は見当たらなかった。

(4) 不納欠損 抽出事案

No.	調定年度	賦課年度	期別番号	不納欠損額	納期限年月日和暦	不納欠損事由
0	平成31年度	平成31年度	第2期	5,500	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	5,500	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第4期	5,500	R 1.10.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第5期	5,500	R 1.12. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第6期	5,500	R 1.12.25	時効
	平成31年度	平成31年度	第7期	5,500	R 2. 1.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第8期	5,500	R 2. 3. 2	時効
	小計				38,500	代表
1	平成30年度	平成30年度	第2期	10,000	H30. 8.31	時効
	平成30年度	平成30年度	第9期	11,000	H31. 4. 1	時効
	平成31年度	平成31年度	第1期	11,000	R 1. 7.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第2期	11,000	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	11,000	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第4期	11,000	R 1.10.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第5期	11,000	R 1.12. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第6期	11,000	R 1.12.25	時効
	平成31年度	平成31年度	第7期	11,000	R 2. 1.31	時効
平成31年度	平成31年度	第8期	11,000	R 2. 3. 2	時効	
小計				109,000	連番359	
2	平成29年度	平成29年度	第6期	9,980	H29.12.25	時効
	平成30年度	平成30年度	第9期	12,460	H31. 4. 1	時効
	平成31年度	平成31年度	第2期	18,700	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	18,700	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第6期	14,040	R 1.12.25	時効
	平成31年度	平成31年度	第7期	14,020	R 2. 1.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第8期	14,020	R 2. 3. 2	時効
小計				101,920	連番694	
3	平成30年度	平成30年度	第6期	6,750	43,459	時効
	平成30年度	平成30年度	第9期	17,250	H31. 4. 1	時効
	平成31年度	平成31年度	第1期	15,820	R 1. 7.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第2期	15,760	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	15,760	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第4期	15,760	R 1.10.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第5期	15,760	R 1.12. 2	時効
小計				102,860	連番1022	
4	平成30年度	平成30年度	第9期	12,460	H31. 4. 1	時効
	平成31年度	平成31年度	第1期	12,520	R 1. 7.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第2期	12,460	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	12,460	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第4期	12,460	R 1.10.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第5期	12,460	R 1.12. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第6期	12,460	R 1.12.25	時効
	平成31年度	平成31年度	第7期	12,460	R 2. 1.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第8期	12,460	R 2. 3. 2	時効
小計				112,200	連番1116	
5	平成29年度	平成29年度	第1期	9,220	H29. 7.31	時効
	平成30年度	平成30年度	第9期	11,000	H31. 4. 1	時効
	平成31年度	平成31年度	第1期	11,000	R 1. 7.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第2期	11,000	R 1. 9. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第3期	11,000	R 1. 9. 30	時効
	平成31年度	平成31年度	第4期	11,000	R 1.10.31	時効
	平成31年度	平成31年度	第5期	11,000	R 1.12. 2	時効
	平成31年度	平成31年度	第6期	11,000	R 1.12.25	時効
	平成31年度	平成31年度	第7期	11,000	R 2. 1.31	時効
平成31年度	平成31年度	第8期	11,000	R 2. 3. 2	時効	
小計				108,220	連番1393	
総計				572,700		

担当課にヒアリングしたところ、滞納期間が2年以上となり時効によって消滅した場合、ペナルティとして自己負担金額が3割または4割に引き上げられるため介護が必要となった時に親族が遡って納付されるケースもあるとのことである。

滞納者の属性として、高齢で、年金を担保に借入れをされている方も多いが、少しずつでも納付されることもあり執行停止に至らない。

【指摘 19】

分割納付誓約書の提出なく口頭約束のみで分割納付が行われているものについては、時効更新等の証拠を確保する観点から、分納誓約書等の書面提出を受けるべきである。

【指摘 20】

延滞金について、債権回収対策室に移管されなければ徴収がされていない。これは、介護保険料が制度開始当初（平成12年4月）から年金天引きによる徴収を基本としており、延滞金が生じることを想定していなかったため、管理システムにおいて滞納状況や延滞金額を記録する設定となっておらず、実務上もこれを計算できていないことが要因である。

そもそも滞納額が多額になるおそれは低くそれに伴う延滞金についても僅少と考えられるが、法に準拠し延滞金の計算および徴収を行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
69	12	2	介護保険課 20人	第三者納付金	私債権

債権の概要

交通事故やけんか等による相手方（第三者）の行為が原因で介護が必要な状態になったり、介護の必要度が重症化して介護サービスを利用したりしたとき、被害者は、介護保険を使い介護を受けることができる。

しかし、本来、これらの介護サービス費は加害者である相手方の第三者が負担すべきものであり、保険者が立て替えて支払っていることになる。第三者納付金は、呉市の第三者に対する求償権（厳密には弁済者代位）のうち、現年度において調定した分である。

関連法規等

・介護保険法 21 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
3年	・第三者行為納付管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,517,149	3,785,498	3,002,955	3,800,248	8,824,846
	収入額(円)	1,517,149	3,785,498	3,002,955	3,800,248	8,824,846
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

第三者行為求償事務については、原則、広島県国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託（介護保険法 21 条 3 項）しており、呉市は、国保連が第三者から損害賠償金を回収したときに、国保連から損害賠償金受領額通知書等を受ける。呉市では、通知書を受け付けた際に債権額（求償額）が確定したものとして調定を行っている。国保連からは確定した額が支払われるため収納未済は発生しない。

評 価

国保連からの通知を受け付けた際に債権額が確定し調定を行う事務であるため収納率は 100%となっている。他都市を調べてみても、これは一般的な処理のようである。

この点、国保連からの通知額のみならず、国保連における未回収額について把握する必要がないかとの疑問が生じるが、制度的な問題と推察される。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
70	13	1	高齢者支援課	高齢者保護入所措置費	非強制徴収公債権
			15人		

債権の概要

<p>老人ホームへの入所等の措置に要した費用につき、本人またはその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部または一部を徴収するものである。</p>	
関連法規等	・老人福祉法 28 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・新福祉保健情報システム ・滞納額一覧表（エクセル） 	年3回、5月、10月、3月に 担当課内で確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	83,373,382	78,817,936	78,229,458	78,303,030	77,198,762
	収入額(円)	83,373,382	78,784,336	78,229,458	78,303,030	77,198,762
	収納率	100%	99.9%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	486,295	192,544	206,186	194,180	186,280
	収入額(円)	92,651	19,958	12,006	7,900	2,000
	収納率	19.0%	10.3%	5.8%	4.0%	1.0%
期末の 滞納者数	現年分	0	1	0	0	0
	滞納繰越分	1	1	2	2	2
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

滞納となっている2件について、1件は呉市社会福祉協議会が金銭管理に不安のある高齢者等の金銭を預かって管理を助ける制度（福祉サービス利用援助事業。通称「かけはし」）を通じて分納されている。他の1件は成年後見人が選任されていたところ、本人死亡後に直ちに支払ができない状況であることから、今後は、相続財産管理人において弁済がなされる見込みである。

なお、当該債権は収入に応じた負担金で、連帯保証人はない。

評価

本人の資力に応じた負担となることに加え、入所先や社会福祉協議会等の助力を得て弁済されることから、現状の問題性は低いものの、今後に新たな滞納者が生じた場合には財産調査の記録を残し、履行延期の処分を行うのが望ましい。

【意見 24】

今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令 171 条の 6）の措置をとるのが望ましい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
71	13	2	高齢者支援課	シルバーハウジング入所者負担金	私債権
			15人		

債権の概要

<p>市営住宅または県営住宅の1階にあるバリアフリー住宅（シルバーハウジング）に居住し、支援が必要な高齢者等の安否確認等を行う世話人の確保に必要な費用を一部負担するものである。</p>	
関連法規等	・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱6条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳（エクセル） ・収納整理簿（エクセル）	年3回、5月、10月、3月に 担当課内で確認

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	225,300	174,000	178,200	160,800	152,700
	収入額(円)	184,600	174,000	178,200	160,800	152,700
	収納率	81.9%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	29,400	7,100	70,100	29,400	29,400
	収入額(円)	0	0	40,700	0	29,400
	収納率	0%	0%	58.0%	0%	100%
期末の 滞納者数	現年分	1	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	2	1	1	0
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

平成30年以降に現年度分の滞納はない。平成29年度までの滞納繰越分については、債務者の相続人から納付があり、令和3年度において完納となっている。

評価

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。
私債権であるため、本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。
しかし、従前に存在した滞納債権に関し、債権者債務者双方が完納したと認識しているにもかかわらず、今更にその遅延損害金を請求することは信義則等の関係で問題がないとはいえない。
今後滞納が発生した場合については、遅延損害金を請求すべきである。

【意見25】

今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令171条の6）の措置をとるのが望ましい。

【意見26】

今後、滞納を生じた場合、遅延損害金を請求すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
72	14	1	病院事業課 4人	診療等未収金	私債権

債権の概要	
公立下蒲刈病院における診療に係る医療費等の未収金である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市病院事業の設置等に関する条例 4 条 ・呉市病院事業使用料及び手数料条例 2 条、3 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
新民法 5 年 旧民法 3 年	・エクセル管理簿	年 2 回、1 月と 8 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
R3 年度の 現年度分	調定額(円)					21,349,230
	収入額(円)					18,555,250
	収納率	%	%	%	%	86.9%
R3 年度にお ける各年度 滞納繰越分	調定額(円)	5,720	98,530	153,254	2,849,098	
	収入額(円)	0	0	8,720	2,475,405	
	収納率	0%	0%	5.7%	86.9%	
R3 年度末の 各年度発生 の滞納者数	現年分					154
	滞納繰越分	4	9	19	23	
R3 年度の督促状発布件数		10	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

過年度分の未納分について、病院事業会計では、滞納繰越処理はせず、現年度分として取り扱っている。そのため、過去の各年度における数値を容易に把握できないとのことである。前ページの「過去5年間の推移」の表については、他の債権とは異なり、令和3年度の債権状況を表したものとなっている。

担当課において、毎月末締めにて、発生した診療等に関する「未収金」を計上し、債務者ごとの未収金をエクセルにて管理している。

同エクセル管理票は年度ごとに作成されている。

回収に向けた管理の態様は、債権管理台帳を作成した上で、年2回、1月と8月、債権回収対策室に相談して状況確認を行うなどしながら、督促状等の送付を実施している。

担当課に対するヒアリングによると、消滅時効期間経過の債権がある可能性がある。

評価

滞納分として計上されている金額の大部分は、月末締めという性質から年度末をまたいだ請求金であり、そのほとんどが通常どおり回収できている。

もっとも、滞納が生じた債権の管理に関しては、催告書の送付等は実施しているものの、それを経てなお滞納が継続している債権は、生活困窮で回収困難なものが多いと担当課において推測しているが、財産調査による客観的資料収集は実施されていない。

【指摘 21】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【指摘 22】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

(→次ページへ続く)

評 価

(→前ページからの続き)

【意見 27】

時効期間を経過した債権があると見られるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 28】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
73	15	1	生活支援課 49人	現年度戻入金	非強制徴収公債権

債権の概要

現年度戻入金債権は、当年度中に1か月超の入院、就労収入の増加または世帯員の減少など最低生活費の基準額の算定に影響ある事情が発生した場合に、その事情変更に応じて扶助費の額を適及的に変更し、変更後の減額された扶助額と過去の支給額の差額分（過払い分）の返還請求権である。

現年度戻入金は、扶助額の過去の行政処分を変更することによって発生するものであり、呉市では3か月以内の過払い分の返還請求に限り、現年度戻入金債権として扱っている。このため、3か月より前の過払い分については、生活保護法63条に基づく生活保護返還金債権として扱っている。

現年度戻入金債権を当年度中に債権回収できなかった場合、次年度からは過年度戻入金として管理されている。このため、下記滞納繰越分記載欄には何らの記載もない。実質的に過年度戻入金が、現年度戻入金の滞納繰越分となる。

関連法規等

- ・民法 703 条
- ・自治令 159 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・専用管理システム（L i p l a s（リプラス））（保守期間経過により一部機能制限） 	有

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	14,947,782	13,947,671	14,176,324	21,644,033	14,204,792
	収入額(円)	11,995,678	10,594,306	11,156,567	17,321,941	12,386,673
	収納率	80.2%	75.9%	78.6%	80.0%	87.2%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	84	88	59	108	44
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		59	39	25	25	21

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

1 債権管理システムについて

生活支援課では、令和2年にて保守期間が経過した旧システム、令和2年度途中から使用を開始した新システムおよびエクセルを用いて債権管理をしている。

旧システムは、保守期間経過のため令和2年度以降の操作ができない。

新システムは、年度の概念を持たない仕様のため繰越処理ができず、督促状および催告書の発行もできない。このため、担当課は、エクセルを用いて、滞納繰越処理、督促状・催告書の作成を行っている。

なお、債権管理システムは、令和7年に国が示すシステムを用いる予定であり、現時点にて別のシステムを多額の費用をかけて作成する予定はないとのことである。

2 債権回収について

生活支援課では、生活保護費支給中は生活保護法29条に基づく財産調査等を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っていない。

現年度戻入金は、約80%程度の高い回収率を有している。これは、生活保護費受給中の債務者が多く、高齢・疾病等のため金融機関での納付が困難な場合や金銭管理が困難な場合において、生活を圧迫しない範囲での生活保護費からの相殺による回収も行っていることが原因である。

評価

現年度戻入金は、生活保護受給者から回収すべき債権であるところ、約80%程度の回収率は高い回収率と評価できる。

しかし、担当課は、債務者に対し、債務者に督促状を送付後、支払をしない者に対し、面談や財産調査をしていない。特に生活保護を廃止した者に対しては、生活保護法29条に基づく財産調査等をすることはなく、改めて財産調査を行っていない。

現年度戻入金は、世帯収入の増加等によって扶助額が変更となる場合もあるところ、担当課は債務者に対して改めて財産調査を行うべきである。そして、債権回収可能な財産がある場合や債務者が誠意ある対応を取らない場合には、その債権による費用対効果をも考慮の上で訴訟等の法的手続も視野に入れた対応をすべきである。

一方、本債権の債務者には生活保護受給中の者や生活保護を廃止された者であっても債務弁済の余裕のない者も多数存在すると考えられる。しかし、担当課は、債務者からの申出によって事実上の分割弁済を認める対応をとっており、徴収停止ないし履行延期の処分を行っていない。担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維持・自立支援のために債権回収をすべきでないとした場合には、積極的に徴収停止ないし履行延期の処分を行い、債権回収を行わないための措置をすべきである。

【意見29】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
74	15	2	生活支援課 49人	過年度戻入金	非強制徴収公債権

債権の概要

<p>過年度戻入金債権は、現年度戻入金債権を当年中に回収できなかったものである。</p> <p>過年度戻入金の債務者の約8割は生活保護廃止決定を受けた者であり、主な廃止理由は、受給者の死亡、逮捕・勾留および市外転出とのことである。</p> <p>担当課は、本債権を非強制徴収公債権と評価して管理している。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 703 条 ・自治令 160 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・専用管理システム（L i p l a s（リプラス））（保守期間経過により一部機能制限） 	有

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	20,319,563	19,980,539	18,262,631	18,101,862	19,032,684
	収入額(円)	2,570,693	2,689,041	1,508,881	2,720,381	2,696,924
	収納率	12.6%	13.4%	8.2%	15.0%	14.1%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	379	339	296	270	293
督促状発布件数		177	235	256	294	291

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	20	1,100,574	0	0

債権の管理状況

1 債権管理システムについて

生活支援課では、令和2年にて保守期間が経過した旧システム、令和2年度途中から使用を開始した新システムおよびエクセルを用いて債権管理をしている。

旧システムは、保守期間経過のため令和2年度以降の操作ができない。

新システムは、年度の概念を持たない仕様のため繰越処理ができず、督促状および催告書の発行もできない。このため、担当課は、エクセルを用いて、滞納繰越処理、督促状・催告書の作成を行っている。

なお、債権管理システムは、令和7年に国が示すシステムを用いる予定であり、現時点にて別のシステムを多額の費用をかけて作成する予定はないとのことである。

2 債権回収について

生活支援課では、生活保護費支給中は生活保護法29条に基づく財産調査等を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っていない。

評 価

過年度戻入金の回収率は10%程度と低い。担当課によれば、この理由は過年度戻入金債務者の約8割が生活保護廃止決定を受けた者であり、生活保護費からの相殺での回収が困難であること、および生活保護廃止の理由が、死亡、勾留および市外転出であり、徴収が容易でない点にあるとのことである。

しかし、生活支援課は、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っておらず、結果として債務者の約8割の債務者の財産調査を行っていない。また債権回収のために訴訟などの法的手続も全く行っていない。担当課によれば、この理由は、件数の多さに対する職員の不足が原因とのことである。

過年度戻入金債権は、世帯収入の増加等によって扶助額が変更になった場合もあると考えられるところ、債権者として債権回収のために債務者の資産状況および収入状況を積極的に把握すべきである。また債権回収可能な財産がある場合や債務者が誠意ある対応を取らない場合には、その債権による費用対効果をも考慮の上で訴訟等の法的措置も視野に入れた対応をすべきである。

一方、本債権の債務者には生活保護受給中の者や生活保護を廃止された者であっても債務弁済の余裕のない者も多数存すると考えられる。担当課は、債務者からの申出によって事実上の分割弁済を認める対応をとっているものの、徴収停止および履行延期の特約等の処分を全く行っていない。担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維持・自立支援のために債権回収をすべきでない判断した場合には、積極的に徴収停止または履行延期の特約等の処分を行い、債権回収を行わないための処分をすべきである。

【意見30】

担当課は、生活保護が廃止された債務者に対し、財産調査を行っていない。しかし、適切な債権回収のためには債務者に対する財産調査は不可欠である。生活保護廃止の理由が、逮捕・勾留の場合に調査が困難であるのはやむを得ないとしても、その他の場合には債務者の財産調査を適切に行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
75	15	3	生活支援課	生活保護返還金	強制徴収公債権 非強制徴収公債権
			49人		

債権の概要

本生活保護費返還債権は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護費を支出した場合に、呉市支出の金額の範囲内で市の決定した金額の返還を求めるものである。

平成30年9月末日までに支給された生活保護費にかかる生活保護法63条に基づく返還債権は、非強制徴収公債権となる。一方、法改正のため同年10月1日以降に支給された生活保護費にかかる同条に基づく返還債権は、原則として強制徴収公債権となる（生活保護法77条の2）。なお、呉市の帰責事由によって本来の扶助費を超えた過払い金が発生した場合には強制徴収公債権ではない（生活保護法施行規則22条の3）。

関連法規等

・生活保護法63条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・専用管理システム（L i p l a s（リプラス））（保守期間経過により一部機能制限） 	有

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	93,752,854	70,193,569	74,946,008	73,426,441	70,314,510
	収入額(円)	78,908,847	55,448,500	67,009,008	57,439,038	59,450,797
	収納率	84.1%	78.9%	89.4%	76.8%	84.5%
滞納繰越分	調定額(円)	46,007,838	55,052,224	64,009,612	64,009,037	75,381,258
	収入額(円)	3,939,712	4,551,357	4,762,954	5,163,072	6,712,899
	収納率	8.5%	8.2%	7.5%	8.0%	8.9%
期末の 滞納者数	現年分	45	50	8	18	4
	滞納繰越分	141	139	78	74	64
督促状発布件数		77	96	97	106	102

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	0	0	27	7,923,017	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,730	-	-

債権の管理状況

1 債権管理システムについて

生活支援課では、令和2年にて保守期間が経過した旧システム、令和2年度途中から使用を開始した新システムおよびエクセルを用いて債権管理をしている。

旧システムは、保守期間経過のため令和2年度以降の操作ができない。

新システムは、年度の概念を持たない仕様のため繰越処理ができず、督促状および催告書の発行もできない。このため、担当課は、エクセルを用いて、滞納繰越処理、督促状・催告書の作成を行っている。

なお、債権管理システムは、令和7年に国が示すシステムを用いる予定であり、現時点にて別のシステムを多額の費用をかけて作成する予定はないとのことである。

2 債権回収について

生活支援課では、生活保護費支給中は生活保護法29条に基づく財産調査等を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っていない。

担当課は、本生活保護返還金のうち徴収金決定処分（生活保護法77条の2）を行ったものについては、国徴法の例により滞納処分が可能となるため、督促および催告を実施しても滞納が続く場合、債権回収対策室に債権回収を委託し、財産調査等を実施する予定としている。

評価

債権回収率は、現年度分においては約85%程度の高い回収率となっているが、過年度に発生した生活保護費返還債権は10%に満たない回収率となっている。担当課によれば、この理由は、生活保護制度が福祉施策である以上、回収率の向上よりも被保護者や無資力者の生活維持や自立支援を優先した対応（少額分割、年金月払等）を取らざるを得ないためとのことである。

たしかに、担当課の指摘のとおり債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきである。その趣旨に従って担当課は分割納付を認めている。しかし、この分割納付の割合は、滞納繰越額の10%程度にすぎず、十分に趣旨を達成できているとは言い難い。

担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維持・自立支援のために債権回収をすべきでないと判断した場合には、積極的に徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、適切に債権回収を行わないための処分をすべきである。しかし、担当課は、これらの処分を行っていない。

また、担当課は、生活保護受給中の債務者に対して生活保護法29条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っていない。このため、債権者として十分な対応をしているものとは評価できない。

【意見31】

生活保護法63条に基づく生活保護費返還債権は、法改正によって平成30年10月1日以降に支給された生活保護費については、原則として強制徴収公債権となる。このため、法律上履行延期の処分（自治令171条の6第1項）をなし得ない。担当課は、法改正前と同様の書式を利用しており、一見、履行延期の処分と見えるような書式を採用していることについて、強制徴収公債権となる債権に対しては取扱いを是正するのが望ましい。

【意見32】

担当課は、生活保護費の支給を廃止した債務者に対して改めて財産調査を行っていない。債務者は、従前、生活保護費を受給していた者であり、債権回収が可能な事例は少数であると想定されるものの、収入増加によって生活保護費の支給が廃止された場合等においては債権回収の可能性もある以上、費用対効果を考慮しながら可能な限り債務者からの財産調査を行い、その上で債権回収の是非を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
76	15	4	生活支援課	生活保護徴収金	強制徴収公債権
			49人		

債権の概要

<p>本生活保護徴収金債権は、生活保護法 78 条に基づき、不実の申請その他不正な手段により生活保護費を受給した者に対する返還請求権である。</p> <p>不実申請等が明らかになる端緒は課税調査等で上がってくる情報となっている。</p> <p>本債権は強制徴収公債権である。</p>	
関連法規等	・生活保護法 78 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル ・専用管理システム L i p l a s (リプラス) (保守期間経過により一部機能制限) 	有

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	35,704,799	14,049,323	12,932,932	17,995,179	6,008,769
	収入額(円)	7,140,603	1,956,347	1,967,468	1,315,562	585,440
	収納率	19.9%	13.9%	15.2%	7.3%	9.7%
滞納繰越分	調定額(円)	181,971,076	188,573,198	177,446,495	174,075,084	171,966,628
	収入額(円)	17,727,933	16,777,511	13,360,932	13,555,193	12,179,743
	収納率	9.7%	8.8%	7.5%	7.7%	7.0%
期末の 滞納者数	現年分	50	33	6	2	2
	滞納繰越分	285	275	124	109	91
督促状発布件数		100	133	139	140	133

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	2	728,243
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	8	1,822,105	-	-

債権の管理状況

1 債権管理システムについて

生活支援課では、令和2年にて保守期間が経過した旧システム、令和2年度途中から使用を開始した新システムおよびエクセルを用いて債権管理をしている。

旧システムは、保守期間経過のため令和2年度以降の操作ができない。

新システムは、年度の概念がない仕様のため繰越処理ができず、督促状および催告書の発行もできない。

このため、担当課は、エクセルを用いて、滞納繰越処理並、督促状・催告書の作成を行っている。

なお、債権管理システムは、令和7年に国が示すシステムを用いる予定であり、現時点にて別のシステムを多額の費用をかけて作成する予定はないとのことである。

2 債権回収について

生活支援課では、生活保護費支給中は生活保護法29条に基づく財産調査等を行っているものの、生活保護支給を廃止した債務者に資力がある場合は、債権回収対策室に移管して財産調査等の対応を依頼している。令和3年度において債権回収対策課に回収を委託した債権は4件となっている。

なお、担当課は、滞納後の財産調査を行わず、徴収猶予ないし滞納処分の執行停止の措置を行っていない。

評 価

平成29年度ないし令和3年度における債権回収率は、現年度分の回収率が平均13.2%、滞納繰越分の回収率が平均8.2%と極めて低い。

回収率の低さの原因の一つは、本債権の性質上、低所得者が債務者となっていることが大多数であるところ、担当課としては回収率の向上よりも被保護者や無資力者の生活維持や自立支援を優先した対応を取らざるを得ないためと考えられる。

【意見33】

生活保護受給中の債務者に対して生活保護法29条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を改めて行っていない。

債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきであるが、そうであるとしても、滞納後、費用対効果を考慮した財産調査を改めて行った上で、徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、債権回収を行わないことを正当化する処分を適切になすべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
77	16	1	子育て支援課 22人	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権

債権の概要	
<p>配偶者のない女子または男子であって現に児童を扶養している者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進させることを目的とした母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づく貸付金である。</p> <p>なお、債務者が支払期日に償還金を支払わなかつたときは、災害その他やむを得ない理由のない限り、延滞元利金額につき年3%の違約金を徴収することとなる（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条）。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> 母子及び父子並びに寡婦福祉法13条、31条の6 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	<ul style="list-style-type: none"> 呉市母子父子寡婦福祉資金システム 外部委託 	外部委託先からの適宜報告

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	83,801,524	80,689,829	83,777,954	75,166,721	76,221,754
	収入額(円)	75,208,686	72,633,193	76,632,883	68,545,537	69,877,635
	収納率	89.7%	90.0%	91.4%	91.1%	91.6%
滞納繰越分	調定額(円)	55,333,044	60,443,824	65,379,185	66,856,102	65,447,672
	収入額(円)	3,482,058	3,121,275	5,668,154	8,029,614	10,222,264
	収納率	6.2%	5.1%	8.6%	12.0%	15.6%
期末の 滞納者数	現年分	集計していない				
	滞納繰越分					
督促状発布件数		2,655	2,529	2,374	2,176	2,081

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

債権管理システムを用いて、エクセルを利用した債権ごとの債権管理を行っている。

担当課独自のマニュアルを作成するなどし、滞納者に対しては催告書の送付や分割納付にかかる協議などを実施している。滞納期間が長期にわたるなど回収困難なものについては外部の法律事務所に回収委託を行っている。

なお、違約金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条）の請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評価

滞納が継続している債務者に対しては、催促書の送付を継続実施するとともに、一定の滞納期間継続した案件については、公募入札を経た上で外部の法律事務所に委託されている。

これにより、滞納分の債権管理業務の負担が軽減され、他方、法律事務所による回収業務によって相当程度の滞納分が回収されるなど、適切な債権管理、回収業務に向けた試みを実施されているといえる。

【指摘 23】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。

【意見 34】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して委託や法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
78	16	2	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入 (資格喪失分)	私債権
			22人		

債権の概要	
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づく貸付を受けた者につき、貸付金の目的外使用等、母子および父子並びに寡婦福祉法施行令 16 条各号に規定される事実が認められた場合に生ずる一時償還請求権である。</p> <p>継続的に都度発生しているものではなく、現在は、過去に生じた同請求権について、分割にて支払を受けているものとなる。</p> <p>なお、債務者が支払期日に一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、災害その他やむを得ない理由のない限り、延滞元利金額につき年 3%の違約金を徴収することとなる（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条）。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> 母子および父子並びに寡婦福祉法 13 条、31 条の 6 母子および父子並びに寡婦福祉法施行令 16 条、17 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
新民法 5 年 旧民法 10 年	・ 呉市母子父子寡婦福祉資金システム	無

過去 5 年間の推移						
項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	300,000	250,000	240,000	190,000	170,000
	収入額(円)	50,000	10,000	50,000	20,000	40,000
	収納率	16.6%	4.0%	20.8%	10.5%	23.5%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

債権管理台帳を作成し、償還を受けた金額などを管理している。

なお、違約金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条）の請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評 価

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。

これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置や、時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいと考えられる。

【指摘 24】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。

ただし、過去の違約金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 35】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
79	16	3	子育て支援課 22人	放課後児童会保護者分担金	非強制徴収公債権

債権の概要

<p>児童福祉法に規定される放課後児童健全育成事業として、呉市放課後児童健全育成事業条例に基づいて設置された放課後児童会への加入に係る保護者分担金の請求権である。</p>	
関連法規等	・呉市放課後児童健全育成事業条例 3条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・子ども子育て支援システム	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	101,022,000	102,385,700	104,761,800	90,709,420	93,725,480
	収入額(円)	100,572,800	101,776,800	104,059,500	90,375,120	93,035,220
	収納率	99.5%	99.4%	99.3%	99.6%	99.2%
滞納繰越分	調定額(円)	1,521,400	1,489,400	1,702,800	1,976,200	1,722,700
	収入額(円)	365,500	163,700	264,300	293,500	195,300
	収納率	24.0%	10.9%	15.5%	14.8%	11.3%
期末の 滞納者数	現年分	73	86	76	57	105
	滞納繰越分	87	100	123	136	129
督促状発布件数		1,030	954	1,897	1,353	1,460

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

債権の管理システムを用いて滞納状況を管理し、滞納債権が生じた場合には、一括管理で督促状を送付するなどして回収業務を継続している。

評価

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。
 たしかに、これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の処分（自治令 171 条の 6）などの措置や時効更新等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいとも考えられる。

【指摘 25】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の処分（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
80	16	4	子育て支援課 22人	児童扶養手当等資格喪失分	非強制徴収公債権

債権の概要

児童扶養手当法に基づいてなされた支給認定処分につき、その後に発覚した資格喪失事由の存在によって、同認定処分の取消処分がなされたことに基づく返納請求権である。

関連法規等

- ・児童扶養手当法
- ・児童手当法

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	250,360	2,362,220	593,740	1,210,320	4,665,540
	収入額(円)	50,000	2,362,220	593,740	1,210,320	1,434,370
	収納率	19.9%	100%	100%	100%	30.7%
滞納繰越分	調定額(円)	10,724,640	7,986,690	7,868,090	7,644,760	7,333,320
	収入額(円)	38,900	253,600	223,330	219,720	46,000
	収納率	0.3%	3.1%	2.8%	2.8%	0.6%
期末の 滞納者数	現年分	2	1	1	3	5
	滞納繰越分	9	14	12	12	10
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	2	3,427,110	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

債権の管理システムによって、各滞納債権に関する債権管理状況を管理している。
 納入額、最終納入日、残額、督促状の発布状況など、債権管理に関する情報を一括管理して、継続的な回収業務を実施している。
 あわせて、個別の債権管理台帳にて、回収の経過を管理している。
 将来の児童扶養手当からの清算など他の支給からの清算も検討されている。

評価

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。
 これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の特約または処分（自治令 171 条の 6）等の措置や、時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいと考えられる。

【指摘 26】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
81	16	5	子育て支援課 22人	子育て世帯臨時特例給付金返還金	私債権

債権の概要

平成 26 年に実施された子育て世帯臨時特例給付金に関して、他の制度による給付金と二重給付になっていたものなど要件を満たしていなかったことに基づく過誤給付金に係る返還請求権である。

関連法規等

・民法 703 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10 年	・債権管理台帳	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	130,000	130,000	110,000	110,000	110,000
	収入額(円)	0	20,000	0	0	0
	収納率	0%	15.3%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	6	5	5	5	5
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

債権ごとに債権管理台帳を作成した上で、催告書の送付、電話連絡、訪問等によって回収に向けた試みを継続しており、これらの経過を同台帳にて管理している。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評 価

債権の発生を認識して以後、迅速に返納要請、納付書の発送などを実施し、継続的に回収に向けた試みを実施している。

ただ、仮に今後も滞納状況が継続するようであれば、債務者の生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後のより適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 27】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【指摘 28】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
82	17	1	子育て施設課	保育料	強制徴収公債権
			83人		

債権の概要

<p>子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る教育または保育を受ける小学校就学前の子どもの保護者が負担すべき費用の請求権である。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 56 条 2 項 ・子ども・子育て支援法附則 6 条 4 項 ・呉市児童福祉法 56 条の規定による費用徴収規則 ・呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・子ども子育て支援システム	毎月月末に未納状況を管理

過去5年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	716,571,850	660,765,570	459,173,050	240,875,680	202,113,910
	収入額(円)	711,890,363	656,054,801	456,736,245	238,839,210	200,921,215
	収納率	99.3%	99.2%	99.4%	99.1%	99.4%
滞納繰越分	調定額(円)	7,639,685	6,046,087	5,491,369	2,897,842	2,716,155
	収入額(円)	5,883,079	4,938,447	4,716,932	2,132,897	2,145,670
	収納率	77.0%	81.6%	85.8%	73.6%	78.9%
期末の 滞納者数	現年分	80	99	46	37	16
	滞納繰越分	不明(記録なし)	不明(記録なし)	15	15	11
督促状発布件数		2,388	1,981	1,351	629	367

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	5	1,136,500	-	-	11	1,890,190
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	32	155,250	-	-

債権の管理状況

債権の管理システムを用いて滞納状況を継続的に管理し、毎月末に未納状況を確認した上で、滞納債権が生じた場合には一括管理で督促状を送付し、履行の催告を実施してその経過を同管理システムに反映させ、その後滞納状況が継続する債権については、移管予告通知の上、債権回収対策室への移管も含め、滞納処分手続に移行させている。

評価

債権管理システムにて一括管理の上、毎月末に未納状況を管理して、統一的な債権回収業務を実施している。

債権回収対策室との連携についても、マニュアルに従った統一的な対応がとられており、滞納処分に至る前の対応経過についても同管理システム上での管理に加え、債務者ごとの債権管理台帳の作成も行われている。

また、児童手当からの振替回収も検討、実施されており、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
83	17	2	子育て施設課	副食費	私債権
			83人		

債権の概要	
<p>子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る教育または保育における食事の提供に要した費用に関する子どもの保護者が負担すべき費用の請求権である。</p> <p>令和2年度の副食費は、公債権である保育料と処理を同一にしていたが、令和3年度から私債権として整理・処理を開始したものである。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 13 条 4 項

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム ・私債権管理台帳 	年2回、1月と7月に債権回収対策室に相談

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	11,643,660
	収入額(円)	-	-	-	-	11,551,860
	収納率	-%	-%	-%	-%	99.2%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	82,260
	収入額(円)	-	-	-	-	82,260
	収納率	-%	-%	-%	-%	100%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	9
	滞納繰越分	-	-	-	-	0
督促状発布件数		-	-	-	-	153

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

滞納が生じたものについて債権管理台帳を作成した上で、保育料と同様に督促状を送付し、主として電話連絡等によって回収に向けた試みを継続しており、これらの経過を同台帳にて管理している。

また、年2回、1月と7月、債権回収対策室との協議において状況確認を行っており、これに合わせて催告書等を送付する予定としている。

評 価

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、継続的に回収に向けた試みを実施している。

ただ、令和3年度から発生することとなった本債権に関し、公債権として扱うか、私債権として扱うかについてまだ明確な確定ができていないためか、督促状の記載事項や督促後の流れ、時効管理などに関して、債権の性質に応じた取扱いの統一に不十分な点も見受けられる。

今後の債権回収業務において混乱を生じさせないためには、現段階で債権の性質およびこれに基づく取扱いの適法性を確認しておくことが有益と考えられる。

【意見 36】

債権の性質およびこれに基づく取扱いの方法を確認しておくことが望ましい。私債権として扱う場合はこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。

【指摘 29】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

私債権として扱う場合において、費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応するときには、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
84	18	1	環境政策課 23人	敷地使用料 (墓地及び斎場)	非強制徴収公債権

債権の概要

呉市所有の墓地および斎場において、電柱または水道施設を設置する場合の使用料である。

関連法規等

・呉市公有財産規則 26 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	26,488	26,702	26,546	26,640	26,674
	収入額(円)	26,488	26,702	26,546	26,640	26,674
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

債務者は大手事業者であることが多く、現在まで滞納債権は存しない状態である。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
85	18	2	環境政策課 23人	墓地使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

本債権は、墓地使用の許可を受けた者から使用許可の際に徴収する債権である。
 なお、墓地使用料は、使用許可を受けた際に1回支払うのみであり、以後の支払を要しない。

関連法規等

・呉市墓地条例 5条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	195,750	130,000	999,375	219,375	128,500
	収入額(円)	195,750	130,000	999,375	219,375	128,500
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

墓地使用許可時に支払うものであり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
86	18	3	環境政策課 23人	斎場使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

呉市が設置している斎場を使用する際に納付すべき使用料である。

関連法規等

・呉市斎場条例 3条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	82,263,000	66,811,800	84,990,600	95,078,700	102,190,800
	収入額(円)	82,263,000	66,811,800	84,990,600	95,078,700	102,190,800
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

斎場使用料は、呉市斎場条例にて前納を義務付けられていることもあり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
87	18	4	環境政策課 23人	廃棄物処理業許可申請手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

産業廃棄物処理に係る許可申請に対する審査に要する手数料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,926,000	1,666,000	2,163,000	2,326,000	1,660,000
	収入額(円)	1,926,000	1,666,000	2,163,000	2,326,000	1,660,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料の支払時期は申請時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
88	18	5	環境政策課	自動車リサイクル法 登録許可申請手数料	非強制徴収公債権
			23人		

債権の概要

自動車リサイクル法登録許可申請手数料は、自動車リサイクル法に基づく登録または許可の際に徴収する手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	186,200	29,600	315,400	26,400	17,300
	収入額(円)	186,200	29,600	315,400	26,400	17,300
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料の支払時期は申請時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
89	18	6	環境政策課 23人	火葬証明手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

火葬証明手数料は、埋葬または火葬に関する証明を行う際に徴収する手数料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	13,800	13,800	18,000	10,500	8,700
	収入額(円)	13,800	13,800	18,000	10,500	8,700
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料の支払時期は証明書交付時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
90	18	7	環境政策課 23人	ごみ処理手数料	私債権

債権の概要	
<p>呉市は、家庭系廃棄物の処理に関し、可燃ごみおよび不燃ごみの指定袋の販売および粗大ごみの指定シールを販売する形で、ごみ処理手数料を徴している。そして、呉市は、店舗等に指定袋および指定シールの販売を委託し、同委託店舗から指定袋および指定シールの販売代金から収納事務委託費を控除した金額を納付してもらう形でごみ処理手数料を徴収している。</p> <p>このため、指定袋および指定シールを販売した店舗が経営不振等にて、呉市にごみ処理手数料を納付できなくなった場合、滞納債権が発生することとなる。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 23 条 3 項 ・呉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 31 条の 2

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
旧民法 10 年 新民法 5 年	・エクセルを用いた債権管理台帳	年 2 回、8 月、1 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移						
項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	376,371,500	377,872,000	380,169,500	387,997,500	384,192,000
	収入額(円)	376,204,500	377,489,500	380,030,500	387,711,000	384,041,500
	収納率	99.9%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%
滞納繰越分	調定額(円)	746,000	897,250	1,018,573	645,000	792,500
	収入額(円)	0	24831	382,500	139,000	286,500
	収納率	0%	2.7%	37.5%	21.5%	36.1%
期末の 滞納者数	現年分	1	5	1	3	3
	滞納繰越分	3	3	2	2	2
督促状発布件数		3	0	2	1	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評 価

ごみ処理手数料の滞納債権は、専ら経営不振にて店舗経営を終了した債務者に対するものである。担当課は、滞納債権の回収のため、債務者等との交渉の上で、債権回収の目途を立てている。滞納債権回収が順調に行かない理由は、債務者に十分な資力がないことが理由であり、債務者の生活維持を考慮すれば、やむを得ないようにも感じられる。もっとも、担当課は、専ら債務者からのヒアリングにて分割納付等を認めている状況であり、預貯金通帳や収入状況を示す資料を確認していない。担当課としては、分割納付を認めるとしても、それを認める根拠となる資産・収入資料を十分に確認の上で行うべきである。

【指摘 30】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収するべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 37】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
91	18	8	環境政策課 23人	普通財産貸地料 (市有地)	私債権

債権の概要	
<p>呉市環境政策課管理の土地上の電柱のための貸地料である。</p>	
関連法規等	・呉市公有財産規則 36 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	収入額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。
従前より滞納は発生していない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
92	18	9	環境政策課 23人	電気使用料	私債権

債権の概要

<p>本電気使用料債権は、呉市所有地に隣接する墓地に供給している電気に係る料金の請求権、および安浦町まちづくり協議会に設置してある自販機に要する電気に係る料金の請求権である。</p>	
関連法規等	・呉市公有財産規則 31 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	117,578	139,091	138,870	109,462	108,560
	収入額(円)	117,578	139,091	138,870	109,462	108,560
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。
以前より滞納債権は発生していない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
93	18	10	環境政策課	水道使用料	私債権
			23人		

債権の概要

<p>呉市は、呉市所有土地に隣接する墓地に水道を供給しているところ、同墓地から徴収する水道使用料である。</p>	
関連法規等	・呉市公有財産規則 31 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	35,149	49,683	34,186	32,928	31,046
	収入額(円)	35,149	49,683	34,186	32,928	31,046
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。
従前より滞納債権は発生していない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
94	18	11	環境政策課 23人	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制徴収公債権

債権の概要	
<p>本債権は、公文書公開請求に係る公文書の交付に要する費用（複写および送付料）の請求権である。</p>	
関連法規等	・ 呉市情報公開条例 17 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	2,790	1,550	540	1,840	360
	収入額(円)	2,790	1,550	540	1,840	360
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本手数料の支払時期は公文書の交付時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
95	18	12	環境政策課 23人	指定ごみ袋広告掲載料	私債権

債権の概要	
指定ごみ袋に掲載する広告料として徴収するものである。	
関連法規等	・呉市広告掲載取り扱い要綱5条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	110,000	122,000	122,000	122,000	122,000
	収入額(円)	110,000	122,000	122,000	122,000	122,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

本広告掲載料は、呉市長が指定する期日までに前納する方法が採用されており、滞納債権は存しない。担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
96	18	13	環境政策課	敷地使用料 (公園墓地)	非強制徴収公債権
			23人		

債権の概要

公園墓地における電柱のための敷地使用料および資材置き場として利用させるための敷地使用料である。従前より滞納は発生していない。

関連法規等

・呉市公有財産規則 26 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	28,288	30,369	18,635	56,871	50,100
	収入額(円)	28,288	30,369	18,635	56,871	50,100
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
97	18	14	環境政策課	永代使用料 (公園墓地)	非強制徴収公債権
			23人		

債権の概要

呉市公園墓地の使用料として、公園墓地使用の許可を受けた者から徴収するものである。

関連法規等

・呉市公園墓地条例7条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	1,000,000	1,000,000	1,600,000	-
	収入額(円)	-	1,000,000	1,000,000	1,600,000	-
	収納率	-%	100%	100%	100%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	0	0	0	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	0	0	0	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本使用料の支払時期は、使用許可時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
98	18	15	環境政策課	永代管理料 (公園墓地)	非強制徴収公債権
			23人		

債権の概要

呉市公園墓地の管理料として、公園墓地使用の許可を受けた者から徴収するものである。

関連法規等

・呉市公園墓地条例7条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	200,000	200,000	300,000	-
	収入額(円)	-	200,000	200,000	300,000	-
	収納率	-%	100%	100%	100%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	0	0	0	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	0	0	0	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

本管理料の支払時期は、公園墓地の使用許可時であり、滞納債権は存しない。
 担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評 価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
99	19	1	環境施設課 17人	敷地使用料 (ごみ)	非強制徴収公債権

債権の概要

ごみ処理施設における電柱設置またはバス待機所としての使用による敷地使用料である。

関連法規等

- ・呉市公有財産規則 26 条
- ・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	398,948	67,883	83,402	64,944	64,944
	収入額(円)	398,948	67,883	83,402	64,944	64,944
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。
従前より滞納は発生していない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
100	19	2	環境施設課 17人	敷地使用料 (し尿)	非強制徴収公債権

債権の概要

し尿処理場における電柱等設置による敷地使用料である。

関連法規等

- ・呉市公有財産規則 26 条
- ・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	33,460	33,460	33,460	33,757	33,460
	収入額(円)	33,460	33,460	33,460	33,757	33,460
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

担当課は、エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。
従前より滞納は発生していない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
101	19	3	環境施設課	ごみ処理手数料 (焼却)	非強制徴収公債権
			17人		

債権の概要

クリーンセンターに持ち込まれた可燃ゴミの焼却手数料である。
滞納債権は、既に破産した一般廃棄物の収集運搬業者に対するごみ処理手数料債権である。

関連法規等 ・ 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 32 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ エクセルを用いたごみ処理手数料収納台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	250,470,730	250,739,030	251,283,430	285,592,170	282,174,380
	収入額(円)	250,470,730	250,739,030	251,283,430	285,592,170	282,174,380
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	1,685,634	1,685,634	-	-	-
	収入額(円)	0	0	-	-	-
	収納率	0%	0%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	1	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

エクセルによるごみ処理手数料収納台帳を作成し、管理している。

滞納債権は、既に破産した一般廃棄物の収集運搬業者に対するごみ処理手数料債権である。

市は、同債権について債務者が破産したことに鑑み、平成30年度に不納欠損処理をした。

なお、現在では、廃棄物の収集運搬業者に保証金を納付してもらっており、今後の回収不能な滞納債権が発生する可能性は少ないとのことである。

評価

従前は、廃棄物の収集運搬業者から保証金を取得していなかったため、廃棄物の収集運搬業者が事実上の倒産状態となったことに伴い滞納債権が生じた。

担当課は、この反省を生かし、廃棄物の収集運搬業者に保証金の納付を要求し、債務者の破産等の不測の自体においても滞納債権が発生しないように対応している。

債権回収の実現に向けて非常に有効な方法を採用しているものと思料する。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
102	19	4	環境施設課 17人	ごみ処理手数料 (破碎)	非強制徴収公債権

債権の概要

<p>クリーンセンターに持ち込まれた不燃ごみ・粗大ごみゴミの処理に要する手数料である。</p> <p>なお、市は、現在、廃棄物の収集運搬業者から保証金を受領しており、回収不能な滞納債権が発生する可能性は少ないとのことである。</p>	
関連法規等	・呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 32 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いたごみ処理手数料収納台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	54,069,210	52,732,030	58,023,290	72,710,720	71,412,640
	収入額(円)	54,069,210	52,732,030	58,023,290	72,710,720	71,412,640
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	18,200	18,200	-	-	-
	収入額(円)	0	0	-	-	-
	収納率	0%	0%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	0	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

エクセルによるごみ処理手数料収納台帳を作成し、管理している。

評価

従前は、廃棄物の収集運搬業者から保証金を取得していなかったため、廃棄物の収集運搬業者が事実上の倒産状態となったことに伴い滞納債権が生じた。

担当課は、この反省を生かし、廃棄物の収集運搬業者に保証金の納付を要求し、債務者の破産等の不測の自体においても滞納債権が発生しないように対応している。

債権回収の実現に向けて非常に有効な方法を採用しているものと思料する。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
103	19	5	環境施設課 17人	市有財産貸付料 (駐車場)	私債権

債権の概要	
環境施設課管理に係る市有不動産の駐車場貸付料である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法 238 条の 5 ・市有財産一時貸付契約書

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	1,784,640	1,723,800	1,690,000
	収入額(円)	-	-	1,784,640	1,723,800	1,690,000
	収納率	-%	-%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
104	19	6	環境施設課 17人	市有財産貸付料 (電柱)	私債権

債権の概要	
環境施設課管理に係る市有土地の電柱敷設のための貸地料である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法 238 条の 5 ・賃貸借契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	3,000	3,000	3,000
	収入額(円)	-	-	3,000	3,000	3,000
	収納率	-%	-%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
105	19	7	環境施設課 17人	売電収入	私債権

債権の概要

バイオマスおよび非バイオマスによる発電の売電収入である。

呉市は、クリーンセンターくれにおいて、ごみを焼却する際に発生する熱を利用して蒸気タービン発電を行い、クリーンセンターくれおよび呉市所管の近接の公共施設（東部処理場および環境業務課管理棟）に電気を供給し、その余剰電気を売却している。

関連法規等

- ・自治法 238 の 5
- ・電力受給契約書
- ・余剰電力売却単価契約書

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	46,329,707	64,777,271	74,192,891	48,520,781	53,460,245
	収入額(円)	46,329,707	64,777,271	74,192,891	48,520,781	53,460,245
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
106	19	8	環境施設課 17人	資源物売払	私債権

債権の概要

回収した資源物を入札の上で売却したことによって発生する債権である。

関連法規等

- ・自治法 238 条の 5
- ・資源物等売払単価契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	116,432,850	201,424,968	72,313,306	96,178,649	215,320,577
	収入額(円)	116,432,850	201,424,968	72,313,306	96,178,649	215,320,577
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評 価

入札後の契約によって発生する債権であり、不用意な代金後払いとしない限り、回収不能債権が発生することはないと考えられる。

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
107	19	9	環境施設課 17人	電気使用料	私債権

債権の概要

クリーンセンターに設置されている自動販売機に要する電気使用料債権である。

関連法規等

・呉市公有財産規則 31 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	101,429	114,649	108,031	106,998	88,482
	収入額(円)	101,429	114,649	108,031	106,998	88,482
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
108	19	10	環境施設課 17人	水道使用料	私債権

債権の概要

呉市は、平成 11 年 8 月、川尻清掃センター（旧川尻町ごみ焼却施設・平成 14 年廃止済み）へ上水道の引込みを行う際、既設個人水道施設（給水管 128m・加圧ポンプ・電気設備）の寄附受納を受けた上で、引込工事を行った。

川尻清掃センター廃止後も、寄附受納を受けた個人水道施設から受水している 2 戸が現存することから、水道施設を廃止することができず、現在もその 2 戸に給水を続け、水道使用料を徴収している。

関連法規等

・水道使用に係る契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・エクセルを用いた債権管理台帳	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	42,107	39,644	60,470	75,996	58,356
	収入額(円)	42,107	39,644	60,470	75,996	58,356
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

エクセルで作成した債権管理台帳を用いて、債権管理を行っている。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
109	19	11	環境施設課 17人	地域下水道使用料 (竹田浜)	非強制徴収公債権

債権の概要	
<p>竹田浜地域下水道は、旧音戸町が音戸町波多見地区の港湾埋立てにより造成した土地に住宅団地を開発するに当たり、対象となる竹田浜地区で発生するし尿・生活雑排水の処理を行う汚水処理施設と、各区画に公共樹および処理施設と公共樹を接続する汚水管路を整備し、昭和53年4月に「音戸町竹田の浜住宅団地汚水処理施設」として供用開始したものである。同施設は、平成17年3月の合併により、呉市が管理運営を継承している。</p> <p>本地域下水道使用料は、竹田浜地域下水道施設の使用料債権である。</p> <p>納付方法は、年払いまたは各月払い、納付書払いまたは口座振替が選択できる。</p>	
関連法規等	・呉市地域下水道施設条例13条、14条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・呉市地域下水道使用料調定システム	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	13,671,500	13,140,060	13,364,680	13,389,360	14,998,180
	収入額(円)	13,579,000	12,985,840	13,204,140	13,257,760	14,622,420
	収納率	99.3%	98.8%	98.7%	99.0%	97.4%
滞納繰越分	調定額(円)	165,700	236,000	360,620	303,660	280,740
	収入額(円)	22,200	29,600	217,500	154,520	243,140
	収納率	13.3%	12.5%	60.3%	50.8%	86.6%
期末の 滞納者数	現年分	5	7	7	5	8
	滞納繰越分	2	2	2	4	4
督促状発布件数		80	110	110	110	140

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

呉市地域下水道使用料調定システムによって債権管理をしている。

令和3年度に滞納繰越分が大幅に増加しているが、担当課にて上下水道局の水道使用情報と地域下水道の使用状況を照合した結果、水道が使用されながら地域下水道の使用開始届が提出されていない事例が発見されたため、過年度分まで遡及して使用料の賦課を行ったことが原因である。

担当課は、滞納者に対し督促状を送付するとともに、督促後も納付しない債務者に対し個別対応を行っている。

担当課は、長期間の滞納者に対して差押え等の法的手続を行っていないが、これは担当課による個別対応によって債務者が一定の滞納使用料を支払う旨を述べ、従前において債務者が滞納しながらも一定期間内に全額弁済を行っていることが理由である。

評 価

担当課は、各滞納債務者に督促状を送付した上で、支払がなければ債務者宅の訪問または電話でのヒアリングを行っている。

担当課は、滞納者も弁済意欲がないわけではなく、余裕ができれば滞納分を一括にて支払う等の支払実績があることもあり、法的手続等を行うことまで検討していない。また、滞納者の資力・収入調査も十分に行っていない。

従前の弁済実績を債権回収に当たって考慮することは重要であるものの、担当課としては滞納者に対しては滞納を認めるだけの理由（資力不足等）があるかを確認することが滞納のない弁済者との関係上重要である。担当課としては、滞納者に対しては少なくとも履行延期の特約を認めるだけの調査をすべきである。

【意見 38】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
110	19	12	環境施設課 17人	地域下水道使用料 (坪井)	非強制徴収公債権

債権の概要

<p>坪井住宅団地地域下水道施設に対する使用料である。坪井住宅団地地域下水道施設は、その対象区域が平成30年2月1日から公共下水道に接続したため、すでに廃止されている。</p>	
関連法規等	・ 呉市地域下水道施設条例 13 条、14 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 呉市地域下水道使用料条例	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,443,000	-	-	-	-
	収入額(円)	1,417,100	-	-	-	-
	収納率	98.2%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	33,100	44,400	33,300	22,200	22,200
	収入額(円)	14,600	11,100	11,100	0	22,200
	収納率	44.1%	25.0%	33.3%	0%	100%
期末の 滞納者数	現年分	1	-	-	-	-
	滞納繰越分	1	1	1	1	0
督促状発布件数		12	12	12	12	4

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

呉市地域下水道使用料調定システムによって債権管理をしていた。
同債権は、令和3年度までに滞納債権の全ての回収を終了している。

評価

令和3年度までに全ての滞納債権を回収している。適切な債権管理をしたものと評価できる。
特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
111	20	1	環境政策課環境試験センター 9人	行政財産使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

都市ガス用ガバナ用地、電柱用地に係る使用料である。

関連法規等

・行政財産使用料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・財務会計システム・納付書	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	23,299	30,970	30,679	30,679	30,679
	収入額(円)	23,299	30,970	30,679	30,679	30,679
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
112	20	2	環境政策課環境試験センター 9人	浄化槽許可申請手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

浄化槽許可申請（保守点検業・清掃業の登録）に係る手数料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 収納金整理簿	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	198,000	343,000	139,500	180,000	361,000
	収入額(円)	198,000	343,000	139,500	180,000	361,000
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
113	20	3	環境政策課環境試験センター 9人	公簿の写しの交付手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

公簿の写しの交付に係る手数料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 収納金整理簿	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	270	1,600	210	760	100
	収入額(円)	270	1,600	210	760	100
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
114	20	4	環境政策課環境試験センター 9人	公文書公開請求に係る 複写及び送付料	非強制徴収公債権

債権の概要

公文書公開請求に係る複写および送付料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・財務会計システム・納付書	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	240	720	1,270	290
	収入額(円)	-	240	720	1,270	290
	収納率	-%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
115	20	5	環境政策課環境試験センター	維持管理費 上下水道局水質試験所負担分	私債権
			9人		

債権の概要

呉市環境試験センター・呉市上下水道局水質試験所の維持管理費について、呉市上下水道事業管理者が納入すべきものとされた経費である。

関連法規等

・呉市環境試験センター・呉市上下水道局水質試験所管理規約 14 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・財務会計システム・納付書	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	4,069,356	4,398,000	3,919,801	3,753,682	3,525,493
	収入額(円)	4,069,356	4,398,000	3,919,801	3,753,682	3,525,493
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
116	20	6	環境政策課環境試験センター 9人	汚染土壌処理業 許可申請手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

汚染土壌処理業許可申請に係る手数料である。

関連法規等

・呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 収納金整理簿	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	220,000	-
	収入額(円)	-	-	-	220,000	-
	収納率	-%	-%	-%	100%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	0	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	0	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

例年滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
117	20	7	環境政策課環境試験センター 9人	汚染土壌処理業 承認申請手数料	非強制徴収公債権

債権の概要

汚染土壌処理業承認申請に係る手数料である。

関連法規等

・ 呉市手数料条例 2 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 収納金整理簿	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	-	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

近年発生していない。滞納繰越分の滞納債権もない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
118	21	1	観光振興課 16人	グリーンピアせとうち 指定管理者負担金	私債権

債権の概要

<p>グリーンピアせとうちの管理及び運営に関する基本協定書（H22～H27）33条に基づく指定管理者負担金の未払金請求権である。</p> <p>なお、本債権については、過去に滞納が生じた指定管理者負担金について、度重なる催促に対して何度か支払の誓約がありながらも滞納が継続したため、平成29年8月に訴えを提起し、全部勝訴となった判決が平成30年に確定している。</p>	
関連法規等	・グリーンピアせとうちの管理及び運営に関する基本協定書（H22～H27）33条（指定管理者負担金の支払）

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・ I P K ・ 債権管理台帳	年2回、7月と12月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)		-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	17,700,000	17,700,000	17,700,000	17,700,000	17,700,000
	収入額(円)	0	0	0	0	0
	収納率	0%	0%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		1	1	1	1	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

債権の管理台帳を作成して管理し、継続して債務者の法人登記事項の確認、催告書、納入通知書の送付を実施している。

評価

本債権は、判決によって確定し、債務名義が存在する債権であり、その内容について問題はない。
 債権回収業務の管理に関しては、定期的な催告書、納入通知書の送付を行うにとどまるものである。
 債務名義を取得しているため、強制執行等の法的処分による債権回収も考えられるところではあるが、当事者が同一である別債権（遠し番号 119）が現在裁判係争中であることを考慮すると、現時点においては文書送付にとどまっていることもやむを得ないと考えられる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
119	21	2	観光振興課 16人	グリーンピアせとうち 電気使用料	私債権

債権の概要

グリーンピアせとうちの指定管理者に対し、同指定管理者が費用未払によって電気使用契約を解除された（H29.3.1）にもかかわらず、呉市が施設維持のために改めて契約した電力を指定取消までの期間（～H29.6.8）中継続して使用し、呉市の負担によって法律上の原因なく利得を得たことに基づく不当利得返還請求権である。

関連法規等

・民法 703 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・ I P K ・ 債権管理台帳	年2回、7月と12月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	6,336,659	-	-	-	-
	収入額(円)	0	-	-	-	-
	収納率	0%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	6,336,659	6,336,659	6,336,659	6,336,659
	収入額(円)	-	0	0	0	0
	収納率	-%	0%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	1	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	1	1	1	1
督促状発布件数		3	1	1	1	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

従前は、債権の管理台帳を作成して管理し、継続して催告書、納入通知書の送付を実施していたが、相手方の指定管理者から別件にて金銭請求訴訟を提起されたため、同訴訟の請求内容を争うとともに、仮に相手方の請求が認められた場合に備えて対当額にて相殺させるとして本債権を示した。

同訴訟は現在も係属中であり、その結果によって本債権の金額等も変動するため、現時点では個別の債権回収に向けた手続は進んでいない。

評価

本債権は、判決によってその範囲に関する判断が示される予定であるため、それ以前には請求金額も確定しない関係にあり、現時点では個別の債権回収に向けた手続は進んでいないこと自体はやむを得ない。

もともと、裁判所における判断が示された場合には、それ以降、適切な債権回収業務を実施する必要がある。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
120	22	1	港湾漁港課 20人	港湾施設使用料 (一般会計)	強制徴収公債権

債権の概要	
漁港における港湾事業者に対する施設使用料である。	
関連法規等	・港湾法 29 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ I P K	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	117,108,066	105,339,874	111,367,516	80,482,196	82,907,470
	収入額(円)	117,108,066	105,339,874	111,367,516	80,480,324	82,907,470
	収納率	100%	100%	100%	99.9%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	1,872
	収入額(円)	-	-	-	-	1,872
	収納率	-%	-%	-%	-%	100%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	1	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	0
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

施設使用料は、呉市から使用許可が出された後に納付書によって支払う。原則として使用前に納付されるものであるが、使用許可自体はあるため使用后納付となること（呉市港湾管理条例 15 条）もあり、この分が滞納となりうる。

滞納に際しては、市長権限により使用停止等（同条例 12 条の 2）を執行することができる。

庁内での共通システム（IPK）により債権を管理している。

評価

滞納繰越しとなったものも回収されており、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
121	22	2	港湾漁港課 20人	港湾施設使用料 (特別会計)	強制徴収公債権

債権の概要

<p>呉中央棧橋ターミナルにおける港湾事業者に対する施設使用料である。</p> <p>施設使用料は、呉市から使用許可が出された後に納付書によって支払う。原則として使用前に納付されるものであるが、使用許可自体はあるため使用后納付となること（呉市港湾管理条例 15 条）もありこの分が滞納となりうる。</p> <p>滞納に際しては、市長権限により使用停止等（同条例 12 条の 2）を執行することができる。</p> <p>使用者が納期限後その使用料を納付する場合においては、所定の延滞金額を加算して納付しなければならない（同条例 22 条）。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾法 29 条 ・呉市港湾管理条例

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ I P K ・ 聴取表 	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	453,655,648	465,476,949	479,309,357	444,059,288	476,321,316
	収入額(円)	453,655,648	464,923,011	479,309,357	444,059,288	476,321,316
	収納率	100%	99.8%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	190,512	166,512	696,450	118,512	94,512
	収入額(円)	24,000	24,000	577,938	24,000	24,000
	収納率	12.5%	14.4%	82.9%	20.2%	25.3%
期末の 滞納者数	現年分	0	1	0	0	0
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

現状において1件の滞留がある。

これは平成13年に倒産した個人事業者に対する債権であり、平成13年9月から平成14年2月までの荷さばき地における使用料の未収で、当初未収額合計は217,130円である。令和4年3月末時点における収入未済分は74,512円となっている。

担当者は、この滞留債権を庁内の財務会計システム（IPK）および聴取表で管理しており、毎年年度初めに2か月単位の納付書（月額2,000円；年24,000円）を当該債務者へ送付している。少額ではあるが継続して納付はなされており、今のところ強制執行等は考えていない。

これ以外で滞納繰越として処理されているものは、年度を跨いで納付されてしまったものであり、その他で実質的な滞留はないといえる。

なお、滞納債権について延滞金の計算はなされていない。

評価

担当者へのヒアリングによると、滞留債権が分納となった経緯は、当時の担当者が口頭での納付折衝を行ったことによるものとのことである。そのため、合意書等の書面は保管されておらず、合意年月も不明である。書面として保管されている港湾使用料納付・処理状況（収入未収分）や聴取表を閲覧する限りでは平成14年から15年にかけて合意されたものと推測される。

強制徴収公債権となる根拠は自治法附則6条となり、この場合の消滅時効期間は5年（援用不要）であるが、この点については当初から債務者が支払うとの発言を聴取表に記録しており、また、実際の納付があることから債務の承認がなされており時効が更新されている。

【指摘31】

港湾使用料納付・処理状況（収入未済分）によると、最初の納付は平成23年8月となっており、相当長期間に分納となっている。経緯を含め管理状況を正確に把握するために、文書等の記録を残しながら管理する必要があると考えられる。特に、分割納付については、文書で誓約書の提出を受けるべきである。

【指摘32】

滞納債権に関する延滞金を計算・徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
122	22	3	港湾漁港課 20人	漁港施設使用料	強制徴収公債権

債権の概要	
漁港の利用者からの、利用料、使用料、手数料、占用料等である。	
関連法規等	・ 漁港漁場整備法 35 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ I P K	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,189,333	959,656	883,913	1,264,872	1,650,369
	収入額(円)	1,189,333	959,656	883,913	1,264,872	1,650,369
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

庁内の財務会計システム（IPK）により債権を管理している。

評価

収納率 100%で推移しており、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
123	22	4	港湾漁港課	電気使用料 (一般会計)	私債権
			20人		

債権の概要	
漁港における電気使用料である。	
関連法規等	・電気使用に係る契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ I P K	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	496,223	553,735	544,960	549,331	610,484
	収入額(円)	496,223	525,844	544,960	548,805	610,484
	収納率	100%	94.9%	100%	99.9%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	27,891	-	526
	収入額(円)	-	-	27,891	-	526
	収納率	-%	-%	100%	-%	100%
期末の 滞納者数	現年分	0	1	0	1	0
	滞納繰越分	-	-	0	-	0
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

庁内の財務会計システム（IPK）により債権を管理している。
 使用者に対して実費相当分を徴収している。
 使用量は子メーターにより測定している。
 滞納繰越しとなったものは、年度を跨いで入金され滞納計上とされてしまったものである。

評価

滞納繰越しとなったものも回収されており、大きな懸念点はないといえる。
 ただし、ごく少額になると思われるが、遅延損害金は発生していることになる。

【意見 39】

少額になると予想されるが、不徴収の法的根拠がない限り遅延損害金は計算・徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
124	22	5	港湾漁港課	水道使用料 (一般会計)	私債権
			20人		

債権の概要

漁港における水道使用料で使用者に対して実費相当分を徴収している。

関連法規等

・水道使用に係る契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ I P K	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	46,463	43,344	50,969	53,459	112,395
	収入額(円)	46,463	43,344	50,969	53,459	112,395
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

庁内の財務会計システム（IPK）により債権を管理している。

評価

収納率 100%で推移しており、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
125	22	6	港湾漁港課	電気使用料 (特別会計)	私債権
			20人		

債権の概要

呉中央棧橋ターミナルにおける電気使用料である。

関連法規等

・電気使用に係る契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ I P K	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	5,884,736	5,701,399	5,848,594	3,569,138	3,754,500
	収入額(円)	5,884,736	5,701,399	5,848,594	3,569,138	3,754,500
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

庁内の財務会計システム（IPK）により債権を管理している。
 使用者に対して実費相当分を徴収している。
 使用量は子メーターにより測定している。

評価

収納率 100%で推移しており、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
126	23	1	農林土木課 18人	農道占用料	強制徴収公債権

債権の概要	
農道の占用料に係る債権である。	
関連法規等	・ 呉市河川等占用条例 3 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 専用管理システム（収入管理一覧）	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	268,470	348,930	267,760	425,330	338,550
	収入額(円)	268,470	348,930	267,760	425,330	338,550
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	--

債権の管理状況

収納率 100%で推移している。

評 価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
127	23	2	農林土木課 18人	水路占用料	強制徴収公債権

債権の概要	
水路の占用料に係る債権である。	
関連法規等	・ 呉市河川等占用条例 3 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 専用管理システム（収入管理一覧）	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	382,940	383,100	344,690	345,060	362,860
	収入額(円)	382,940	383,100	344,690	345,060	362,860
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	1	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

収納率 100%で推移している。

評 価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
128	24	1	交通政策課 9人	音戸渡船運営事業補助金	私債権

債権の概要	
令和3年度に廃止となった音戸渡船の運営事業補助金に係る債権である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> 音戸渡船運営事業補助金交付要綱 呉市補助金等交付規則

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	無	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	-	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

平成29年度以降、令和3年度までは、現年度分および滞納繰越分の債権はない。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
129	25	1	建築指導課 12人	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	私債権

債権の概要

<p>呉市空家等の適切な管理に関する条例7条1項に基づいて呉市が実施した危険空き家（上階部分の傾斜による倒壊、近隣住民に被害が生じるおそれ）に対する緊急安全措置に関し、同条3項、および、債務者との間で取り交わした緊急安全措置の実施に係る同意書兼誓約書における支払合意に基づく、措置業務費用の支払請求権である。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市空家等の適切な管理に関する条例7条3項 ・緊急安全措置の実施に係る同意書兼誓約書

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳	年2回、7月と12月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	2,453,000	-
	収入額(円)	-	-	-	0	-
	収納率	-%	-%	-%	0%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	2,453,000
	収入額(円)	-	-	-	-	0
	収納率	-%	-%	-%	-%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	1	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	1
督促状発布件数		-	-	-	0	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

債権の管理台帳を作成し、納付書交付、電話連絡、訪問などの債権回収に向けた経過を記録している。債権発生後、債務者死亡の事実が発生したため、相続関係の調査および納付に関する文書送付などを実施している。

評価

本債権の管理・回収業務の内容について、債権の性質、発生日、督促の性質、相続による承継債務額の具体的計算など、必要な前提事実関係の認定および法的取扱いの把握などに関し、一つ一つ十分な確認がなされているとは言い難い様子が見受けられた。

もっとも、債権管理台帳の作成および経過の記録を見るに、債権回収に向けた取組自体は一定程度なされており、前記不十分な点による大きな損害は実質的に生じているとはいえない。

今後、適切な債権管理、回収業務に向けて、適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。なお、遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【意見 40】

適切な債権管理、回収業務に向けて、適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。

【指摘 33】

遅延損害金について請求すべきである。

【指摘 34】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
130	26	1	住宅政策課	住宅使用料	非強制徴収公債権 (反対意見後述)
			10人		

債権の概要	
<p>住宅使用料は、市営住宅の家賃である。なお、呉市営住宅条例では、「家賃」と表現されている。</p> <p>市は、住宅使用料を非強制徴収公債権として扱っている。</p> <p>連帯保証人について、呉市では、令和2年3月31日まで市営住宅の入居に際して連帯保証人を必要としていたものの、令和2年4月1日以降の市営住宅の入居に際しては連帯保証人を不要としている。これは、単身高齢者等が増加していることなどを受け、保証人の確保が困難なために市営住宅に入居できない事態が生じないよう配慮したものである。なお、令和4年9月30日時点での市営住宅賃貸借契約件数2,563件のうち、連帯保証人が存する契約は2,283件である。</p> <p>市営住宅は、市から指定を受けた指定管理者が、家賃等の収納、督促状の送付、催告等を行っている。担当課が行う業務は、滞納者に対する収入・資力調査および滞納者への支払督促や訴訟等の裁判所で行う法的な手続となっている。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅法 16 条 ・ 呉市営住宅条例 14 条、17 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 市営住宅管理システム	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	593,093,829	585,844,143	575,518,307	574,498,836	563,328,057
	収入額(円)	581,426,004	571,842,550	560,017,820	559,542,939	550,025,940
	収納率	98.0%	97.6%	97.3%	97.3%	97.6%
滞納繰越分	調定額(円)	108,476,402	102,669,519	105,271,582	112,027,234	117,229,970
	収入額(円)	10,630,856	8,925,305	7,897,971	7,610,261	6,194,911
	収納率	9.8%	8.6%	7.5%	6.7%	5.2%
期末の 滞納者数	現年分	170	202	185	164	130
	滞納繰越分	265	247	266	257	247
督促状発布件数		4,167	3,724	4,117	3,201	3,002

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	14	7,539,795	2	2,026,500	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	6	2,114,373	0	0

債権の管理状況

1 システム

市営住宅管理システムを使用して管理している。同システムは、入居者各人の住宅使用料の支払状況、滞納者の一覧等を確認できるものとなっている。

滞納者への対応について、呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアルを作成している。

2 滞納者への対応状況

担当課は、住宅使用料の納期限から10日から16日後に滞納者に督促状を送付し、納期限から1か月後に滞納者宅への訪問を行っている。なお、この対応は、指定管理者が行っている。

担当課は、連帯保証人が存する場合には連帯保証人に保証債務の履行を求めている。担当課による現在の実務運用としては住宅使用料の滞納が5か月継続した場合に連帯保証人に滞納賃料の請求を行っている。

担当課は、滞納者から分割納付誓約書が提出された場合、当該分割納付を認める対応をしている。

担当課は、滞納者に対し滞納賃料の請求のみならず、市営住宅の明渡請求訴訟をすることもあり、件数は平成29年度に4件、平成30年度に1件、令和元年度および令和2年年度に0件、令和3年度に2件となっている。

退去時において、入居者には原状回復義務があるものの、原状回復をしないまま退去した者に対し、市は原状回復費用について調定していない。市は修繕の必要がある場合においても、空き家修繕による対応を行っている。

評 価

1 債権の性質

担当課は、市営住宅の住宅使用料を非強制徴収公債権と評価し、債権管理を行っている。

この点、市営住宅賃料債権が非強制徴収公債権か私債権かについては必ずしも明らかではない。ただ、最高裁昭和59年12月13日判決は、「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり」と判示している。この判決からすれば、市営住宅賃料債権も、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用があると評価すべきであり、公債権と評価すべき特別の法令および条例がない現状では私債権として評価すべきと思料する。なお、市営住宅賃料債権を私債権と評価した場合、時効期間は5年間となり（時効期間は公債権と評価しても同じ5年である。）、入居者による時効援用をまって賃料債権が消滅することとなる。また私債権と評価した場合、期限までの支払がなければ遅延損害金が発生する。

呉市においても、市営住宅賃料債権について、私債権として評価すべきである。

(→次ページへ続く)

評 価

(→前ページからの続き)

2 滞納債権の回収

(1) 問題点

住宅使用料は、現年度の収納率に比し、過年度の収納率が著しく低い。また過年度滞納繰越額は、平成30年以降、徐々に上昇している状況である。滞納者は、担当課によると、怠慢による滞納者を除けば、失業中の者、多重債務者、母子世帯の低所得者、年金収入のみの高齢単身者の入居者が多いとのことである。

市営住宅は低所得者を対象としている住宅であり、滞納が生じることもあり得るものであることから、担当課は、いかなる理由に基づいた滞納であるかを十分に把握した上で債権回収を図るべきである。この点、担当者は、滞納理由についてヒアリングのみを行い、資料確認等を行っていない。また弁済計画についても、債務者からの提案を受け入れて対応することが多く、担当課の十分な検討の上で立案されたものと考えられない。

(2) 調査の必要性および分割納付誓約書について

呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアル（平成23年3月 呉市都市部住宅課）4ページには、滞納者からの分割納付の申出があった場合について、分割納付が「当該滞納家賃の収納事務上有利であると認められるとき」に、「分割納付の納期限及び分割納付額が、滞納者等の収入等の生活状況からみて適当であり、確実に履行されるものである場合」である等の点に留意し、分割納付を認めると記載されている。このマニュアルは、履行延期の特約を行うことまで求めているものの、担当課にて収入および資産を調査し、その上で分割納付額および納期限を定めることを定めており、担当課に実質的に履行延期の特約と同程度の調査および判断を要求している。

しかし、担当課は、毎年度実施される賃借人からの収入申告において収入状況を把握しているものの、滞納者からの申出により分割納付を認める際に預貯金の有無等の資産調査を行っていない。そして、この結果、分割納付誓約書に基づく納付率は27%程度となっている。担当課は、分割納付を認める際には、滞納者の資力および収入を確認し、分割納付額の多寡について入念な確認を行い、適切な債権管理に努めるべきである。

担当課は、履行延期の特約を使用することなく、分割納付誓約書に基づく分納約束にて対応している状況である。分割納付誓約書に基づく対応は、法律上の対応ではなく、滞納者が一方的に分割納付を誓約するものにすぎない。担当課は、滞納者の資力を確認の上で、履行延期の特約を用い、無資力者の遅延損害金を軽くする対応をすべきである。

3 遅延損害金の回収

担当課は、住宅使用料を非強制徴収公債権と整理しており、遅延損害金が発生しないものとして処理している。しかし、前記のとおり、住宅使用料は私債権と評価すべきであり、履行延期の特約にて新たな納期限を定めない限り、遅延損害金が発生するものである。

担当課は、この点を十分に入居者にも説明した上で、適切な住宅使用料の納付を求め、生活状況から納付困難な者に対しては履行延期の特約を行うなどの対応をすべきである。

(→次ページへ続く)

評 価

(→前ページからの続き)

4 連帯保証人への対応

前記マニュアルには滞納が3か月となった場合、保証人に対し「本人に支払うよう勧奨依頼」、「将来的には保証人に請求する旨の予告」を行う旨が記載されている。

しかし、現在、担当課は、原則として滞納5か月となったときに連帯保証人への請求を行っている。連帯保証人の保証債務に対する予測可能性を考慮すれば、マニュアルどおり滞納3か月となった場合には速やかに連帯保証人に滞納状況を通知すべきである。

また、担当課は、滞納賃借人の生活状況を勘案し、賃貸借契約の解除および退去を求めない場合において、連帯保証人への特段の説明等を行っていない。しかし、住宅使用料の滞納によっても入居者の生活状況を勘案し、明渡等の請求を行わないことは適切な処理としても、滞納賃料等の額が拡大した場合にその損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されない。このため、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることを了解させておくなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきである（広島高等裁判所平成20年8月19日判決）。

5 原状回復費用への対応

市営住宅の賃借人が原状回復をしないまま退去した場合、契約上、賃借人は原状回復費用を負担する必要がある。しかし、担当課は、賃借人が原状回復に至らず退去した場合においても原状回復費用を請求していない（敷金から控除するものは住宅使用料の滞納部分のみであり、原状回復費用は控除されていない）。かかる対応は、市が有している原状回復請求権を行使しない対応を原則とするものであり、改める必要がある。

【意見 41】

住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。

【意見 42】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【意見 43】

連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも賃借人が滞納を開始してから3か月後には請求するよう徹底すべきである。

【意見 44】

住宅使用料の滞納によっても明渡等の請求を行わない場合、滞納額の増加の状況および明渡請求を行っていない旨を連帯保証人に適宜通知して了解させておくなどの措置を講じるべきである。

【指摘 35】

原状回復費用を請求しない現在の対応を改め、原状回復費用を退去者に請求すべきである。また敷金からの原状回復費用の控除も徹底すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
131	26	2	住宅政策課 10人	駐車場使用料	非強制徴収公債権 (反対意見後述)

債権の概要	
市営住宅の共同施設として整備した駐車場およびその附帯施設の使用料である。	
関連法規等	・ 呉市営住宅条例 55 条、58 条、17 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 市営住宅管理システム	無

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	47,674,343	46,676,453	45,690,340	45,479,290	44,216,258
	収入額(円)	47,096,943	45,816,492	44,860,502	44,643,265	43,460,183
	収納率	98.7%	98.1%	98.1%	98.1%	98.2%
滞納繰越分	調定額(円)	5,049,571	4,667,990	4,869,018	4,936,895	5,167,387
	収入額(円)	781,981	658,933	697,961	547,533	394,687
	収納率	15.4%	14.1%	14.3%	11.0%	7.6%
期末の 滞納者数	現年分	96	110	104	99	84
	滞納繰越分	116	109	114	116	114
督促状発布件数		2,320	2,113	2,298	1,849	1,749

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	5	263,709	2	97,000	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	3	148,323	0	0

債権の管理状況

担当課は市営住宅管理システムを使用して債権管理を行っている。同システムは、入居者各人の住宅使用料の支払状況、滞納者の一覧等を確認できるものとなっている。

滞納者への対応について、呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアルを作成している。

市営住宅賃借人が駐車場も賃借している場合で、双方ともに賃料を滞納している場合、担当課は、駐車場使用許可のみを取り消した場合に近隣での違法駐車につながる可能性を懸念し、駐車場賃貸借契約のみを解除するような取扱いを行っていない。

評価

駐車場使用料の滞納は、住宅使用料の滞納と同時であることが大半となっている。

このため、担当課は、駐車場使用料についても非強制徴収公債権と評価し、駐車場使用料滞納者に対しても住宅使用料の滞納と同様の対応をとっている。

まず、駐車場使用料も、住宅使用料と同様に私債権として評価できるものであり、担当課は、これを前提に時効の管理（時効援用を待って債権が消滅する。）、遅延損害金の管理を行うべきである。

また、滞納者の希望どおりに分割納付を認めるのではなく、収入および資産状況を調査の上で、履行延期の特約によって対応すべきである（履行延期の特約後は延期された納付期限までに納付すれば遅延損害金が発生しないため、債務者に有利である。）。

また、住宅においては、債務者の生活状況を勘案し、明渡請求ができない場合であっても、駐車場においては駐車場使用許可の取消しを行っても直ちに債務者の生活に支障をきたさない場合も多い。このような場合には、住宅の明渡請求に先立って駐車場の明渡請求を行い、滞納債権を増加させないようにすべきである。

この点、担当課は、近隣における違法駐車を懸念するが、この点については別の問題として警察署等とも連携の上で毅然とした対応を行うべきである。

【意見 45】

住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。

【意見 46】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【意見 47】

滞納者に対して駐車場使用許可を取り消し、滞納債権の増加防止する方法も考えられる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
132	26	3	住宅政策課 10人	店舗使用料	私債権

債権の概要	
<p>市営店舗の賃料債権である。 呉市は、休山新道の整備のための移転者等のために市営店舗（あがプラザ）を賃貸している。</p>	
関連法規等	・呉市営住宅条例 14 条 7 項、17 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・市営住宅管理システム	年2回、8月、1月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	14,826,972	13,460,790	13,516,280	13,141,846	14,535,329
	収入額(円)	14,826,972	13,335,190	13,404,880	13,064,846	14,507,629
	収納率	100%	99.0%	99.1%	99.4%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	431,900	190,400	161,600	187,000	135,700
	収入額(円)	241,500	154,400	86,000	97,400	105,700
	収納率	55.9%	81.0%	53.2%	52.0%	77.8%
期末の 滞納者数	現年分	1	2	1	1	1
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		11	4	12	10	13

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は市営住宅管理システムを使用して債権管理を行っている

担当課は、市営住宅および駐車場の賃料については非強制徴収公債権と評価しながら、店舗使用料については私債権と評価して債権管理している。この理由について、担当課は、住宅の方がより公的保護性が高く、駐車場と異なり住宅と併設されていないからとする。

店舗使用料の滞納者は2名であり、1名は退去法人、1名は賃貸借契約継続中の者である。担当課は、退去法人の退去時に滞納賃料の支払について協議しておらず、分納付誓約書等も受領していない。このため、退去後において、滞納賃料を回収していない。もっとも、担当課は、退去法人と滞納賃料の支払に向けて協議を開始する予定とのことである。

入店継続中の滞納者1名については、遅滞しながらも支払を継続しており、令和4年10月末日時点にて2か月分を滞納している状態である。

担当課は、現在まで、滞納者に対し、遅延損害金を全く請求していない。

評 価

令和4年度においても、店舗使用料について2名の滞納者が存する状態である。

担当課は、店舗使用料の滞納者が少ないことから債権回収の方針を徹底しておらず、滞納状態が継続した場合も連帯保証人への請求を行っていない。

滞納賃料等の額が拡大した場合にその損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することに問題が生じる可能性を考慮すれば、連帯保証人への請求は速やかに行うべきである。

また担当課は賃料滞納者が退去する際に、滞納賃料の支払に向けた協議を十分に行っておらず、その後も速やかな債権回収行為を行っていない。

【指摘 36】

滞納者に対し、遅延損害金を請求すべきである。

【意見 48】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【意見 49】

連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも賃借人が滞納を開始してから3か月後には請求するよう徹底すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
133	26	4	住宅政策課 10人	住宅新築資金等貸付金	私債権

債権の概要	
<p>住宅新築資金等貸付金は、平成9年3月31日に廃止された呉市住宅資金貸付条例に基づく貸付金である（なお、同貸付金には合併前の町から呉市が承継した債権も存する。）。</p> <p>約定どおり弁済された場合、令和8年度にて貸付金の回収は終了する予定である。</p> <p>呉市住宅資金貸付条例によれば、住宅資金の貸付利率は年3.5%、償還期間は住宅改修資金が15年以内、住宅新築資金および宅地取得資金が30年以内となっている（同条例6条）。そして、市長は、借受人が貸付金の償還を怠ったとき等には償還期限前であっても貸付金の全部または一部を請求できる（同7条）。遅延損害金は、延滞額につき年10.95%となっている（同10条）。また、貸付金の借受人は、貸付対象となった住宅または土地について呉市を債権者とする抵当権を設定するものとなっている（同12条）。</p> <p>担当課によれば、住宅新築資金等貸付金に係る貸付元金総額は約35億円、回収総額は約31億円とのことである。</p>	
関連法規等	・呉市住宅資金貸付条例（H9.3.31廃止）

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・住宅新築資金等償還管理システム	年2回、8月、1月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移						
項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	17,803,261	15,504,588	11,762,887	8,684,819	6,197,154
	収入額(円)	3,577,839	3,673,739	2,519,782	1,225,794	608,892
	収納率	20.0%	23.6%	21.4%	14.4%	9.8%
滞納繰越分	調定額(円)	423,372,679	404,771,209	404,065,388	399,163,927	398,179,362
	収入額(円)	15,151,456	12,536,670	14,144,566	8,413,590	8,897,806
	収納率	3.5%	3.0%	3.5%	2.1%	2.2%
期末の 滞納者数	現年分	29	24	19	13	12
	滞納繰越分	104	102	95	93	92
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、住宅新築資金等償還管理システムによって債権管理を行っている。
 担当課は、毎年4月、債務者に当該年度分の納付書を発送しているものの、督促状は発送していない。
 債務者が死亡している場合は、各相続人に法定相続分に応じて分割する形で納付書を送付している。
 債務者の中には全く返済していないものもあり、時効期間が既に満了している債権も存する。令和3年度末の時点で、消滅時効期間が満了した債権は119件あり、債権総額は264,371,258円となる。
 担当課は、滞納者に対し、自宅訪問や電話で督促をする場合もあるが、訴訟等の法的手続をほとんどは行っていない（訴訟を行ったことがあるものは滞納債権の中で1件のみである。）。なお、滞納者への対応を担当している担当者は、他の業務を行いながら本債権回収業務を行っており、1名のみである。
 消滅時効期間満了した債権については、債権放棄が可能であり、債権放棄をした場合、市議会へ報告する必要がある。もっとも、現時点で消滅時効期間が満了した債権についても、債権放棄は行っていない。担当課によれば、債権放棄を行わないのは、抵当権が未だ存することが理由とのことである。
 呉市住宅資金貸付条例によれば、呉市は貸付対象となった住宅または建物に抵当権を設定することになっているものの、抵当権が設定されていない事案が73件あり、抵当権未設定貸付金の令和3年度末時点の滞納額は金77,243,495円である。抵当権が設定されていない理由について、担当課も記録がなく不明とのことである。
 呉市住宅資金貸付条例によれば、滞納者は延滞額について年10.95%の遅延利息の支払を要するが、担当課は遅延利息について調定を行っておらず、債務者への請求も行っていない。

評 価

本債権の収納率は現年度および過年度滞納分を含めて極めて低い。しかし、担当課は、滞納者に対し、訴訟等の法的手続を用いた債権回収を行わず、近年において督促状の発布を行っていない。
 市の有する抵当権は、金融機関に劣後する第二順位の抵当権が多いことが理由となっており、バブル期に建築した住宅に関する貸付金が多く、回収可能性が乏しいことが熱心な債権回収につながらない理由の一つになっていると考えられる。
 もっとも、担当課は、住宅新築資金等貸付金の滞納者への十分な資産調査を行っていない。

【意見 50】
 時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮等を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 51】
 滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

(→次ページへ続く)

評 価

(→前ページからの続き)

【指摘 37】

担当課は、遅延利息を滞納者に請求していない。呉市住宅資金貸付条例によれば、災害その他の事情にて償還期限までに貸付金を償還することが極めて困難となった場合には遅延利息を請求しないことができるものの、担当課においてかかる事情の有無を十分に調査しているとは認められない。

【意見 52】

担当課は、滞納者の資産・収入に関する調査をほぼ行っていない。設定している抵当権についても実行したことがない。さらに連帯保証人への請求もほぼ行っていない。これらの債権管理によって消滅時効期間が満了した債権が多い状態である。担当課は、滞納者への対応マニュアルを整備し、それに従った債権回収を徹底すべきである。

【意見 53】

担当課は、元金回収を優先することを理由に、滞納者に期限前償還を求めることが可能な状態にもかかわらずこれを行っていない。しかし、期限前償還を求めることが元金回収につながるか否かは、滞納者の資産・収入状況次第である。担当課は、滞納者の資産・収入を十分に調査した上で、期限前償還の要否および訴訟等の要否を決すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
134	26	5	住宅政策課 10人	手数料	私債権

債権の概要

呉市との合併前の川尻町は、同町営住宅の賃借人に対し、浄化槽清掃委託費に関する費用として月額 650 円を徴収していた（いわば町営住宅の共益費である。）。この徴収は、平成 16 年 4 月における川尻町との合併後も、同住宅（呉市合併後は呉市営住宅）に下水道が開通する平成 19 年 3 月まで継続された。

本手数料の滞納金は、平成 16 年 4 月（川尻町との合併月）から平成 19 年 3 月までの市営住宅居住者からの滞納金である。なお、本債権について、担当課は私債権と整理している。

本債権の滞納者は、3 名である。

関連法規等

・呉市営住宅条例 22 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・エクセルを用いた債権管理台帳	年 2 回、8 月、1 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	41,600	37,700	31,200	31,200	31,200
	収入額(円)	3,900	6,500	0	0	0
	収納率	9.3%	17.2%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	3	3	3	3	3
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等											
徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況
<p>担当課は、本債権について債権管理台帳をエクセルデータにて作成していた。なお、担当課は、本包括外部監査において、当初、債権管理台帳が存しない旨を回答したものの、追加調査にて債権管理台帳を発見した旨を回答した（庁内の共有サーバ内に保存されていたようである。）。</p> <p>なお、担当課は、本手数料を私債権と評価するものの遅延損害金についての算定・請求していない。</p>

評 価
<p>1 債権管理台帳の管理について</p> <p>呉市私債権の管理に関する条例では、私債権を適正に管理するため、債務の履行履歴等を記載した台帳の作成を義務付けている。かかる債権管理台帳作成義務は、債権管理台帳の適正な管理も含むものと考えられることから、担当者が債権管理台帳の所在を明確に把握していない事態は妥当ではない。債権管理台帳の管理方法について見直しが必要と史料する。</p> <p>2 時効について</p> <p>担当課は、本手数料が消滅時効期間を経過しているものと認識していない。</p> <p>しかし、本手数料は、いわば市営住宅の賃借人に毎月発生していた共益費であり、月毎に発生する定期給付債権であるため、5年の消滅時効に服する（旧民法169条、なお令和2年4月1日施行の新民法により削除）。本手数料は、最も直近の債権発生時期が平成19年3月となっているところ、すでに消滅時効期間を経過している。また、担当課は、本手数料について数年間の間、特段の対応をしていない。このため、本債権については、債権額も大きくないことから、早期に債権放棄等の手続を行い、債権管理対象から外すべきであると思料する。</p> <p>3 遅延損害金について</p> <p>担当課は、本手数料の滞納に対し、遅延損害金を徴収していない。しかし、本来的には民法上遅延損害金が発生するものであり、滞納者には遅延損害金も徴収すべきであった。</p> <p>【意見 54】</p> <p>債権管理台帳の管理方法について、適切に管理されるよう是正されたい。</p> <p>【意見 55】</p> <p>呉市私債権管理条例による放棄を検討されたい。</p>

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
135	27	1	土木総務課 22人	道路占用料	強制徴収公債権

債権の概要

呉市において許可をした呉市道の占用に関して、呉市道路占用料徴収条例に規定される占用料の支払請求権である。

関連法規等

・呉市道路占用料徴収条例 3条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・道路占用台帳（アクセス）	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	43,223,660	44,384,770	43,832,876	43,724,616	52,486,850
	収入額(円)	43,216,740	44,376,310	43,775,936	43,658,366	52,408,780
	収納率	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	320,500	180,900	79,860	96,740	143,550
	収入額(円)	19,500	0	0	3,860	12,150
	収納率	6.0%	0%	0%	3.9%	8.4%
期末の 滞納者数	現年分	2	3	10	17	14
	滞納繰越分	40	22	15	18	26
督促状発布件数		49	44	39	45	55

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

債権管理システムを構築して、同システム上で占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

評価

債権管理については、独自の債権管理システムを構築した上で、前記のとおり、占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

本債権は呉市税条例を準用する公債権であり、本来であれば滞納処分等を活用した債権回収も考えられるところであるが、滞納債権1件当たりの金額が少額であるため、費用対効果が低く、実施が困難という状況もやむを得ない部分がある。

もともと、占用料の滞納が生じたまま占用が継続し、債権の時効消滅も継続している状態が適切と評価することもできないため、事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分など、債権の状態自体の適切化を図ることが必要と解される。

【意見 56】

事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
136	27	2	土木総務課 22人	河川占用料	強制徴収公債権

債権の概要

呉市において許可をした呉市が管理する河川および認定外道路の占用に関して、呉市河川等占用条例に規定される占用料の支払請求権である。

関連法規等

・呉市河川等占用条例 3 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・河川占用台帳（アクセスファイル）	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	5,743,850	5,957,500	5,312,276	5,355,351	6,404,466
	収入額(円)	5,732,970	5,957,500	5,312,276	5,355,351	6,404,466
	収納率	99.8%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	278,390	212,320	132,500	82,480	33,280
	収入額(円)	0	12,580	0	0	0
	収納率	0%	5.9%	0%	0%	0%
期末の 滞納者数	現年分	3	0	0	0	0
	滞納繰越分	38	27	17	8	2
督促状発布件数		81	61	52	32	26

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-0	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-

債権の管理状況

債権管理システムを構築して、同システム上で占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

評価

債権管理については、独自の債権管理システムを構築した上で、前記のとおり、占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

本債権は呉市税条例を準用する公債権であり、本来であれば滞納処分等を活用した債権回収も考えられるところであるが、滞納債権1件当たりの金額が少額であるため、費用対効果が低く、実施が困難という状況もやむを得ない部分がある。

もともと、占用料の滞納が生じたまま占用が継続し、債権の時効消滅も継続的に生じる状態が適切と評価することもできないため、事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分など、債権の状態自体の適切化を図ることが必要と解される。

【意見 57】

事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
137	27	3	土木総務課 22人	公園使用料	非強制徴収公債権

債権の概要

呉市において許可をした呉市が管理する都市公園等の施設等の使用料である。

関連法規等

- ・都市公園法 5 条、6 条
- ・呉市都市公園条例 4 条、16 条 1 項

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	公園占用料徴収原簿（エクセル）	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	17,213,910	9,497,860	7,982,590	10,100,550	9,259,830
	収入額(円)	17,209,800	9,497,860	7,881,550	10,075,290	9,246,160
	収納率	99.9%	100%	98.7%	99.7%	99.8%
滞納繰越分	調定額(円)	50,520	54,630	35,520	25,520	50,780
	収入額(円)	0	19,110	10,000	0	40,260
	収納率	0%	34.9%	28.1%	0%	79.2%
期末の 滞納者数	現年分	1	0	3	2	1
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		28	40	13	17	8

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

債権の管理台帳を作成した上で、納付書の交付、債務者との協議などに基づいて滞納調定簿による債権管理、回収業務を実施している。

評 価

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、回収に向けた試みを実施しており、管理体制自体には大きな問題は認められない。

ただ、回収（支払）に非協力的な債務者に対し、生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理に必要と考えられる。

【意見 58】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
138	28	1	上下水道局営業課	水道料金	私債権
			19人		

債権の概要

給水契約、および、呉市水道事業給水条例に基づいて徴収する上水道の水道料金である。

関連法規等

- ・給水契約
- ・呉市水道事業給水条例

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道システム ・外部業者に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との間で毎月定例会を開催 ・年2回、1月と7月に債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	5,251,749,745	4,971,573,918	5,029,772,139	5,480,649,933	5,443,707,644
	収入額(円)	5,025,172,685	4,755,719,498	4,817,122,730	5,248,989,723	5,216,224,069
	収納率	95.6%	95.6%	95.7%	95.7%	95.8%
滞納繰越分	調定額(円)	258,691,992	265,349,912	258,705,633	254,559,240	272,579,313
	収入額(円)	218,891,894	221,422,386	215,762,836	212,217,591	230,892,356
	収納率	84.6%	83.4%	83.4%	83.3%	84.7%
期末の 滞納者数	現年分	56,247	55,889	54,570	53,939	53,786
	滞納繰越分	3,873	4,130	4,274	4,070	4,181
督促状発布件数		40,310	38,129	36,675	33,417	32,625

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	253	714,069	245	693,389	0	0

債権の管理状況

公募型プロポーザルを経て、上水道の水道料金について、下水道使用料なども含め、一括して外部業者に委託している。

検針業務から料金の調定、収納、滞納分の回収業務まで一括して委託しており、委託業務の状況について、毎月実施される定例会にて確認している。

その他細かい事項については適宜委託業者から相談を受けて対応しており、長期未納で法的措置を取らざるを得ないものについては担当課において処理を検討し、方針を判断、決定している。

遅延損害金請求は行われていない。

評 価

債権回収業務にとどまらず、債権管理自体を外部業者に委託した上で、適宜および毎月の受託業務報告を踏まえて継続的に管理している上、独自の管理マニュアルを作成し、法改正も踏まえた改訂も行おうとしている。

また、給水停止の存在を背景に、滞納が生じた債権についても回収に向けた動きや債務承認自体は円滑に進むケースが多く、回収困難な債権については適宜不納欠損処理がなされるなど、問題が生じるケースは少ないものと認められる。

もっとも、長期未納案件などに対し、生活環境や収支状況を確認した上で改めて回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 38】

滞納者に対しては、遅延損害金について請求すべきである。

【指摘 39】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
139	28	2	上下水道局営業課	下水道使用料	強制徴収公債権
			19人		

債権の概要

下水道法 20 条、呉市下水道条例に基づいて徴収する下水道使用料である。

関連法規等

- ・下水道法 20 条
- ・呉市下水道条例

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道システム ・外部業者に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との間で毎月定例会を開催 ・年 2 回、1 月と 7 月に債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	4,147,619,641	3,949,403,449	4,096,582,250	4,512,867,795	4,517,016,235
	収入額(円)	3,914,120,849	3,722,253,728	3,862,776,022	4,269,078,575	4,288,121,142
	収納率	94.3%	94.2%	94.2%	94.5%	94.9%
滞納繰越分	調定額(円)	249,696,283	245,814,235	242,756,113	248,499,107	260,073,323
	収入額(円)	236,564,700	229,734,451	226,941,267	229,687,549	242,779,131
	収納率	94.7%	93.4%	93.4%	92.4%	93.3%
期末の 滞納者数	現年分	50,505	51,940	52,143	50,706	49,153
	滞納繰越分	1,246	907	4,399	4,250	3,939
督促状発布件数		40,310	38,129	36,675	33,417	32,625

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
0	0	-	-	-	-	-	-	569	1,631,369	0	0

債権の管理状況

公募型プロポーザルを経て、下水道の使用料について、上水道の水道料金なども含め、一括して外部業者に委託している。

検針業務から料金の調定、収納、滞納分の回収業務まで一括して委託しており、委託業務の状況について、毎月実施される定例会にて確認している。

その他細かい事項については適宜委託業者から相談を受けて対応しており、長期未納で法的措置を取らざるを得ないものについては担当課において処理を検討し、方針を判断、決定している。

評価

債権回収業務にとどまらず、債権管理自体を外部業者に委託した上で、適宜および毎月の受託業務報告を踏まえて継続的に管理している上、独自の管理マニュアルを作成し、法改正も踏まえた改訂も行おうとしている。

また、給水停止の存在を背景に、滞納が生じた債権についても回収に向けた動きや債務承認自体は円滑に進むケースが多く、回収困難な債権については適宜不納欠損処理がなされるなど、問題が生じるケースは少ないものと認められる。

もっとも、長期未納案件などに対し、生活環境や収支状況を確認した上で改めて回収可能性等を検討し、これに応じて滞納処分等を検討、実施していくことが、今後のより適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 40】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するべきである。資力がなければ徴収猶予や滞納処分の執行停止などをすべきであり、資力がある場合には滞納処分を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
140	28	3	上下水道局営業課	水洗便所改造資金貸付償還金	私債権
			19人		

債権の概要

<p>現在では制度が廃止されているが、経過措置により効力を有している呉市水洗便所改造資金貸付条例を根拠とし、水洗便所改造資金の確保のために個々に締結された金銭消費貸借契約に基づく貸付金の返還請求権である。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外部業者に委託 ・債権管理台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との間で毎月定例会を開催 ・年2回、1月と7月に債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	2,019,000	1,462,000	1,377,000	1,305,000	1,105,000
	収入額(円)	121,000	85,000	72,000	200,000	123,000
	収納率	5.9%	5.8%	5.2%	15.3%	11.1%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	6	6	6	6	6
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

公募型プロポーザルを経て、水道料金等も含めて、一括して外部業者に委託している。
 ただし、本債権に関しては、債務者との交渉、協議などは担当課において実施し、そこで定まった内容に基づく回収業務を同外部業者に委託している。
 債務者との協議については、主として訪問等によって実施し、債権管理台帳にて管理している。

評 価

すでに制度自体は廃止され、今後継続的に発生することはない債権であるが、いずれの債権に関しても適宜の訪問等によって回収に向けた管理は実施されており、債権回収業務は外部業者に委託するなどしている。

ただ、回収（支払）に非協力的な債務者に対し、生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理には必要と考えられる。

もっとも、これらの法的措置をとるにあたって必要な手続の知識等が担当課において蓄積できておらず、人的資源にも限りがあるなど、強制徴収公債権を管轄する債権回収対策室との協議のみでは、これを填補するに不十分となることもやむを得ないと考えられる。

【意見 59】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 41】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性があることも検討する必要がある。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
141	29	1	学校施設課 18人	和庄中火災事故損害補償金	私債権

債権の概要

<p>平成 11 年 2 月に呉市立和庄中学校で発生した放火事件にて、呉市が被った損害の損害賠償請求権に関する債権である。</p> <p>呉市は、その損害について、既に公益社団法人全国市有物件災害共済会から損害額全てについて損害の填補を受けている。呉市の有していた損害賠償請求権は、この損害の填補によって、全国市有物件災害共済会に移転したが、呉市は同共済会から債権の取立委任を受け、債務者に取立行為を行っている。</p> <p>このため、本債権は、本来、呉市の有している債権ではない。</p>	
関連法規等	・民法 709 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10 年	・債権管理台帳	年 2 回、6 月、12 月に 債権回収対策室に相談

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	7,663,000	7,513,000	7,453,000	7,153,000	6,583,000
	収入額(円)	150,000	60,000	300,000	570,000	390,000
	収納率	1.9%	0.7%	4.0%	7.9%	5.9%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	3	3	3	3	3
督促状発布件数		10	9	7	3	3

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

本損害賠償債権について、呉市は、複数の債務者との間で示談書を交わしており、呉市は示談書に基づく取立てを行っている。

債務者の履行状況は、債権管理台帳にて管理され、各債務者の支払状況、滞納時の督促等の状況が把握できるようになっている。

呉市による本債権の回収は、前記のとおり全国市有物件災害共済会からの取立委任を受けて行っているものであるところ、債権回収費用は呉市の費用負担であり、同共済会に請求できるものではないとのことである。

債務者の中には、平成28年度における弁済後、約定の弁済を行っていない者が存するが、呉市は何らの法的手続も行っていない。なお、呉市担当者から全国市有物件災害共済会へ照会したところ、呉市にて法的手続を行わなかったことから本債権の消滅時効期間が満了したとしても、全国市有物件災害共済会から呉市への債務履行責任等の責任追及はないとのことであった。

評価

本債権は、担当課にて回収すべき債権として管理されているものの、呉市の債権ではなく、債権回収によって呉市に何らの利益があるものではない。

このため、ここでの評価は行わない。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
142	30	1	学校教育課 23人	中学校就学援助費	私債権

債権の概要	
<p>本債権は、支払済みの就学援助費に関する不当利得に基づく返還請求権である。</p> <p>呉市は、呉市就学援助費支給規則に基づき就学援助費の支給を受けていた者について、同居世帯員が発覚したため、支給不認定の決定を行った。この結果、支払済みの就学援助費の支払理由がなくなり、呉市は受給者に返還を求めることになった。</p> <p>なお、本債権は、不当利得返還請求権として私債権となるものであり、請求後において遅延損害金が発生するものである。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市就学援助費支給規則 ・民法 703 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	32,506	-
	収入額(円)	-	-	-	0	-
	収納率	-%	-%	-%	0%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	32,506
	収入額(円)	-	-	-	-	0
	収納率	-%	-%	-%	-%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	2	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	2
督促状発布件数		-	-	-	1	1

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

呉市は学校長を通じて、就学援助費の返還を請求するが、現在まで全く返還がない状況である。

学校長は、市に対し、債務者が携帯電話の利用停止を受けたこともあることを理由に、債務者が資力を有していない旨の報告をしている。

担当課は、令和4年7月までに債務者との電話でのやり取りを試みるも、通話できていない状況である。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

評価

担当課は、債務者が一括弁済できない場合であっても、過去の債務者の状況のみを判断基準とすることなく、収入および資産状況を考慮した上で方針を検討することが望まれる。

【指摘 42】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。

【意見 60】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
143	30	2	学校教育課 23人	外国人講師英語指導報酬	私債権

債権の概要

<p>本債権は、令和2年7月末日に退職した外国語指導助手に対し、同年8月分の報酬を誤払いしたことに基づく不当利得返還請求権である。</p> <p>誤払いによる給与受給者は、既に母国に帰国しており、容易に報酬振込口座からの金銭返還ができない(報酬振込先の金融機関は日本の金融機関であり、当該元外国語指導助手が払戻手続または送金手続ができない)。</p> <p>なお、本債権は、不当利得返還請求権として私債権となるものであり、請求後において遅延損害金が発生するものである。</p>	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市外国語指導助手任用規則 ・民法 703 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・債権管理台帳	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	273,880	-
	収入額(円)	-	-	-	0	-
	収納率	-%	-%	-%	0%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	273,880
	収入額(円)	-	-	-	-	0
	収納率	-%	-%	-%	-%	0%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	1	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	1
督促状発布件数		-	-	-	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、誤払い発覚直後に当該元外国語指導助手に対し連絡をとり、元外国語指導助手は担当課に口座解約等の委任状を送付することで報酬振込口座のある金融機関から誤払い金を返還することに同意していた。

しかし、後に当該元外国語指導助手と連絡がとれない状況となっている。担当課は、当該元外国語指導助手の知人を介する形での連絡を試みている。

評価

一般に、まずは任意の返還交渉を行い、任意の返還交渉にて返還を期待できない場合は、訴訟および差押えを検討することとなる。

担当課は、当該元外国語指導助手と連絡を試み、現在、任意の返還交渉を行っている状況である。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
144	31	1	学校安全課 12人	呉市立片山中学校修学旅行中に起きた 事故に係る損害賠償金	私債権

債権の概要

本債権は、呉市立中学校における修学旅行中に発生した事故に関し、判決にて呉市と債務者が被害者に対する損害賠償金の支払を命じられ（不真正連帯債務）、呉市が被害者に対し当該損害賠償金額全額を支払ったことから、債務者に対して求償債権を有することとなったものである。

呉市は、債務者との間で分割納付契約を締結しており、債務者から月額1万円以上の分割弁済を受けることとなっている。

前記滞納繰越分に計上されている金額は、求償債権の残元金であり、利息金は含まれていない。

関連法規等

- ・民法 709 条
- ・自治令 171 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
10年	・債権管理台帳	年2回、8月、1月に 債権回収対策室に相談

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	8,620,000	8,500,000	8,370,000	8,190,000	8,080,000
	収入額(円)	120,000	130,000	180,000	110,000	130,000
	収納率	1.3%	1.5%	2.1%	1.3%	1.6%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	1	1	1	1	1
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

債権の管理状況

担当課は、債権管理台帳にて債権管理を行っている。

呉市は、平成3年、債務者との間で履行期限の特約を合意（分割納付契約）している。

当該合意の契約書上に遅延利息（遅延損害金）の定めがあるものの、弁済金は元金から充当する旨が定められている。

担当課によれば、利息分については、債務者が求償債権元金を全額弁済した時点にて、債務者の資力に応じて免除等を検討する予定とのことである。

評価

合意に従った弁済が継続しており、順調な債権回収が行われている。

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
145	32	1	呉高等学校 38人	授業料	非強制徴収公債権

債権の概要

呉高等学校に係る授業料債権である。

関連法規等

- ・ 呉市立呉高等学校条例 3 条
- ・ 呉市立呉高等学校条例施行規則 2 条
- ・ 呉市立呉高等学校学則 29 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 校納金管理システム（LEPCOS）	無

過去 5 年間の推移

項目		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	56,717,100	56,707,200	56,786,400	56,756,700	55,172,700
	収入額(円)	56,717,100	56,707,200	56,786,400	56,756,700	55,172,700
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		8	14	14	19	24

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
146	32	2	呉高等学校 38人	入学金	非強制徴収公債権

債権の概要	
呉高等学校の入学金に係る債権である。	
関連法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呉市立呉高等学校条例 3 条 ・ 呉市立呉高等学校学則 13 条

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5 年	・ 入学金納付済証明書を添付した入学願（帳票）	無

過去 5 年間の推移		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
現年度分	調定額(円)	909,650	904,000	904,000	904,000	858,800
	収入額(円)	909,650	904,000	904,000	904,000	858,800
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

納付が入学の許可要件となっており、滞納なく推移している。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
147	33	1	農業委員会 4人	農家証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
農家証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	-	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
148	33	2	農業委員会 4人	農地耕作面積証明	非強制徴収公債権

債権の概要

農地耕作面積証明に係る手数料である。

関連法規等

・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,200	1,200	1,500	900	1,500
	収入額(円)	1,200	1,200	1,500	900	1,500
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
149	33	3	農業委員会	許可の証明	非強制徴収公債権
			4人		

債権の概要	
許可の証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	600	300	900	600	600
	収入額(円)	600	300	900	600	600
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
150	33	4	農業委員会 4人	届出の証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
届出の証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	2,100	900	-	-	900
	収入額(円)	2,100	900	-	-	900
	収納率	100%	100%	-%	-%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	-	-	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	-	-	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
151	33	5	農業委員会 4人	提出証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
提出証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		-	-	-	-	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
152	33	6	農業委員会 4人	買受適格証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
買受適格証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	300	3,000	3,000	-	300
	収入額(円)	300	3,000	3,000	-	300
	収納率	100%	100%	100%	-%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	-	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	-	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
153	33	7	農業委員会 4人	贈与税・相続税納税猶予に関する 適格者証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
贈与税・相続税納税猶予に関する適格者証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	300	900	-	300	-
	収入額(円)	300	900	-	300	-
	収納率	100%	100%	-%	100%	-%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	-	0	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	-	0	-

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
154	33	8	農業委員会	引き続き農業経営を 行っている旨の証明	非強制徴収公債権
			4人		

債権の概要

引き続き農業経営を行っている旨の証明に係る手数料である。

関連法規等

・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移

項目		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	1,500	1,500	900	1,200	1,800
	収入額(円)	1,500	1,500	900	1,200	1,800
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
155	33	9	農業委員会 4人	非農地証明	非強制徴収公債権

債権の概要	
非農地証明に係る手数料である。	
関連法規等	・ 呉市手数料条例 2 条関係別表 1

時効期間	交渉や管理の状況等の記録方法	定期的な管理の有無 および内容
5年	・ 証明申請受付簿	無

過去5年間の推移		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現年度分	調定額(円)	15,600	25,800	27,600	36,300	29,400
	収入額(円)	15,600	25,800	27,600	36,300	29,400
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納繰越分	調定額(円)	-	-	-	-	-
	収入額(円)	-	-	-	-	-
	収納率	-%	-%	-%	-%	-%
期末の 滞納者数	現年分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
督促状発布件数		0	0	0	0	0

令和3年度（対象年度）の措置等

徴収猶予		換価の猶予		履行延期の特約または処分		分納誓約書の提出		訴えの提起		差押え	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納処分停止		徴収停止		免除		債権放棄		消滅時効期間経過		時効援用	
人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額	人数	合計額
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

債権の管理状況

前払いであり、支払の後に証明書が発行される。

評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

第4章 監査結果および意見一覧

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
-	複数共通	38 ページ	—	【指摘1】	呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分について、期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。
-	複数共通	38 ページ	—	【意見1】	呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分に関し、分割納付誓約書を提出した場合であっても遅延損害金が発生し続ける旨を明記するのが望ましい。
-	複数共通	41 ページ	—	【指摘2】	私債権に関し、遅延損害金がほとんど徴収されていない状況を是正し、少なくとも今後発生する私債権に係る遅延損害金について原則として徴収すべきである。 全庁的に共通認識を持って上記取扱いを行うため、呉市債権管理マニュアルを再整備すべきである。
-	複数共通	42 ページ	—	【意見2】	自治法等との適合性に留意しつつ、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算する条例の規定を定めること等を検討することが望ましい。
-	複数共通	45 ページ	—	【指摘3】	任意の財産調査に関し、収入・資産等に関する客観的な資料提出をほとんど受けられていない状況を是正し、滞納者に対し、積極的に資料提出を求めるべきである。
-	複数共通	46 ページ	—	【意見3】	任意の財産調査に当たり、滞納者に対し、個人情報提供に係る同意書の提出を積極的に求めるべきである。
-	複数共通	47 ページ	—	【意見4】	滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
-	複数共通	48 ページ	—	【意見 5】	非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織し、任意での回収が困難とみられる債権について担当課から移管し、一元的に管理する体制を整備することを検討することが望ましい。
-	複数共通	49 ページ	—	【意見 6】	慎重を要するものの、非強制徴収公債権および私債権につき、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。
-	複数共通	49 ページ	—	【意見 7】	庁内での実績を踏まえつつ、滞納債権を有する担当課において、歳入の徴収または収納の委託（自治令 158 条）の検討をすることが望ましい。
1	総務課	53 ページ	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	【指摘 4】	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。
				【指摘 5】	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。
2	人事課	55 ページ	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	【意見 8】	再度、費用対効果を考慮した可能な財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。その状況から月額 1 万円の分割弁済の妥当性を検討し、必要に応じて履行延期の特約等の措置をとるべきである。
				【意見 9】	履行延期の特約をしないのであれば、今後生じる遅延損害金は徴収すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
3	人事課	57 ページ	職員手当過年 度戻入	【意見 10】	職員手当過年度戻入につき、非強制徴収公債権として扱うべきか私債権として扱うべきかを精査した上、私債権として扱うべき場合にはこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。
				【指摘 6】	財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。 真に資力がなければ履行延期の特約または処分をするべきである。資力のある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとるべきである。
				【意見 11】	債権管理台帳の記載に正確を期すべきである。
4	情報 統計課	61 ページ	有線放送施設 使用料（豊 浜）	【指摘 7】	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【指摘 8】	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
5	情報 統計課	63 ページ	有線放送施設 使用料（豊）	【指摘 9】	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【指摘 10】	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。
6	管財課	65 ページ	貸家料	【意見 12】	時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手順をとるべきであった。
				【意見 13】	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
7	管財課	67 ページ	貸地料	【指摘 11】	<p>本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。</p> <p>なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。</p>
				【意見 14】	<p>滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。</p> <p>費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。</p>
				【意見 15】	<p>時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。</p>
				【意見 16】	<p>滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。</p>

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
24	市民 窓口課	105 ページ	アウトソーシ ングに係る レジ保守管理 費相当分	【意見 17】	債権管理台帳が作成されていない。従前から委託業者の滞納がなかったため実質的な問題が出ているわけではないものの、条例で求められている債権管理台帳を作成すべきである。
25	人権・男女 共同参画課	107 ページ	世帯更生資金 貸付	【意見 18】	消滅時効期間経過および破産免責済みの債権について、呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。
				【意見 19】	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【指摘 12】	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
56	福祉 保健課	169 ページ	災害援護資金 償還金	【指摘 13】	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。
				【指摘 14】	滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。
				【意見 20】	償還金の支払猶予や償還免除等の措置がなされていない債権について、時効更新の措置を徹底すべきである。
				【意見 21】	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。
57		173 ページ	住宅整備資金 償還金	【意見 22】	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【指摘 15】	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。
				【指摘 16】	滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。
				【意見 23】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
65	保険 年金課	195 ページ	後期高齢者医 療保険料	【指摘 17】	延滞金の計算および徴収を行うべきで ある。
66		201 ページ	返納金	【指摘 18】	滞納者に対しては、財産調査を実施の 上、滞納者の収入・資産等の資料を取得す るよう努力すべきである。資力がない場合 には履行延期の特約（自治令 171 条の 6） 等の措置をとり、資力がある場合または財 産調査に非協力的な場合には、法的手続・ 民事執行の手続をとることを検討すべきで ある。
68	介護 保険課	207 ページ	介護保険料	【指摘 19】	分割納付誓約書の提出なく口頭約束のみ で分割納付が行われているものについて は、時効更新等の証拠を確保する観点か ら、分納誓約書等の書面提出を受けるべき である。
				【指摘 20】	延滞金について、債権回収対策室に移管 されなければ徴収がされていない。これ は、介護保険料が制度開始当初（平成 12 年 4 月）から年金天引きによる徴収を基本 としており、延滞金が生じることを想定し ていなかったため、管理システムにおいて 滞納状況や延滞金額を記録する設定となっ ておらず、実務上もこれを計算できていな いことが要因である。 そもそも滞納額が多額になるおそれは低 くそれに伴う延滞金についても僅少と考 えられるが、法に準拠し延滞金の計算および 徴収を行うべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
70	高齢者 支援課	215 ページ	高齢者保護入 所措置費	【意見 24】	今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令 171 条の 6）の措置をとるのが望ましい。
71		217 ページ	シルバーハウ ジング入所者 負担金	【意見 25】 【意見 26】	今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令 171 条の 6）の措置をとるのが望ましい。 今後、滞納を生じた場合、遅延損害金を請求すべきである。
72	病院事業課	219 ページ	診療等未収金	【指摘 21】	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。
				【指摘 22】	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
72	病院事業課	219 ページ	診療等未収金	【意見 27】	時効期間を経過した債権があると見られるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。
				【意見 28】	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。
73	生活支援課	223 ページ	現年度戻入金	【意見 29】	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
74	生活支援課	225 ページ	過年度戻入金	【意見 30】	担当課は、生活保護が廃止された債務者に対し、財産調査を行っていない。しかし、適切な債権回収のためには債務者に対する財産調査は不可欠である。生活保護廃止の理由が、逮捕・勾留の場合に調査が困難であるのはやむを得ないとしても、その他の場合には債務者の財産調査を適切に行うべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
75	生活支援課	227 ページ	生活保護返還 金	【意見 31】	生活保護法 63 条に基づく生活保護費返還債権は、法改正によって平成 30 年 10 月 1 日以降に支給された生活保護費については、原則として強制徴収公債権となる。このため、法律上履行延期の処分（自治令 171 条の 6 第 1 項）をなし得ない。担当課は、法改正前と同様の書式を利用しており、一見、履行延期の処分と見えるような書式を採用していることについて、強制徴収公債権となる債権に対しては取扱いを是正するのが望ましい。
				【意見 32】	担当課は、生活保護費の支給を廃止した債務者に対して改めて財産調査を行っていない。債務者は、従前、生活保護費を受給していた者であり、債権回収が可能な事例は少数であると想定されるものの、収入増加によって生活保護費の支給が廃止された場合等においては債権回収の可能性もある以上、費用対効果を考慮しながら可能な限り債務者からの財産調査を行い、その上で債権回収の是非を検討すべきである。
76		229 ページ	生活保護徴収 金	【意見 33】	生活保護受給中の債務者に対して生活保護法 29 条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を改めて行っていない。 債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきであるが、そうであるとしても、滞納後、費用対効果を考慮した財産調査を改めて行った上で、徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、債権回収を行わないことを正当化する処分を適切になすべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
77		231 ページ	母子父子寡婦 福祉資金貸付 金	【指摘 23】	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。
				【意見 34】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して委託や法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。
78	子育て 支援課	233 ページ	母子父子寡婦 福祉資金貸付 金 雑入（資 格喪失分）	【指摘 24】	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。 ただし、過去の違約金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。
				【意見 35】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
79	子育て 支援課	235 ページ	放課後児童会 保護者分担金	【指摘 25】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の処分（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
80		237 ページ	児童扶養手当 等資格喪失分	【指摘 26】	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。
81		239 ページ	子育て世帯臨 時特例給付金 返還金	【指摘 27】	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。
				【指摘 28】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
83	子育て 施設課	243 ページ	副食費	【意見 36】	債権の性質およびこれに基づく取扱いの方法を確認しておくことが望ましい。
				【指摘 29】	<p>滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。</p> <p>私債権として扱う場合において、費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。</p>
90	環境政策課	257 ページ	ごみ処理手数料	【指摘 30】	<p>本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。</p> <p>なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。</p>
				【意見 37】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
109	環境施設課	295 ページ	地域下水道使 用料（竹田 浜）	【意見 38】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
121	港湾漁港課	319 ページ	港湾施設使用 料（特別会 計）	【指摘 31】	港湾使用料納付・処理状況（収入未済分）によると、最初の納付は平成 23 年 8 月となっており、相当長期間に分納となっている。経緯を含め管理状況を正確に把握するために、文書等の記録を残しながら管理する必要があると考えられる。特に、分割納付については、文書で誓約書の提出を受けるべきである。
				【指摘 32】	滞納債権に関する延滞金を計算・徴収すべきである。
123		323 ページ	電気使用料 （一般会計）	【意見 39】	少額になると予想されるが、不徴収の法的根拠がない限り遅延損害金は計算・徴収すべきである。
129	建築指導課	335 ページ	危険空き家の 緊急安全措置 業務委託費	【意見 40】	適切な債権管理、回収業務に向けて、適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。
				【指摘 33】	遅延損害金について請求すべきである。
				【指摘 34】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
130	住宅政策課	337 ページ	住宅使用料	【意見 41】	住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。
				【意見 42】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【意見 43】	連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも借借人が滞納を開始してから 3 か月後には請求するよう徹底すべきである。
				【意見 44】	住宅使用料の滞納によっても明渡等の請求を行わない場合、滞納額の増加の状況および明渡請求を行っていない旨を連帯保証人に適宜通知して了解させておくなどの措置を講じるべきである。
				【指摘 35】	原状回復費用を請求しない現在の対応を改め、原状回復費用を退去者に請求すべきである。また敷金からの原状回復費用の控除も徹底すべきである。
131		341 ページ	駐車場使用料	【意見 45】	住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。
				【意見 46】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【意見 47】	滞納者に対して駐車場使用許可を取り消し、滞納債権の増加防止する方法も考えられる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
132	住宅政策課	343 ページ	店舗使用料	【指摘 36】	滞納者に対し、遅延損害金を請求すべきである。
				【意見 48】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。
				【意見 49】	連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも借借人が滞納を開始してから 3 か月後には請求するよう徹底すべきである。
133		345 ページ	住宅新築資金 等貸付金	【意見 50】	時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮等を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。
				【意見 51】	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
133	住宅政策課 住宅政策課	345 ページ	住宅新築資金 等貸付金	【指摘 37】	担当課は、遅延利息を滞納者に請求していない。呉市住宅資金貸付条例によれば、災害その他の事情にて償還期限までに貸付金を償還することが極めて困難となった場合には遅延利息を請求しないことができるものの、担当課においてかかる事情の有無を十分に調査しているとは認められない。
				【意見 52】	担当課は、滞納者の資産・収入に関する調査をほぼ行っていない。設定している抵当権についても実行したことがない。さらに連帯保証人への請求もほぼ行っていない。これらの債権管理によって消滅時効期間が満了した債権が多い状態である。担当課は、滞納者への対応マニュアルを整備し、それに従った債権回収を徹底すべきである。
				【意見 53】	担当課は、元金回収を優先することを理由に、滞納者に期限前償還を求めることが可能な状態にもかかわらずこれを行っていない。しかし、期限前償還を求めることが元金回収につながるか否かは、滞納者の資産・収入状況次第である。担当課は、滞納者の資産・収入を十分に調査した上で、期限前償還の要否および訴訟等の要否を決すべきである。
134		349 ページ	手数料	【意見 54】	債権管理台帳の管理方法について、適切に管理されるよう是正されたい。
				【意見 55】	呉市私債権管理条例による放棄を検討されたい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
135	土木総務課	351 ページ	道路占用料	【意見 56】	事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。
136		353 ページ	河川占用料	【意見 57】	事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。
137		355 ページ	公園使用料	【意見 58】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
138	上下水道局 営業課	357 ページ	水道料金	【指摘 38】	滞納者に対しては、遅延損害金について請求すべきである。
				【指摘 39】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。
139		359 ページ	下水道使用料	【指摘 40】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ徴収猶予や滞納処分の執行停止などをすべきであり、資力がある場合には滞納処分を検討すべきである。
140		361 ページ	水洗便所改造 資金貸付償還 金	【意見 59】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。
				【指摘 41】	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。 なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性があることも検討する必要がある。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	指摘・意見	内容
142	学校教育課	365 ページ	中学校就学援 助費	【指摘 42】	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。
				【意見 60】	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

第5章 まとめ

本件包括外部監査の結果を一つだけ、端的に言えば、「非強制徴収公債権および私債権の滞納債権の回収が弱い。」、ということが挙げられる。

非強制徴収公債権および私債権の滞納者に関する財産調査は、履行延期の特約等をすべきであるのか、法的手続へ移行すべきであるのか等を判断するために必須となる。そして、判断自体を客観的資料に基づいて行うために、また、その判断の妥当性を事後的に検証可能なものとしておくために、滞納者の収入状況・資産状況等の資料の提出を受けて確保しておくべきところである。

しかしながら、現状、債権回収のための収入・資産等の客観的資料収集は担当課においてほとんどなされていない。そのため、正規の履行延期の特約等の手続も法的手続への移行も、ほとんどなされていない。

結果、法律上の要件充足を必要としない分割納付を認める形で回収が図られている。その際に本来徴収されるべき私債権の遅延損害金については、ほとんど無視されている。

上記状況の原因は、個別の担当課や個別の担当者の怠慢といった属人的な問題にあるわけではない。

そもそも非強制徴収公債権および私債権には、強制徴収公債権のような強力な権限が与えられておらず、財産調査の手間や回収のための法的手続等の負担が大きい。

また、財産調査や法的手続は、担当課にとって主たる業務というわけではなく、その知識経験といったノウハウの蓄積は困難である。担当課にとって中心となる行政サービスではない債権回収に注力するのは容易ではない。

担当課にとっては、督促・催告程度で徴収可能な滞納者からの回収で手一杯となり、督促・催告程度では徴収できない滞納者にまで手が回らないのではないかと推察される。

このような状況を制度的に解決する方法が望まれるところである。

本報告書においては、解決方法の例として、非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備（47 ページ）等を挙げているところである。

本包括外部監査が、今後の呉市の債権管理に役立つことになれば幸いである。

最後に、本包括外部監査に御協力いただいた全ての方々に感謝申し上げます。

以上